設置の趣旨等を記載した書類　目次

１. 設置の趣旨及び必要性・・p.1

２. 学部・学科等の特色・・・p.7

３. 学部・学科等の名称及び学位の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.10

４. 教育課程の編成の考え方及び特色・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.11

５. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.31

６. 実習の具体的計画・・・p.36

７. 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画・・・p.40

８. 取得可能な資格・・・p.42

９. 入学者選抜の概要・・・p.43

１０. 教員組織の編制の考え方及び特色・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.51

１１. 研究の実施についての考え方,体制,取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.54

１２. 施設,設備等の整備計画・・p.55

１３. 管理運営・・・p.58

１４. 自己点検・評価・・p.63

１５. 情報の公表・・・p.66

１６. 教育内容等の改善を図るための組織的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.71

１７. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.78

１．設置の趣旨及び必要性

（１）社会学科の設置の趣旨

１）広島国際大学の沿革と概要

本学は平成 10 年 4 月に開学し、現在学部は保健医療学部、総合リハビリテ ーション学部、健康スポーツ学部、健康科学部、看護学部、薬学部の 6 学部 11 学科、大学院は看護学研究科、医療・福祉科学研究科、心理科学研究科、薬学研究科の４研究科、専攻科として助産学専攻科を設置し、学部に 4,039 人、大学院研究科に 56 人、専攻科に 8 人の学生が在籍（令和４年５月現在）している。

本大学は『命の尊厳と豊かな人間性』を基本とした上で、『新しい時代が求める専門的な知識と技術の修得を進めるとともに、健康・医療・福祉の分野において活躍しうる職業人を育成する。』ことを教育の理念とし、『ひとと共に歩み、こころに届く医療を実践する専門職業人を育成し、加えてあらゆるひとの健康と幸福に資する研究を推進する。もって広く社会に貢献する。』を目的に掲げ、教育研究を行ってきた。

これらの理念・目的の下、開学以来、地域社会における健康・医療・福祉分野に関する高等教育の場として、大きな役割を果たすとともに、常に教育研究環境の整備と充実に努めてきたことから、地域社会における高等教育機関としての存在感とその重要性を高め、これまで有為な人材を数多く輩出している。

２）社会学科の設置の経緯

18 歳人口の減少など高等教育を取り巻く社会情勢は急速に変化しており、特に中四国地区においては、都市圏への学生の流出により、定員割れとなる大学も少なくない。このような状況の中、2037 年までの長期ビジョンとして「『ともにしあわせになる学び舎―ひとをつなぎ くらしをつなぎ 未来へつなげる―』広島国際大学に関わるすべてのひとが、ともに学び、ともに活動し、ともに成長することによって、地域社会や人々をしあわせな未来につなげていく大学となる。」を将来像として掲げている。さらに①時代の変化に対応し、未来に向けて、学内はもとより、学園設置学校や地域社会と連携した環境を整備すること、②自ら学ぶ精神を育み、人とのつながりを深めて人間的に成長し、自分と他者のしあわせ(Well-being)を実現しうる人材を育成すること、③地域を学びのフィールドとし、グローバルな視点を持って、様々な環境にある人と主体的に活動すること、の 3 点を本学の長期目標として設定している。本学が 18 歳人口の減少する中で存在意義を見出し、ステークホルダーに選ばれる大学となるためには、人と人とのつながりや連携を重視し、地域での活動をこれまで以上に活発化させることが主要な課題であると認識している。

この課題に対して本学が注力していきたい具体的な事業としては、地域住民を

対象とした公開講座の「広国市民大学」や地域住民の健康寿命を延伸するための拠点として開設した「しあわせ健康センター」の拡充である。さらに社会学科を設置することで、「政策」「まちづくり」に関する課題を自治体や地元企業、地域住民と協働して解決に導く人材、地域に暮らす人々や多様な関係機関と協働しながら、豊かな人間性と高度な専門性を発揮して解決に取り組む人材を育成することで、地域社会から求められる大学へと変革していく。

３）社会学科の概要

今般、設置する社会学科は、１学科２専攻（地域創生学専攻、社会福祉学専攻）とし、専攻ごとに入学定員を設定する。

社会学の学びを軸として、進路に合わせて体系的な学びを展開する。

【健康科学部社会学科の概要】

学部	学科名	専攻名	入学定員	収容定員	位置
健康科学部	社会学科	地域創生学専攻	60 人	240 人	【呉キャンパス】 広島県呉市広古新開 5-1-1
		社会福祉学専攻	40 人	160 人	【東広島キャンパス】 広島県東広島市黒瀬 学園台 555 番地 36

（２）社会学科の設置の必要性

地域社会の活力の低下や多極分散型の国家形成の必要性も踏まえ、近年、地方大学の役割に注目が集まっている。特に大学は、地域における人材育成や地域産業の発展、シンクタンクとしての機能など幅広い観点での貢献が期待されている。

また、少子化や生産年齢人口の減少等による影響は特に地方部において大きく、地域の活力が低下しつつあることが指摘されている。この様な中において、一極集中から脱却し、地域分散型の社会を実現していくためには、地域の魅力を向上させ、地域をより一層成長させていく地方創生の取組の重要性が増してきている。

このような状況を踏まえ、健康科学部医療福祉学科を健康科学部社会学科へ改組し、地方創生への貢献に資することのできる人材を養成し、社会の要請に応える。

【別紙資料 1】「魅力ある地方大学を実現するための支援の在り方について」

（３）養成する人材像と身に付ける能力

本学科の設置にあたり、養成する人材像を「地域の持続的な発展を推進する施策に関する幅広い知識を有し、地域生活課題の背景にある社会状況や社会構造、人々の暮らしや営みを的確に捉え、関係機関と協働しながら社会課題の解決を図ることで、人々の健康としあわせをサポートできる人材を養成する。」とし、その具体的な能力を本学部のディプロマ・ポリシーとして設定している。

本学部の養成する人材像を実現するため、学生には以下の能力を身に付けさせる。

【身に付ける能力】

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2021」では、基本的な考え方として、「ひとの力」（ヒューマン）によって、地域が抱える課題を解決し、地方の魅力を高めていくことの重要性について述べられており、本学の社会学科では①情報収集・分析力、②対話力、③地域リーダー力、④行動力・実行力、⑤課題解決力の５つの力を地域が抱える課題を解決し、地方の魅力を高めていくために必要なマネジメントスキルとして修得することを目指している。

（４）教育研究上の目的とディプロマ・ポリシー

本学科の養成する人材像を実現するための教育研究上の目的とディプロマ・ポリシーは以下に示す通りである。なお、本学科は 1 学科 2 専攻の構成であるため、ディプロマ・ポリシーをはじめとする 3 ポリシーは、専攻ごとに設定する。

【教育研究上の目的】

地域共生社会の実現を目指して、地域の持続的な発展を推進する施策を展開する自治体・企業、社会福祉関連施設・機関等との連携により、地域生活課題の解決を図り、地域やそこで暮らす人々のしあわせな未来像を描き、共創できる力の修得を目指す。

【ディプロマ・ポリシー】

［１］地域創生学専攻

１）命の尊厳を理解し、豊かな人間性と倫理観を有している。
２）コミュニケーション力、チームワーク・リーダーシップ、課題発見力、計画実行力、自己管理力、社会人としての常識を身につけている。
３）現代社会、社会福祉の根本的な理論を身につけている。
４）データサイエンス、社会調査の基礎理論、地域社会の多様な人材・事業体をつなぐマネジメントの理論・手法、多様な自己表現、プレゼンテーション手法を身につけている。

５）時代とともに変化する地域課題対応し、生涯にわたり主体的に学び続け、次世代を拓く意欲と態度を身につけている。

［２］社会福祉学専攻

１）社会課題の解決のために社会学及び社会福祉学の基礎理論にもとづき情報収集・分析する能力を有している。

２）「フィールドワーク」をはじめとする実践的な学修を通じて培った協働する力、コーディネートする力、企画・運営する実践力、プレゼンテーションする力を有している。

３）地域やそこで暮らす人々の生活に根ざした地域共生社会の実現のために、ソーシャルワーカーとして専門的な知識や技能を有している。

４）生涯において、自らの実践を省察し、分析することを通して自己研鑽に努め、社会の発展のために寄与できる姿勢を身につけている。

【養成する人材像とカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの相関】

［１］地域創生学専攻

本専攻では、本学科の養成する人材像である「地域の持続的な発展を推進する施策に関する幅広い知識を有し、地域生活課題の背景にある社会状況や社会構造、人々の暮らしや営みを的確に捉え、関係機関と協働しながら社会課題の解決を図ることで、人々の健康としあわせをサポートできる人材」にもとづき、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを構成している。そのうち「地域の持続的な発展を推進する施策に関する幅広い知識を有し」についてはディプロマ・ポリシーの１・２と相関し、カリキュラム・ポリシーの１・３・４・５と相関している。「地域生活課題の背景にある社会状況や社会構造、人々の暮らしや営みを的確に捉え」はディプロマ・ポリシーの１・２・３・４と相関し、カリキュラム・ポリシーの１・２・３・４・５と相関している。また「関係機関と協働しながら社会課題の解決を図る」はディプロマ・ポリシーの１・２・４・５と相関し、カリキュラム・ポリシーの１・２・３・４・５と相関している。

［２］社会福祉学専攻

本専攻では、本学科の養成する人材像である「地域の持続的な発展を推進する施策に関する幅広い知識を有し、地域生活課題の背景にある社会状況や社会構造、人々の暮らしや営みを的確に捉え、関係機関と協働しながら社会課題の解決を図ることで、人々の健康としあわせをサポートできる人材」にもとづき、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを構成している。そのうち「地域の持続的な発展を推進する施策に関する幅広い知識を有し」についてはディプロマ・ポリシーの１・２と相関し、カリキュラム・ポリシーの２・４と相関している。「地域生活課題の背景にある社会状況や社会構造、人々の暮らしや営みを的確に捉え」はディプロマ・

ポリシーの１・２・３・４と相関し、カリキュラム・ポリシーの２・３・４・５と相関している。また「関係機関と協働しながら社会課題の解決を図る」はディプロマ・ポリシーの２・３・４と相関し、カリキュラム・ポリシーの１・３・４・５と相関している。

（５）組織として研究対象とする中心的な研究分野

本学科の中心となる研究分野は、社会学であるが、社会福祉学の領域と有機的に関連する点に特長がある。社会学が対象とするのは、人々の生活が織りなされる場であり、これらの場における社会現象を事実に基づき経験的に明らかにする実証的学問であると同時に、さまざまな概念を用いて社会現象を説明することを求める理論的学問でもある（参照：日本学術会議「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 社会学分野」2014)。一方、社会福祉学も、人々の生活を対象としており、人々が抱えるさまざまな地域生活課題に対して、社会的な支援のあり方を現実に即して実証的に考察し、展開する学問であり、実践である。生活のなかで立ち現れる課題の背景についてアセスメントするとともに、多様な人々の幸福（Well-being）を追求するための方策を示し、実践する（参照：日本学術会議「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 社会福祉学分野」2015)。両学問の隣接性、関連性をふまえながら、さらに、心理学、教育学、経営学、経済学、文化人類学、地域研究など多様な学問領域と横断的に切り結びながら、本学科ではフィールドワークを中心に体験的な学びを通して、論理的な思考力や実践力を培うことができる特長を最大限に活かし多様な研究領域にアプローチしていく。

（６）卒業後の進路

社会学は、社会のあり様を研究する学問であり、これまでの社会のあり方や現状を分析し、それらをふまえた将来予測を行うなど、私たちが生きている社会のことを理解し、よりよく生きるための方向性やそのヒントを示してくれる学問である。この社会学を基礎的なスキルとして、「俯瞰的に全体を見る視点」を養い、大きな視野で、社会貢献できる人材を育てる地域創生学専攻と、ひとりひとりをきめ細かくみる視点を養い、地域の「ひと」に寄り添う人材を育成する社会福祉学専攻において、後述する教育課程の専門科目において設定する特色ある科目を活かし、以下の卒業後の進路を想定している。

［１］地域創生学専攻

［地域学系科目］

多様な地域課題の事例を教育に用いることで、多角的な視点を持って地元の課題を解決するためのアプローチ方法を提案できるスキルを身につけることで、以下の職種や業種への就職を想定している。

・行政、地方公務員
・ＮＰＯ、公共団体

［データサイエンス系科目］

エビデンスに基づいた解決策を提案するために必要な「情報を正しく扱う力」、「データを効果的に扱う力」を身につけることで、以下の職種や業種への就職を想定している。

・インターネット、情報通信関係
・金融関係
・コンサルティング、シンクタンク
・不動産業

［起業人育成系科目］

起業家意識を持ち健康やスポーツ、食分野などで企画提案できる力を身につけることで、以下の職種や業種への就職を想定している。

・ヘルスケア産業
・教育産業
・スポーツ産業

［２］社会福祉学専攻

［社会福祉・精神保健福祉系科目］

豊かな人間力と高度な専門性を備え、その人らしい生活・幸せをクリエイトするために必要な計画・企画力、コミュニケーション力、デザイン力、プレゼンテーション力などの実践力を身につけることで、以下の職種や業種への就職を想定している。

・医療保健業
・社会福祉施設
・教育・研究業

［フィールドワーク系科目］

・行政、地方公務員
・ＮＰＯ、公共団体
・ヘルスケア産業

２．学部・学科等の特色

（１）健康科学部の特色

本学部は、健康増進を形成する基本要素となる「交流、休養、栄養・食生活」等の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善について、幅広く学ぶことにより、地域や一般企業等へ健康増進・組織活性化に向けて貢献できる人材を輩出することを特色としている。

そのために、「社会学科」、「医療経営学科」、「心理学科」、「医療栄養学科」の学問領域を横断的に学べる教育体系として、他学科開講授業の一部を履修できるようにしている。

また、健康・医療・福祉分野の総合大学ならではの教育として、高度化・専門化が進む健康、医療、福祉領域の現場において求められる「チーム医療」の推進役となる人材を育成するために、平成 25 年度入学生から全学生を対象に、学部・学科の垣根を越えた全学的な「専門職連携教育(IPE)」を導入している。本学部においても「専門職連携教育(IPE)」を導入し、初年次に健康、医療、福祉に関わる分野の専門職の仕事を理解することから始まり、専門職のチームとはどのようなものか、また、学生各自がめざす専門職がどのように利用者に携わることができるかを在学中に学ばせる。

これらの教育を通して、新しい時代が求める専門的な知識と技術を修得し、健康・医療・福祉の分野において活躍しうる専門職業人の育成を行う。

（２）社会学科の特色

現在、地方は、急速な人口減少や少子高齢化、都市部への労働力の流出等の状況により、経済の衰退や人材不足、行政サービスの質の低下など、さまざまな生活上の課題を抱えている。このような地方が抱えている生活上の課題は、近い将来、大都市、さらには世界が直面するものと推測される。いわゆる、地方が、今後、あらゆるところで起こり得る地域生活課題を先取りする形で体験しているということである。

本学科は、地方に本拠地を置く大学であり、その地域特性を学びの場として、教育、研究に活用するとともに、地域にその成果を還元する。連続的、重層的なフィールドワークの体験のなかで、地域住民、また地域のさまざまな関係機関・団体、社会福祉の専門職と協働し、地域生活課題に向き合い、解決に向けて実践していくことによって、地域を活性化し、誰もが暮らしやすい社会づくりに貢献する人材を養成する。

（３）地域創生学専攻

国際化及び多様化・複雑化する時代に対応し、各分野の専門職業人とともに、地域や企業・各種団体と協働しながら、地域社会を取り巻く様々な問題や課題解決に取り組む姿勢と力を身に付けることを目指す。多角的な視点を持って地元の課題を解決するためのアプローチ方法を提案できるスキル、エビデンスに基づいた解決策を提案するための「情報を正しく扱う力」、「データを効果的に扱う力」、現場で必要な問題解決能力や実行力、起業家意識を持ち、健康やスポーツ、食や医療・福祉等と連携した企画・提案できる力を身に付けた人材養成を養成する。

１）専門性と幅広い知識を持った専門職業人の養成

社会調査士、社会教育士、防災士、学芸員等の資格取得も可能で、卒業後は、地域創生、地域貢献に取り組む企業をはじめ、行政や教育機関、社会福祉・保健医療機関等で活躍できる専門職を養成する。社会学の学びを基礎とし、4 年間を通してフィールドワークを行いながら、地域創生に求められる起業家意識、地域探求・認知、データサイエンス、表現・コミュニケーションなど多様なカリキュラムを設定し、幅広い学びが可能である。

（４）社会福祉学専攻

本専攻が考えるソーシャルワークは、「支援を必要としている人が、安心して幸せに生活できるように、社会生活で生じる困難を人と環境との調整をはかりながら、その人とともに解決すること」である。日々の暮らしの中には様々な困難が生じ、誰かの支えが必要になることがあり、社会福祉学が果たす役割は非常に重要である。本専攻では、ソーシャルワークを基盤として総合的に支援ができる福祉専門職（「社会福祉士」、「精神保健福祉士」）の養成を目指す。また社会福祉学の視点を基盤として幅広い視野で地域の課題に取り組むことのできる社会人を養成する。

１）専門性と福祉マインドを持った社会人の養成

様々な生活上の問題を抱える地域の人々を対象に、協働して問題解決に取り組むソーシャルワーカーの養成を目指し、子どもから高齢者まで、課題に直面している人々と、「ともに問題解決に取り組む」姿勢と力を身に付けることを目指す。社会学・社会福祉学を基盤とした学修を通じて、利用者の参加や自己決定を支え、福祉サービスを効果的に活用し、様々な専門職と連携できる社会福祉士・精神保健福祉士を養成する。また、社会福祉士・精神保健福祉士の指定科目に加え、介護福祉学の基礎を学ぶ科目や子ども家庭ソーシャルワークに特化した科目を配置し、視野の広い専門職を養成する。また、社会学及び社会福祉学を基盤にした学びを修得することで福祉マインドをもち、地域の課題に幅広い視野を持って取り組むことのできる社会人を養成する。卒業時に希望する資格や免許を取得して、行政や教育機関、社会福祉施設、保健・医療機関、一般企業等で活躍できる専門職及び社会人を養成する。

２）実践的な学びを通じた豊かな人間力と専門性の涵養

地域や社会福祉の現場などにおけるフィールドワークにおいて、地域の人々や関係機関等との協働を通じて、専門性及び社会人に必要な課題解決のための知識・スキルである関係形成力、コミュニケーション力、アセスメント力、計画・企画・実践力に　加え、デザイン力やコーディネート力、プレゼンテーション力を醸成する。

また、地域そのものをキャンパスと捉え、地域で活躍する福祉専門職や地域住民との交流を通じて地域の人々の生活や地域の課題を具体的に理解し、課題解決に必要な姿勢・知識・技術を実践的に修得させる。さらに、「健康・医療・福祉」に関する多角的なビジネス展開の仕組みについて理解する機会や、キャンプ研修など自然に親しむ活動を通じて、災害時の支援やチームで協働して活動する際に必要な知識・技術を修得する機会を持つ。

３．学部・学科等の名称及び学位の名称

本学科は、「地域共生社会の実現を目指して、地域の持続的な発展を推進する施策を展開する自治体・企業、社会福祉関連施設・機関等との連携により、地域生活課題の解決を図り、地域やそこで暮らす人々のしあわせな未来像を描き、共創できる力の修得を目指す。」ことを教育研究上の目的とすることから学科名称は「社会学科」とする。なお、学科は１学科 2 専攻となり、それぞれ「地域創生学専攻」、「社会福祉学専攻」とする。

英訳名称について学科は「Department of Sociology」、専攻については、地域創生学専攻「Bachelor of Regional Development」、社会福祉学「Bachelor of Social Work」とする。

学 部	学 科	学 位
健康科学部 （Faculty of Health and Wellness Sciences）	社会学科 （Department of Sociology）	学士（地域創生学） （Bachelor of Regional Development）
		学士（社会福祉学） （Bachelor of Social Work）

４．教育課程の編成の考え方及び特色

（１）教育課程の編成方針

本学科では、教育研究上の目的を実現し、人材を養成するために、教育課程を「スタンダード科目」「オプション科目（「ベーシック」「アドバンスド」「留学生特例科目」）」、「専門教育科目」の 3 つの科目区分から編成することとする。「スタンダード科目」「オプション科目」においては、中央教育審議会答申（平成 24 年 12 月 24 日「学士課程教育の構築に向けて」）で示されている「各専攻分野を通じて培う学士力～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～」を踏まえた科目区分を設定するとともに、科目区分ごとの目的を明確にした上で、養成しようとする知識や能力に基づき、具体的な教育目標を立て、その教育目標に対応した授業科目を配置した教育課程を編成している。また、「専門教育科目」では、4 年間の学修期間を通して、講義から演習、演習から実習へと発展させるための体系的な授業科目を配置している。

地域における複雑化・多様化する課題の解決を可能とする人材養成のために必要な基礎的な知識・理論及び実践的なスキルを修得するために各専攻では以下のような教育課程の編成や授業科目の設定を行っている。

［１］地域創生学専攻の編成方針

地域創生学専攻での教育目標は、「命の尊厳を理解し、人と地域に寄りそえる豊かな人間性を備え、多様化・複雑化・国際化する時代に対応し、各分野の専門職業人とともに、地域や企業・各種団体と協働しながら、地域社会を取り巻く様々な問題を整理し解決に導く」人材を養成することである。この目標を達成する教育課程は、資格取得のための講義や演習、実習に留まらず、専門的な学びを深めるため、地域住民や企業、行政、各種団体との連携の中で、地域創生の専門職に求められる知識や技術について、学内・学外での実践的場面での経験を中心とした学修内容を重視している。また豊かな人間性を涵養し、高度な専門知識・技能を教授するために、学生の個性や自主性、自律性を発揮できるよう配慮することを編集の基本方針とする。

この基本方針を基に、「専門基礎科目」と「専門科目」に、さらに「専門科目」を「地域学系科目」「起業人育成系科目」「データサイエンス系科目」「コミュニケーション・表現系科目」「フィールドワーク系科目」「関連科目」と 7 科目区分とし、各区分で必要となる知識・技能、及び実践力の涵養のための科目群を履修モデルとして設定する。

【地域創生学専攻 カリキュラムポリシー】

カリキュラムポリシー
本学の教育は「命の尊厳と豊かな人間性」の基本理念の追求に基づいています。多様化・複雑化・国際化する時代において、地域社会を取り巻く様々な問題や課題に取り組むことができる専門職業人を育成するため、社会学の学びを基盤として、地域創生学に関する専門的な知識・技術・態度の修得を通じた基本理念の追求を教育研究上の目的とし、その達成のために以下のカリキュラムを編成します。それぞれの教育科目については、各分野において適切な学修方法と学修資源を選択します。また、学修の評価についてはアセスメント・ポリシーに記す方針に従い、採用した学修方略に対応する適切な評価方法を選択します。 １）職業人としての教養と広い視野を育成するスタンダード科目、オプション科目 命の尊厳の理解をはかり、豊かな人間性と倫理観を育成するとともに、自主的に課題発見、探求する姿勢を育むため、スタンダード科目とオプション科目を配置します。 ２）実践力を育成する専門職連携教育、フィールドワーク教育 コミュニケーション力、チームワーク・リーダーシップ、課題発見力、計画実行力、自己管理力、社会人としての常識を身に付けるため、専門職連携教育及び地域連携型フィールドワーク教育を配置します。 ３）現代社会、社会福祉の基礎を身に付ける専門基礎科目 現代社会、社会福祉の根本的な理論について学ぶため、専門基礎科目を配置します。 ４）協働、問題解決に係る基礎を学ぶ専門科目 データサイエンス、社会調査の基礎理論、地域社会の多様な人材・事業体をつなぐマネジメントの理論・手法、多様な自己表現、プレゼンテーション手法について学ぶため、専門科目を配置します。 ５）自主性、自律性を育む関連科目 時代とともに変化する地域課題に対応し、生涯にわたり主体的に学び続け、次世代を拓く意欲と態度を身につけるため、生涯学習やキャリア形成等の学修を配置します。

［２］社会福祉学専攻の編成方針

本専攻の教育目標は、「個人の尊厳及び主体性を尊重し、その自己実現と社会参加を促進する社会福祉を探究し、地域住民及び他の専門職と協働できる社会福祉専門職を養成する」ことである。この目標を達成するための教育課程は、資格取得のための講義や演習、学外実習に留まらず、専門的な学びを深めるために、地域住民や専門機関との連携の中で、専門職に求められる知識や技術について、実践場面での体験を中心とした学修内容を重視している。また、社会福祉学を基礎として豊かな人間性を涵養し、福祉マインド持って社会で活躍できる人材を養成するために、学生の個性や自主性が発揮できるよう配慮することを編成の基本方針とする。

この基本方針を基に、「専門基礎科目」「社会福祉系科目」「精神保健福祉系科目」「フィールドワーク系科目」「関連科目」「専門演習」の 6 つの科目区分とし、各区

分で必要となる知識･技能、及び実践力の涵養のための科目群を履修モデルとして設定する。現代における諸課題への対応、健康で文化的な暮らしを送ることができる社会環境の実現、地域社会から広く社会全般に至るまで人々の福祉向上に貢献ができる人材の育成を目標とし、教育課程を編成する。

【社会福祉学専攻 カリキュラムポリシー】

カリキュラムポリシー
地域共生社会の実現のために、地域やそこで暮らす人々のしあわせな未来像を描き、その人らしい生活づくりを支援することができる人材の育成を目指し、社会学及び社会福祉学の学びを基盤に、福祉マインドを醸成し、地域生活課題の解決のために情報収集・分析する力、多様な人々や団体・関係機関等と協働しコーディネートする力、解決プランを企画・推進する実践力を養うために、段階的、重層的に学ぶ学修カリキュラムを配置する。 １）基礎学力の充実 初年次から始まる専門職連携教育を通じて、社会福祉士・精神保健福祉士としての倫理観及び職業観を養い、多職種連携に必要な協働する力を育みます。スタンダード科目とオプション科目では個々の豊かな人間性と自主的に課題発見、探求する姿勢を育みます。 ２）社会課題の解決のための力の育成 専門基礎科目では、「社会学と社会システム」「健康社会学」「地域発見の社会学」「ユニバーサルデザイン論」「地元学」「社会福祉の原理と政策」「社会福祉の基盤と専門職」「ソーシャルワークの理論と方法」において社会学及び社会福祉学の基礎理論について学びます。 ３）実践的な学修を通じて培う力の育成 全学年を通して段階的、重層的に学修する「フィールドワーク」では、地域の人々や関係機関等との協働を通して、生活の質の向上、人々のネットワーク化を通して地域生活課題の解決を図るために必要な専門的な知識・スキルである関係形成力、コミュニケーション力、アセスメント力、計画・企画・実践力に加え、デザイン力やコーディネート力、プレゼンテーション力を醸成します。 ４）専門教育科目の充実 全学年に配当されている専門科目では、社会福祉、精神保健福祉に必要とされる基本的知識を修得するとともに、社会福祉、精神保健福祉の各分野に必要とされる専門知識・スキルを学びます。さらに、演習、実習において実践に必要なスキルを身につけ、各現場実習を通じて実践する力及び社会福祉専門職としての人間性を醸成します。 ５）自己研鑽と、社会の発展のために寄与できる姿勢の育成 ４年間の集大成としての「卒業研究」では、専門職として、また、さまざまな現場で活躍する人材として必要な問題分析力､論理的思考力､情報発信力を身につけます。また、生涯にわたり、自らの実践を省察し、分析することを通して自己研鑽に努め、社会の発展のために寄与できる姿勢を育みます。

（２）教育課程の特色及び履修順序の考え方

本学科で設定している教育課程の特色は、本大学の全学部・学科に共通して必修科目として開講される授業科目群「スタンダード科目」を、1 年次を中心に配置し、更に、より総合的な思考力を持った豊かな人間性を培うと同時に専門分野の学びを深めていく際に必要となる基礎知識が得られるよう「オプション科目」を配置している。これに併せて「専門教育科目」では、各分野の専門教育の導入的な科目と専門教育の根幹となる科目、更にそれらを応用し実践を踏まえた展開を図る科目から構成している。

［1］スタンダード科目（全学必修科目）

スタンダード科目は、全学生が必修科目として学ぶものであり、以下の科目を配置する。

① 「アカデミックリテラシー」（1 単位）
大学生活や社会に出てから必要とされる正しい日本語と数理的思考能力を育成する科目

② 「チュートリアル」（1 単位）
少人数制（8～9 人程度）による問題解決型演習を通じて学修の仕方を修得する科目

③ 「英語コミュニケーションⅠ、Ⅱ」（各 1 単位）・「英語リーディングⅠ、Ⅱ」（各 1 単位）
グローバル社会で活躍する職業人として必要なコミュニケーション能力の修得を目的とする科目

④ 「情報リテラシー」（1 単位）・「データサイエンスⅠ」（1 単位）
現代社会で活躍する社会人や職業人に必要な情報技術と知識を得るための科目

⑤ 「スポーツ学」（1 単位）・「スポーツ実習Ⅰ」（1 単位）
健康で豊かな生活を送るために必要な運動の技術と知識を得る科目

⑥ 「専門職連携基礎演習Ⅰ、Ⅱ」（各 1 単位）・「専門職連携総合演習Ⅰ、Ⅱ」（各 1 単位）
健康・医療・福祉に関わる様々な職種について理解し、連携することの重要性を学ぶ科目

⑦ 「地域創生と危機管理」（1 単位）
自らが地域と関わり、いかに貢献していけるかを学修していく科目

［2］オプション科目（学部共通）

「オプション科目」は、健康・医療・福祉分野の職業人としての基礎的能力のさらなる向上と豊かな人間性を涵養することを目的として配置している科目群であり、「ベーシック」と「アドバンスド」「留学生特例科目」に分けられる。

1）「ベーシック」科目群

「ベーシック」科目群は、「グローバル」「情報学」「人間と文化」「人間と社会」「人間と自然」「総合」の 6 つの領域から編成され、以下の科目を配置する。

① 「グローバル領域」

「中国語Ⅰ、Ⅱ」（各 1 単位）・「ドイツ語Ⅰ、Ⅱ」（各 1 単位）

中国語とドイツ語による基本的コミュニケーション能力を身に付ける科目。

② 「情報学」領域

「プログラミングⅠ」（1 単位）

コンピュータプログラムの作成に関する知識と技能を修得するための科目。

③ 「人間と文化」領域

「哲学」（2 単位）・「文学」・（2 単位）・「心理学」（2 単位）・「芸術学」（2 単位）・「文化人類学」（2 単位）

人間の文化や社会に関する基本的な知識と複合的な視点を養う科目。

④ 「人間と社会」領域

「日本国憲法」（2 単位）※・「経済学」（2 単位）・「歴史学」（2 単位）・「政治学」（2 単位）

現代社会が直面する基本的な諸問題に関する知識と総合的に判断し対処する能力を養う科目。

⑤ 「人間と自然」領域

「統計学」（2 単位）・「数学基礎」（1 単位）・「数学」（2 単位）・「物理学」（2 単位）・「化学」（2 単位）・「生物学」（2 単位）・「科学実験 a」（1 単位）・「科学実験 b」（1 単位）

統計における分析の方法や数量的スキル、生物学や科学的思考の基盤を培うための科目。

⑥ 「総合」領域

「日本語表現法」（2 単位）・「コミュニケーション論」（2 単位）

日本語を用いて自分の意思や感情を相手に伝えることができる表現能力を修得するための科目。

２）「アドバンスド」科目群

「アドバンスド」科目群では、「ベーシック」科目群の領域を更に幅広く学ぶものとして「グローバル」「情報学」「人間と文化」「人間と社会」「人間と自然」「総合」の６領域を配置し、更に「保健体育」領域を加えて編成している。これら「アドバンスド」の科目群は、卒業までに必要な時期に学べるよう、以下の科目を配置する。

① 「グローバル」領域

「Reading＆Writing」（1 単位）・「英語プレゼンテーション」（1 単位）・「検定英語」（1 単位）・「グローバル化と人間 a」（1 単位）・「グローバル化と人間 b」（1 単位）

② 「情報学」領域

「データサイエンスⅡ」（1 単位）・「データサイエンスⅢ」（1 単位）・「プログラミングⅡ」（1 単位）

③ 「人間と文化」領域

「人間と文化 a」（1 単位）・「人間と文化 b」（1 単位）

④ 「人間と社会」領域

「人間と社会 a」（1 単位）・「人間と社会 b」（1 単位）

⑤ 「人間と自然」領域

「人間と自然 a」（1 単位）・「人間と自然ｂ」（1 単位）

⑥ 「総合」領域

「教養ゼミ」（1 単位）

⑦ 「保健体育」領域

「スポーツ実習Ⅱ」（1 単位）（「スタンダード科目」スポーツ実習Ⅰの発展系）

３）「留学生特例」科目群

「留学生特例」科目群では、留学生対象科目として「人間と社会」「グローバル」の２領域を配置し、以下の科目を配置する。

① 「人間と社会」領域

「日本事情 a」（2 単位）・「日本事情 b」（2 単位）

② 「グローバル」領域

「日本語Ⅰ」（2 単位）・「日本語Ⅱ」（2 単位）

［３］専門教育科目

専門教育課程は、職業人としての資質や能力を身に付ける上で、科目間の関係や履修の順序、単位数等に配慮しながら系統性と順次性のある編成が重要であり、講義と演習・実習科目を対応させ、理論と実践が一体となるように構成し、各年次に適切に配置することにより、専門的な知識や技能を有した人材に求められる教育を系統的に行うように編成している。各学科における教育課程上の専門教育科目の位置付けを以下に示す。

１）地域創生学専攻

専門教育課程は、講義と演習・実習科目から構成され、理論と技術が一体となるように科目構成されており、各年次に適切に配置することにより地域創生学を実践的・体系的教育が行われるように編成している。教育課程は、社会学の学びを基盤として、地域創生学に関する専門的な知識・技術・態度の修得を通じた基本理念の追求を教育研究上の目的とし、その達成のために、初年次から始まる専門職連携教育を通じて、専門職としての倫理観及び職業観を養い、多職種連携に必要な協働能力を育む教育体系となっている。

具体的には、1 年次よりスタンダード科目、オプション科目に加えて専門教育科目を配置し、社会調査士、社会教育士、防災士、学芸員等の資格取得だけでなく、早期より地域創生学の基礎的理論を学び、専門知識や技術の修得、学外フィールドワーク等での実践場面における学修を意識づけ、倫理観やコミュニケーション能力の醸成を図るように配置している。

スタンダード科目、オプション科目、専門教育科目を通して、社会調査士、社会教育士、防災士、学芸員等の資格取得の基本となる理論や技術のほか、地域創生学の専門職として身に付ける「地域学系」「起業人育成系」「データサイエンス系」「表現・コミュニケーション系」「フィールド系」の 5 つの（能力・力）を身に付けることができるよう、専門教育課程は、「専門基礎科目」と「専門科目」に、さらに「専門科目」を「地域学系科目」「起業人育成系科目」「データサイエンス系科目」「コミュニケーション・表現系科目」「フィールドワーク系科目」「関連科目」と 7 科目区分から構成されている。

①「専門基礎科目」

専門基礎科目は、講義 7 科目で構成されており、その殆どを 1 年次に配当し、地域創生学の基礎となる知識を学修するよう配置する。

「社会学と社会システム」では、現代社会、生活、人と社会の関係、社会問題の捉え方、日本社会と社会問題、共生社会と権利について理解させる。

「社会福祉の原理と政策Ⅰ」では、社会福祉の原理をめぐる思想・哲学・理論を理解させるとともに、社会福祉の歴史的展開の過程と社会福祉の理論をふまえ、日本の社会福祉の特性を理解させる。

「地域発見の社会学」では、「地域」「空間」に関する内外の社会学理論を学び、

地域についての理解を理論的に深めさせる。
「健康社会学」では、健康社会学の基盤となる理論及び方法論を理解することにより、人々が主体的に健康社会システムづくりを実践し、生活の場における人々の「幸福追求」に資することができるようにする。
「地元学Ⅰ」では、自然と産業と暮らしの関係を表現、発信する営みを学びながら、地域の可能性をブリコラージュ的に見出す「地域学」の諸成果を理解させ、地域の「あるもの探し」能力を摂取、涵養させる。
「ユニバーサルデザイン論」では、ユニバーサルデザインの理念や歴史、人間工学に基づく設計と評価、モノだけでなくサービスやコミュニケーションのユニバーサルデザインを理解させる。
「健康科学概論」では、健康づくり、健康寿命を伸ばすために必要な、生活習慣改善のための正しい健康知識・ノウハウについて学び、セルフケア（自分自身の健康づくり）や、地域の人々の健康に対するアドバイスを行うための健康リテラシーを身につけさせる。

②「地域学系科目」

地域学系科目は、10 科目の講義から構成されており、地域や社会、法律や制度、人々の生活や営み、文化、社会認識について理解する力を身に付けることができる。学外フィールドワーク等での実践場面における学修の基礎的知識を学修できるよう、フィールドワーク系科目と連動する形で、1 年次から 3 年次に配置する。
「まちづくり基礎論」では、住民自治組織、非営利組織、自治体や企業等によるまちづくり活動の背景や目的、プロセスや手法、社会における役割や影響、また、「まちづくり」の原点、様々なステークホルダーとの関係や協働、まちづくり活動に求められる知識やスキル、実践現場における姿勢等について理解を深めさせる。
「地域の歴史と現在」では、地域の「現在」の諸相や特色を確認しながら、各相の原点や現状に至るプロセス、問題点を考察させる。また、地域の「歴史」への具体的アプローチについて学修させる。
「地域の現在と未来」では、地域の未来を創生する方法を具体的な事例を用いて考察させつつ学ばせる。また、地域を理解するための社会・経済関連諸指標の種類、活用方法など、地域の未来を模索する方法を理解させる。
「地域防災Ⅰ」では、様々な自然災害発生の歴史やメカニズム、防災情報の収集・分析手法、地域等で行われている防災・減災への取り組み、個人が出来る平時での対策について学修し、より良い地域防災の実践に必要な知識と技術を修得させる。
「地域防災Ⅱ」では、地域防災を実践する上で必要な一般知識だけでなく、周辺地域で実際に起きた災害被害、住民・自治会・行政等の具体的な取り組み事例から、減災対策、防災教育・行動計画、ボランティア活動・住民サポート等について学修させる。
「都市計画概論」では、既存の地域・都市・建築を保全・活用・開発する、歴史・

文化・自然に根差した都市や地域の計画法について、その計画理論・手法を修得させる。

「地域と平和」では、「原爆」を起点として、平和論について学修させる。

「地元学Ⅱ」では、地域の歴史と現在を深く知り、様々な組織、人々の協働、資源の活用による地域の可能性実現の事例について学修させる。

「地域創生をめぐる法と行政」では、地域をめぐる法を理解し、諸制度と関連する憲法・行政法・民法などを理解するための基礎的な知識を修得させる。

「地域文化論（地域文化の継承と興隆）」では、地域において継承、創出、興隆が図られてきた様々な文化活動について、その実情を考察し、継承と興隆の諸条件を社会学・文化人類学・民俗学の視点から学際的に考察させる。

③「起業人育成系科目」

起業人育成系科目は、9 科目から構成されており、経済やビジネスに対する感覚、起業家意識（アントレプレナーシップ）の意識・姿勢を涵養するため、経済・財政の基礎知識を学修するとともに、起業の考え方や実践事例について理解を深める。学外フィールドワーク等での実践場面における学修の基礎的知識を学修できるよう、フィールドワーク系科目と連動する形で、1 年次から 3 年次に配置する。

「ウェルネスビジネス論Ⅰ」「ウェルネスビジネス論Ⅱ」では、「健康・医療・福祉」の増進のため、主に「健康」をキーワードに幅広い視座で学修させる。特にⅠでは、「健康・医療・福祉」を推進するあらゆる業種・職種について理解を深めさせる。Ⅱでは、実践的（先駆的）な活動、「健康・医療・福祉」に関する多角的なビジネス展開の仕組みについて理解させる。

「ミクロ経済学」では、ミクロ経済学における経済理論、従来型のミクロ経済学手法である最適消費や最適生産の理論を学び、最適化行動の基本的な思考方法について学修させる。

「マクロ経済学」では、マクロ経済学理論、財政政策と金融政策といった経済政策の意義とその効果について学び、日本経済の現状について考察する力を身に付けさせる。

「医療経済学」では、社会経済的側面という大きな視野から医療制度の現状、課題、そして今後の方向性について学修させる。

「公共経済学」では、市場の失敗、政府の役割、最適課税、政府の失敗等、理論的なトピックスを踏まえながら、日本の財政制度や地方財政の仕組みについて学修させる。

「簿記論」では、あらゆる組織の会計の基礎となる簿記の初歩的な知識とスキルを修得させる。

「非営利組織経営論」では、一般的な経営学の知識があることを前提に、非営利組織という特殊な形態の組織の経営について理解を深めさせる。

「会計学」では、簿記の知識に基づいた財務諸表（貸借対照表・損益計算書・キャッシュ・フロー計算書）の理解を修得させる。

④「データサイエンス系科目」

データサイエンス系科目は、16 科目から構成されており、データサイエンス、エビデンスに基づく課題解決力、情報社会における新技術の応用力を涵養するため、情報社会において基礎となる IT 技術、ICT 技術、プログラミング、AI、ドローンやプロジェクションマッピングなどの新技術、情報セキュリティ、社会調査法に関する知識やスキルについて学修させる。学外フィールドワーク等での実践場面における学修の基礎的知識を学修できるよう、フィールドワーク系科目と連動する形で、1 年次から 3 年次に配置する。

「社会調査法概論」では、社会調査の意義や方法論に関する基礎知識を修得させる。

「情報科学入門Ⅰ」では、コンピュータのハードウェア・ソフトウェアの基礎、アイディアを具現化するための設計・製作の方法について修得する。

「情報科学入門Ⅱ」では、地域での生活様式や産業の特性に応じた、効率の良い情報の収集、状況把握、分析、可視化を行うために必要な情報通信技術（ICT）の利活用方法を修得させる。

「社会調査法」では、社会調査によって資料やデータを収集し、分析しうる形にまで整理していく具体的な方法を学修させる。

「社会データ分析」では、公的統計や簡単な調査報告・フィールドワークに関する論文に取り上げられたデータやそれらの分析手法が理解できるだけの基本的知識について学修させる。

「情報社会概論」では、情報化社会の現状と課題、人工知能などの技術革新など、情報化の光と影について理解を深めさせる。

「情報数学」では、コンピュータを使用する基礎となっている情報数学の基礎知識について修得させる。

「システムの安全・安心」では、情報通信技術に含まれる潜在的な特性の把握、それらの特性から生じる情報セキュリティ上のリスク、またそのリスクに対する対策技術について学修させる。

「データ可視化実践」では、AI（AR、VR）技術、ドローン映像の利活用技術、プロジェクションマッピング映像の作成技術を取り上げ、これらの利活用技術について学修させる。

「統計学演習」では、コンピュータ等を用いながら統計学の基本事項を修得させる。

「スマートシステム演習Ⅰ」では、福祉用具・機器類の設計・製作を対象として、支援対象者の作業分析、AI を援用した姿勢分析、人間の心理的・生理的特性を理解するための実験と分析、3 次元 CAD による支援用具の設計と 3D プリンター等を用いた造形と評価を体験し修得させる。

「スマートシステム演習Ⅱ」では、データ取得のための各種センサ、マイクロコントローラ、データの無線収集を行う無線通信モジュールの使用方法、収集したデータのクラウド機能を応用した可視化方法、及びこれらのために必要なプログラミング技術を修得させる。

「スマートシステム実践演習」では、「スマートシステム演習Ⅰ」「スマートシステム演習Ⅱで修得した知識・技術を使い、地域社会の課題の改善策を模索させる。特にキーとなる技術については試作を行い評価させる。

「ソフトウェア実践」では、地域創生の観点から接点のあるAI／IoT応用のためのソフトウェア技術について学修させる。

「多変量解析演習」では、数学的基礎、多変量解析の理論を理解させる。そして統計ソフトウェアを利用して重回帰分析、主成分分析、因子分析、共分散構造分析などの解析の方法、結果の解釈、報告書の書き方を学修させる。

「社会調査実習」では、調査の企画から報告書の作成に至る社会調査の全過程について、体験を通して学修させる。

⑤「コミュニケーション・表現系科目」

コミュニケーション・表現系科目は、11科目で構成されており、地域創生の実践的場面で求められる、他者への意思伝達力、コミュニケーション力、アイデアや感情の表現力を涵養するため、色彩やデザイン、言語、造形、音楽、身体表現、メディアアートなど、様々な場面で用いられるコミュニケーション技法、表現技法に関する基本的な知識、技能を学修させる。学外フィールドワーク等での実践場面における学修の基礎的知識を学修できるよう、フィールドワーク系科目と連動する形で、1年次から2年次に配置する。

「色彩基礎論」では、商品・環境の色彩計画(カラーデザイン)、商品の企画やディスプレイ、ソフト制作などの場面で色彩について提案を行うスキルを修得するための基礎的な色彩論を学修させる。

「デザイン表現」では、異なる種類のデザイン表現に取り組みながら、デザインの意味や役割、理論や技法について理解を深めるとともに、様々なデザイン手法を用いた自己表現力を養わせる。

「ディベート演習」では、さまざまな社会問題の解決に向けて、意見や価値観の異なる他者と論理的に話し合いを展開する技法を実践的に身に付けさせる。

「日本語基礎演習Ⅰ（話す・聞く)」では、様々な社会的な活動において必要となる、日本語を「話す」「聞く」技法を実践的に学修させる。

「日本語基礎演習Ⅱ（読む・書く)」では、様々な社会的な活動において必要となる、日本語を「読む」「書く」技法を実践的に学修させる。

「造形表現基礎演習」では、造形表現に着目し、造形表現の役割について知識と理解を深めるとともに、構図、空間、素材、造形要素について作品制作を行い、造形表現感覚、基本的な諸技法に関する知識、スキルを修得させる。

「造形表現応用演習」では、「造形表現基礎演習」をベースに、福祉・介護現場、地域創生などで求められる「もの」作りや関連性のある技術・手法の基礎を修得させる。

「音楽表現」では、福祉施設などのレクリエーション活動にも用いられている楽器の演奏を通して、音楽表現について知識と理解を深めるとともに演奏手法を修得さ

せる。

「色彩基礎演習」では、色彩基礎論をベースに、実践的場面で色彩提案を行うための基礎的なスキルを学修させるとともに、各分野で色彩計画を実施するための基礎的な能力を修得させる。

「身体表現演習」では、非言語表現の一つである身体表現ついて実践を通して知識と理解を深めるとともに、身体表現の技法について学修させる。

「メディアアート」では、IT 技術を背景に発展し、コミュニケーションの基盤的技術として注目を集めるメディアアートについて、映像制作の基本技法である動画撮影、動画編集を実践し、メディアアートへの理解を深め、制作技術の基礎的な知識、スキルを修得させる。

⑥「フィールドワーク系科目」

フィールドワーク系科目は、9 科目で構成されており、コミュニケーション力、チームワーク・リーダーシップ、課題発見力、計画実行力、自己管理力、社会人としての常識を身に付けるため、地域連携型フィールドワーク教育を 1 年次から 3 年次に配置する。

「地域発見演習」では、学外フィールドワーク等を通して、地域の地形・地理、自然環境、歴史・文化、産業、暮らしなど地域を把握・理解するための視座や姿勢、文献資料、地図、インターネットやデジタルデバイス等、現地観察、インタビュー、ヒアリング、アンケートなどの方法・手法について学修させる。

「地域創生演習Ⅰ」「地域創生演習Ⅱ」では、「地域発見演習」で修得した視座や手法を基礎として、実際の地域を対象としたグループワーク、フィールドワークなどを行いながら、地域の特徴や現状や課題を探る。「地域創生演習Ⅰ」では、地域課題解決のための方策や手法、計画や事業に求められる知識やスキルについて理解を深め、「地域創生演習Ⅱ」では、地域活動のステークホルダー等との交流、意見交換を行いながら、地域の特徴や現状、課題を探っていく。

「地域創生実習Ⅰ」「地域創生実習Ⅱ」では、地域創生演習Ⅰ・Ⅱで得られた地域理解の理論や技法、知見を活かしつつ、地域に関わる上で身に付けるべきマナーや知識を身に付けた前提で、グループや個人で特定の地域活動に参加し、その地域活動の目的や背景、内容、役割、重要性について理解を深める。また地域活動のステークホルダー等と協働しながら、地域問題解決のプロセスや計画を検討させる、地域創生の実践力を養成する。

「地域支援実習」では、現場でのボランティア体験を通して、地域の特色やそこに生活する人々の環境、地域や環境を維持しようと活動している人々の現状を理解させるとともに、多様な視点から地域を考察する能力、問題点等の議論を進める力を修得させる。

「地域探求実践Ⅰ」「地域探求実践Ⅱ」では、各々が体験したボランティア活動や地域貢献活動を取り上げ、個人やグループによるプレゼンテーション、ディスカッションを通して、ボランティア活動や地域貢献活動の特徴や特性、その背景や影響、地域

社会における役割などについて探求するとともに、住民や住民自治組織、自治体、企業、非営利組織など活動主体組織の特性や役割、活動に参加する際に求められる知識や姿勢について理解を深める。

「インターンシップ」では、企業や自治体などの実務の現場で、責任がある立場での就業体験をすることで、企業や自治体などによる事業や活動について深く理解するとともに、大学で学修した知識やスキル、演習や実習等での経験の統合を図り、専門的な知識の学修や探求に対する目的意識を確立させる。また、将来の職業選択や就職に活かす機会として、自己分析を通して自己の適性を正しく認識するとともに、社会人として必要なマナーや責任感を修得させる。

⑦「関連科目」

関連科目は、地域創生に関連する科目群として 22 科目で構成されており、全て選択科目として配置する。まず「地域創生学概論」を、地域創生の学びに求められる知識、スキルを理解させるとともに、「地域創生」の意義や背景、役割に関する理解を深めるため、初年次に配置する。

また、地域のコーディネータや生涯学習の支援者として活躍する社会教育士の資格取得に関連した科目として、8 科目を配置する。

「生涯学習概論Ⅰ」、「生涯学習概論Ⅱ」では、生涯学習や社会教育の本質の理解をはかるとともに、社会教育指導者と地域社会教育関連団体・NPO との協同・協働の在り方、生涯学習社会における地域の学習者の成長・自立に果たす生涯学習の意義・方法について学修させる。

「生涯学習支援論Ⅰ」、「生涯学習支援論Ⅱ」では、地域の学習者に対する支援の教育理論・方法について、地域の学習の発展を図るプログラムの編成の在り方から検討する。学習効果を高める参加型学習についての理論を深めつつ、ファシリテーション技能についても学修させる。

「社会教育経営論Ⅰ」、「社会教育経営論Ⅱ」では、地域社会の課題についての検討を踏まえ、地域の抱える課題を見出し、探求して解決できるための方策を見出す能力を身に付けさせる。そのために履修者が設定した地域・課題をもとにして、より具体的な解決策を PBL（Project Based Learning）で見出していく学修を通して、課題を有する地域社会の中で地域社会の専門家としての社会教育指導者が果たすべき役割について意識化を図る。

「社会教育実習」では、会教育関連科目（生涯学習概論Ⅰ・Ⅱ、生涯学習支援論Ⅰ・Ⅱ、社会教育経営論Ⅰ・Ⅱなど）で学修した社会教育理論の基礎的理解のもと、生涯学習施設を拠点とした実習を通して、社会教育事業の基本的な業務内容やその機能を理解させる。

「社会教育演習」では、社会教育施設、あるいは本学等により実施されている社会教育事業について、企画・立案・実施・分析などに関し体験を通じた事例研究を行うことにより、持続可能な地域づくりにつながる住民の学びや社会参加を推進するための手法を実践的・体験的に修得させる。

加えて、社会教育施設である博物館で活躍する学芸員の資格取得に関連した科目として、8科目を配置する。

「博物館概論」では、博物館の歴史と現状、博物館に関する制度、社会の中での役割について学び、博物館の可能性と将来等について考察する。また、地域の博物館、あるいは、国内外の博物館の具体的な事例を通して、博物館について概説的、包括的に学ぶとともに、生地域と博物館とのかかわりについて考える。

「博物館経営論」では、博物館の立地・建設、活動・運営、組織・人材、博物館と地域社会・関係機関等との連携等、博物館経営（ミュージアムマネージメント）に関する基礎的能力を養う。

「博物館資料論」では、博物館資料の概念、資料の収集、研究、整理・保管、管理等に関する考え方、知識、技術等について学ぶ。さらに、様々な博物館の事例を取り上げ、対象とする資料の特徴の違いについても考える。

「博物館資料保存論」では、博物館における資料保存の基本について学修する。科学的視点に立ち、資料劣化要因と修復などその対策、資料を展示・保管している環境や調境を適切に保つための知識・技術について学修する。さらに、防災、危機管理、地域の文化資源や自然環境保存・保護等についても考える。

「博物館展示論」では、博物館における展示に関する理論と方法について、その知識及び技術を学修し、博物館の展示に関する基礎的な知識と技術を修得する。それらを基礎として、履修者が企画展や展覧会等を開催するための展示シミュレーションを実践的に行う。

「博物館教育論」では、教育を目的とした各種プログラムの組み立て方、学校教育との連携、地域社会との連携等、博物館資料を通じた教育機能に関する基礎的な知識を学修し、博物館による教育を円滑に実践・遂行するために必要な知識と技能について学修する。さ らに、学校や地域社会と連携した研究、課題発見とその解決方法についても考える。

「博物館情報・メディア論」では、博物館における情報とメディアの活用手法と技術、理論、利点や課題などを包括的に学ぶとともに、博物館で利用されている様々な情報システムや情報機器、メディアについて、実例をもとに学ぶ。

「博物館実習」では、これまでに学修してきた博物館に関する基礎知識や基礎的なスキルを基に、博物館での仕事の体験を通して、博物館の多様な業務を理解するとともに、学芸員として求められる実践的スキルを修得する。

更に、地域防災に寄与するとともに気象予報士の資格取得に資する科目として、3科目を配置する。

「気象学入門」では、地球大気の構造や様々な気象現象、熱力学、大気の運動、天気図、気象用語、防災に関する気象情報、地球規模の気候変動等について、一般的な知識を中心に幅広く学修する。

「気象予報解析論」では、実際の天気図や衛星画像、観測データ等を基に、実践的な予測解析技術を学修する。

「気象観測技術論」では、大規模な大気運動の仕組みや、それらを観測するための装置や原理、観測結果が示す意味等について専門的に学修する。さらに、現在の予報技術の基礎やその精度、災害との関連、地域防災にどう活かされているかについても考察を行う。そして、「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」では、それまでに学修した内容を統合し、地域発見演習、地域創生演習Ⅰ・Ⅱ、地域創生実習Ⅰ・Ⅱで学んだことを踏まえ、学生個人が関心がある課題・知識・技能を更に深め、設定したテーマに即した実践活動、研究活動を遂行させる。こうした実践を通して、コミュニケーション力、チームワーク、課題発見力、計画遂行力、自己管理力、市民力といった、地域創生に関わる資質・能力を総合的に養成する。

【別紙資料 2】「健康科学部社会学科　地域創生学専攻 教育体系図」

２）社会福祉学専攻

社会福祉学専攻の教育課程は、社会福祉学の学びを基盤として専門的知識・技術・態度の修得を教育研究上の目的として、その目的達成のために、初年次から始まる専門職連携教育を通じて専門職としての倫理観及び職業観を養い、多職種連携に必要な協働能力を育む教育体系となっている。具体的には、1 年次よりスタンダード科目、オプション科目に加えて専門教育科目を配置し、国家資格取得を目指すだけでなく、早期から社会福祉学の基礎的理論を学び、2 年次以降の専門知識や技術の修得、学外実習を通して実践場面における学修を意識づけ、倫理観やコミュニケーション能力の醸成を図るように配慮している。

専門教育課程は、「専門基礎科目」「社会福祉系科目」「精神保健福祉系科目」「フィールドワーク系科目」「関連科目」「専門演習」の 6 分野から構成されている。科目区分は、各資格の特性を考慮して、社会福祉学専攻が掲げるカリキュラムポリシーを実現するために設定している。社会福祉士、精神保健福祉士の取得を基礎として、現代社会と福祉において社会福祉の根本理論を学び、社会福祉分野の理解を深め、専門知識・技術を修得のうえ、実習・演習を通して実践技術を身に付けることができる科目配当を行っている。また地域住民や福祉専門職との協働などを通して学ぶ科目を配置することで、地域社会やそこで暮らす人々の課題を把握し、状況に応じた支援方法を実践的に学ぶ。社会福祉士及び精神保健福祉士の資格に関連する科目だけでなく、多様なケアのあり方や子ども家庭福祉分野に関連する科目を配置することで、社会福祉専門職及び福祉マインド持った社会人として地域社会の課題を解決するための知識・技術を深淵化できるよう科目を配置している。

①「専門基礎科目」

専門基礎科目は、社会福祉学専攻及び地域創生学専攻の共通基盤となる社会学及び社会福祉学の基礎を学修させることを目的に、講義を中心として 1 年次及び 2 年次に配置している。

「社会学と社会システム」では現代社会が成り立つ仕組みを知り、人々の関係性や

生活世界に関心をもち、社会問題について認識する視点や方法を理解させる。

「社会福祉の原理と政策Ⅰ」では社会福祉の原理をめぐる思想・哲学・理論を理解させるとともに、社会福祉の歴史的展開の過程と社会福祉の理論をふまえ、欧米との比較により日本の社会福祉の特性を理解させる。

「地域発見の社会学」では、「地域」「空間」に関する内外の社会学理論を学び、地域についての理解を理論的に深めさせる。

「健康社会学」では、健康社会学の基盤となる理論及び方法論を理解することにより、人々が主体的に健康社会システムづくりを実践し、生活の場における人々の「幸福追求」に資することができるようにする。

「地元学Ⅰ」では、自然と産業と暮らしの関係を表現、発信する営みを学びながら、地域の可能性をブリコラージュ的に見出す「地域学」の諸成果を理解させ、地域の「あるもの探し」能力を摂取、涵養させる。

「ユニバーサルデザイン論」では、ユニバーサルデザインの理念や歴史、人間工学に基づく設計と評価、モノだけでなくサービスやコミュニケーションのユニバーサルデザインを理解させる。

②「社会福祉系科目・精神保健福祉系科目」

社会福祉系科目及び精神保健福祉系科目は、講義・演習・実習で構成されており、主に社会福祉士国家試験受験資格及び精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を目指すために必要な科目を配置する。生活上の課題を抱える人々の相談援助に対応できるように、社会福祉に関して必要とされる基本的知識の修得に加え、実践的な技術を身に付けることができる科目を配置する。なお、科目の編成については、「人と社会及びその関係を理解する科目」「社会福祉の原理・基盤を理解する科目」「福祉課題及び包括的な支援を理解する科目」「ソーシャルワークの基盤・理論・方法を理解する科目」「ソーシャルワークの方法と実践を理解する科目」の領域毎に順序立てて科目編成を行う。

＜人と社会及びその関係を理解する科目（3 科目）＞

「医学概論」（1 年次）では、社会福祉士・精神保健福祉士として必要な医学の基礎知識を修得させる。

「社会学と社会システム」（1 年次・専門基礎科目）では現代社会が成り立つ仕組みを知り、人々の関係性や生活世界に関心をもち、社会問題について認識する視点や方法を理解させる。

「心理学」（１年次・オプション科目）では、人間の心と行動に関する基礎的知識や福祉サービスにおける心理的側面への配慮、また人間理解の方法について学修させる。

＜社会福祉の原理・基盤を理解する科目（5 科目）＞

「社会福祉の原理と政策Ⅰ」（1 年次・専門基礎科目）、「社会福祉の原理と政策Ⅱ（1 年次）では、現代日本における社会福祉とその歴史的変遷について体系的に理解

させる。

「社会保障Ⅰ」(2 年次)、「社会保障Ⅱ」(2 年次）では、社会保障制度を構成する仕組みやそのあり方、具体的な制度設計等を理解させる。

「権利擁護を支える法制度」(3 年次）では、成年後見制度、日常生活自立支援事業について理解させるとともに、その実務についても理解させる。

＜福祉課題及び包括的な支援を理解する科目（16 科目）＞

「高齢者福祉」(1 年次）では、高齢者を支援する専門職の役割や介護過程の概要及びその展開技法、介護予防の基本的な考え方等を学修させる。

「児童・家庭福祉」(1 年次）では、児童家庭福祉に関する法体系を学ばせ、よりよい相談支援のあり方、児童福祉のあり方を理解させる。

「保健医療と福祉」(2 年次）では、保健医療サービスにおける各専門職の役割と実際、多職種協働の在り方等について理解させる。

「障害者福祉」(2 年次）では、障害者にかかる関係法制度を学ばせ、専門職の役割や連携方法等について理解させる。

「刑事司法と福祉」(3 年次）では、刑事司法・少年司法分野における諸機関の役割や連携のあり方など、更生保護制度の概要を把握させるとともに、犯罪・非行を福祉の視点から理解させ、援助のあり方を修得させる。

「貧困に対する支援」(3 年次）では、公的扶助の概念から貧困・低所得者問題、相談援助の実際まで取り上げて、セーフティネットの仕組みについて理解させる。

「地域福祉と包括的支援体制Ⅰ」(2 年次)、「地域福祉と包括的支援体制Ⅱ」(3 年次）では、地域福祉の基本的な考え方から地域福祉の推進方法まで体系的に学ばせる。

「精神医学と精神医療Ⅰ」(3 年次)、「精神医学と精神医療Ⅱ」(3 年次）では、精神保健福祉士として必要な精神医学の基礎知識を修得させる。

「現代の精神保健福祉の課題支援」(2 年次）では精神保健福祉士として必要な精神保健の課題と支援に関する基礎知識を修得させる。

「精神保健福祉の原理Ⅰ」(3 年次)、「精神保健福祉の原理Ⅱ」(3 年次）では、精神保健福祉士が行う相談援助の対象と相談援助の概要、権利擁護の意義と範囲について理解させ、更に精神保健福祉活動における総合的かつ包括的な援助と多職種連携の意義と内容について理解させる。

「精神保健福祉制度論」(3 年次）では、精神障害者が置かれてきた歴史的背景を学び、精神保健福祉士に求められる役割等を体系的に理解させる。

「精神障害リハビリテーション論」(3 年次）では、精神障害者の生活支援の意義と特徴、精神障害者の居住支援や職業リハビリテーションの概念等について理解させる。

＜ソーシャルワークの方法と実践を理解する科目（10 科目）＞

「ソーシャルワークの基盤と専門職」（1 年次）、「ソーシャルワークの基盤と専門職（社会専門）」（1 年次）、「ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ」（2 年次）、「ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ」（2 年次）、「ソーシャルワークの理論と方法（社会専門）Ⅰ」（2 年次）、「ソーシャルワークの理論と方法（社会専門）Ⅱ」（2 年次）、「ソーシャルワークの理論と方法（精神専門）Ⅰ」（3 年次）、「ソーシャルワークの理論と方法（精神専門）Ⅱ」では、社会福祉士及び精神保健福祉士に必要なソーシャルワークの過程やそれに係る知識・技術等を体系的に学ばせる。

「社会福祉調査の基礎」（2 年次）では、社会福祉調査の目的、歴史、方法論、量的調査・質的調査の特徴など社会調査に関する基本的事項について理解させる。

「福祉サービスの組織と経営」（3 年次）では、福祉サービスにおける組織と経営、福祉サービスの組織と基礎理論、福祉サービスの管理運営の方法等について学修させる。

＜ソーシャルワークの方法と実践を理解する科目（15 科目）＞

「ソーシャルワーク演習」（2 年次）では社会福祉士及び精神保健福祉士に、「ソーシャルワーク演習（社会専門）Ⅰ」）（3 年次）、「ソーシャルワーク演習（社会専門）Ⅱ」（3 年次）、「ソーシャルワーク演習（精神専門）Ⅰ」（3 年次）、「ソーシャルワーク演習（精神専門）Ⅱ」（3 年次）、「ソーシャルワーク演習（精神専門）Ⅲ」（4 年次）では社会福祉士と精神保健福祉士それぞれに求められるソーシャルワークの価値・知識・技術を総合的に理解させるとともに、ソーシャルワーク実践において統合・応用できる能力を修得させる。

「ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅰ」（2 年次）、「ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅱ」（3 年次）、「ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅲ」（3 年次）では、「ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅰ」（2 年次）及び「ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅱ」（3 年次）にかかる事前指導、実習中の個別指導並びに集団指導、事後指導を通して、社会福祉士としての実習体験と講義等で学修する価値・知識・技術を統合させる。

「ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅰ」（2 年次）及び「ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅱ」（3 年次）では、講義等で学んだ知識や技術を試行し、理論や知識と照らし合わせながら社会福祉士に求められる実践的な能力を修得させる。

「ソーシャルワーク実習指導（精神専門）Ⅰ」（3 年次）、「ソーシャルワーク実習指導（精神専門）Ⅱ」（3 年次）、「ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅲ」（4 年次）では、「ソーシャルワーク実習（精神専門）」（3・4 年次）にかかる事前指導、実習中の個別指導並びに集団指導、事後指導を通して、社会福祉士としての実習体験と講義等で学修する価値・知識・技術を統合させる。

「ソーシャルワーク実習（精神専門）」（3・4 年次）では、講義等で学んだ知識や技術を試行し、理論や知識と照らし合わせながら社会福祉士に求められる実践的な

能力を修得させる。

③「フィールドワーク系科目」

フィールドワーク系の科目は講義と演習で構成されており、福祉専門職及び福祉マインド持った社会人として必要な姿勢・知識・技術を実践的に修得するための科目を配置する。地域の人々や関係機関等との協働を通して、生活の質の向上、人々のネットワーク化を通して地域生活課題の解決を図るために必要な専門的な知識・スキルである関係形成力、コミュニケーション力、アセスメント力、計画・企画・実践力に加え、デザイン力やコーディネート力、プレゼンテーション力を醸成する。

「地域がキャンパス入門」(1 年次)、「地域がキャンパスⅠ」(2 年次)、「地域がキャンパスⅡ」(2 年次) では、地域で活躍する福祉専門職や地域住民との交流を通じて地域の人々の生活や地域の課題を具体的に理解し、課題解決に必要な姿勢・知識・技術を実践的に修得させる。

「ウェルネスビジネス論Ⅰ」(2 年次)、「ウェルネスビジネス論Ⅱ」(2 年次) では、「健康・医療・福祉」に関する多角的なビジネス展開の仕組みについて理解させる。

「キャンプ指導者入門」(1 年次)、「キャンプ研修」(1 年次) では、災害時の支援やチームで協働して活動する際に必要な知識・技術を修得することを目的に、自然環境での共同生活や様々な自然に親しむ活動を通じて、自然環境の変化への対応や組織の編成と役割分担などについて実践できるよう学修させる。

④「関連科目」

社会福祉系科目・精神保健福祉系科目に加え、学生が自らの関心に合わせて学習し、学びを深淵化できるように選択科目を配置する。介護福祉学を基盤とした科目を配置し、ケアの知識・技術を持ったソーシャルワーカーを養成する。また、子ども家庭福祉に関連する科目を配置し、子ども家庭福祉分野に強いソーシャルワーカーを養成する。

「母子保健と小児医療の基礎」(2 年次)、「児童発達心理」(2 年次)、「児童虐待ソーシャルワークと子どもの権利」(2 年次)、「社会的養護」(3 年次)、「学校とソーシャルワーク」(3 年次) の学修を通じて、複雑化・深刻化する子どもや家庭をめぐる社会問題に対応する実践力や発達障害など障害のある子どもの子育て支援に必要な支援力を修得させる。

「ケアワーク概論」(1 年次)、「ケアの基本Ⅰ」(1 年次)、「ケアの基本Ⅱ」(1 年次)、「エイジングとヘルスの理解」(1 年次) の学修を通じて、高齢者、障がいのある人や子どもの支援を専門的に行うための介護の基本的な知識、技術を修得させる。

「総合福祉論Ⅰ」(4 年次)、「総合福祉論Ⅱ」(4 年次) では、社会福祉士、精神保健福祉士について総合的に学ばせ、必要な専門的知識の定着を図る。

⑤「専門演習」

講義や演習・実習において学修した専門的知識や技術及び地域でのフィールドワークにおける実践経験を踏まえ、研究的な視点から地域や福祉現場の課題に取り組む方法を学修するための演習科目を配置する。

「社会福祉研究Ⅰ」(3 年次)、「社会福祉研究Ⅱ」(3 年次）では、研究テーマの設定、研究方法の選択など研究を進めるうえでの基盤となる知識・技術を実践的に修得する。

「卒業研究Ⅰ」(4 年次)、「卒業研究Ⅱ」(4 年次）では、「社会福祉研究Ⅰ」(3 年次）及び「社会福祉研究Ⅱ」(3 年次）での学修を踏まえ、研究を深め、その結果を報告、執筆することでまとめる。

【別紙資料 3】「健康科学部社会学科　社会福祉学専攻 教育体系図」

５．教育方法、履修指導方法及び卒業要件

（１）教育方法

本学科では、1 年次より「スタンダード科目」、「オプション科目」と「専門教育科目」を配置し、専門職業人を目指す学科として、早期から意識・素養を育むよう教育を行う。

カリキュラム編成は、講義・演習・実習の循環的学びをふまえ、体系的・段階的に学修を進められるよう配置している。

1・2 年次は、専門教育科目のうち専門基礎分野の科目を中心に行う。年次進行に伴い、より専門的な科目を学修しながら演習・実習との連動性を担保する。

「卒業研究」では、各専攻の専門領域に関する課題を学術的な観点から調査研究できることを目標に実施する。

［１］授業の内容に応じた授業の方法

１）地域創生学専攻

本専攻では、学内・学外での実践的場面での経験を中心とした学修内容に重点を置き、フィールドワーク系科目を必修科目として位置付ける。加えて、1 年次より少人数教育を実施し、教育的側面だけでなく、学生生活におけるサポート体制も充実させる。また学内・学外での様々な演習・実習を、適切な内容や実施時期に実施できるようにするため、対面授業、オンライン・オンデマンド授業など柔軟な学修スタイルが取れるようにする。さらに各種資格取得に必要となる科目、希望する進路に応じた科目選択ができるように教育課程を整備する。

２）社会福祉学専攻

本専攻では、「社会福祉士」と「精神保健福祉士」の資格の取得を目指す。

各種資格や免許に必要となる科目だけでなく、希望する進路に応じた科目選択ができるように教育課程を整備する。加えて、演習科目を充実させることで、1 年次より少人数教育を実施し、教育的側面だけでなく、学生生活におけるサポート体制も充実させる。本専攻では、進級要件や先修科目を定めており、段階的な学びを通して、学習効果が期待できる履修モデルを設ける。

［２］授業方法に適した学生数の設定

１）地域創生学専攻

1 クラスの学生数は、授業科目毎の授業形態による教育効果を十分に考慮して決定する。講義形式では 60 人とし、演習・実習形式では、演習・実習の内容、実施方法などにおいて学生の教育効果を十分に考慮してグループに分けて行う。

チュートリアル、卒業研究、学外での実習などでも積極的に少人数教育を取り入れ

て教育効果を高める。

２）社会福祉学専攻

1 クラスの学生数は､授業科目ごとの授業形態による教育効果を十分に考慮して決定する。講義形式では 40 人とし、実験・実習形式では、実験・実習室の広さ、設備など学生の教育効果を十分考慮して必要に応じて社会福祉士に関する科目を定める省令、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則、社会福祉士介護福祉士学校指定規則などに則った人数で、グループに分けて行う。

チュートリアルなどの演習科目は 8 人～9 人とする。外国語系科目、卒業研究、学外実習科目等でも積極的に少人数教育を取り入れて教育効果を高める。

［３］配当年次の設定

配当年次は、基礎から専門へと体系的な学修が可能となるようにするとともに、専門教育においては、専門分野の教育内容ごとに、知識、技能、応用といった授業の内容と科目間の関係や履修の順序に留意するとともに、単位制度の制度設計の観点を踏まえて、特定の学年や学期において偏りのある履修登録がなされないように配慮した上で、講義・実技科目から演習科目、演習科目から実習科目へと発展させる配当としている。

［４］履修科目の登録上限

単位制度の実質化の観点を踏まえたうえで、学生の主体的な学修を促し、教室における学修、教室外・学内における学修、学外における学修を合わせて充実した授業を展開することにより学修効果を高める。そのため、1 年間の履修単位数の上限（CAP 制）は、48 単位以内とする。

［５］厳格なる成績評価

卒業時における学生の質を確保する観点から、予め学生に対して各授業における到達目標やその目標を達成するための授業の内容、計画等を明示したうえで、客観的な成績評価基準を提示し、これに基づき厳格な成績評価を行う。方法として、GPA 制度を導入する。

［６］長期にわたる教育課程の履修

本大学では、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することができる「長期履修制度」を設けている。
なお、「長期履修制度」の概要は以下に示すとおりである。

１）制度の目的

通常修業年限を広げることで自分のライフスタイルに合わせた修学が可能となり、通学しやすい環境を整えることで、個人の実情に合わせた修学モデルでの学位取得を目指すことができるようにする。

２）制度の概要

①対　　象：家事・育児・介護等の理由でフルタイムの就学が困難な者、心身の障害等または疾病等のためフルタイムの学生として就学が困難な者、当該学部長及び教務部長が認めた者

②在学年限：学部・5 年以上

③修業年限：広島国際大学学則に定める在学年限を最長修業年限とする（※学則に順じ、特別な理由がある場合は、教授会の議を経て、相当な年限を学部長が定めることがある）。

④進級・卒業要件：進級要件・先修科目等は設定せず、学科長・教務委員等が履修指導を行う。卒業（修了）要件は、一般の学生と同様とする。

⑤そ の 他：通常入学した学生に対しては、入学後やむをえない理由で長期履修制度の適用を希望する場合は、事前に学科長・教務委員等と相談の上、在学中 1 回に限り認めるものとする。

（２）履修指導方法

学生の履修指導を徹底するために、セメスター制を導入する。そのため、半期毎に、履修指導や履修登録（修正等）も実施できるため、学生の選択肢の拡大と多様性を担保する。学生に対しては、履修方法等を記載した履修申請要領の配布、電子シラバスを活用して、講義科目の履修方法や演習・実習関係について説明する。

専任教員によるアカデミックアドバイザーを設定し、きめ細かい指導を行い、学生の個別相談に対応できるように、学科教務委員を中心に、専任教員全員で履修指導を行う。年度初めには履修ガイダンスを実施して、履修指導を徹底する。特に、資格取得に必要となる科目や卒業要件等については細心の注意を払って指導することで、資格取得に向けて効率的に学修できる環境を整える。シラバス作成においては、教員に対して必要事項の明記を徹底し、指導内容については、学科内の会議にて情報共有を行い、学科全体で履修指導を徹底する。

［１］地域創生学専攻

＜履修モデル＞

①行政・NPO モデル

地域創生学専攻において、社会調査士の資格取得を目指す履修モデルを設定する。卒業後の進路としては、行政機関や教育委員会、社会福祉法人、NPO 法人、民間起業、金融機関、シンクタンク、コンサルタント、不動産業、観光業、ヘルスケア産業、スポーツ産業など社会調査士の知識・技能に関連が深い機関等で活躍できる人材の養成を行う。

②社会教育モデル

地域創生学専攻において、社会教育士の資格取得を目指す履修モデルを設定する。卒業後の進路としては、行政機関や教育委員会、社会福祉法人、教育産業など社会教育、生涯学習に関連した機関等において、社会教育、生涯学習などの観点から地域創生に積極的に関与する人材の養成を行う。

③ビジネス・起業モデル

地域創生学専攻において、ビジネス・起業分野で活躍する人材育成のための履修モデルとして設定する。卒業後の進路としては、地域創生や地域貢献に注力する民間企業、金融機関、コンサルタント業、観光業、放送・メディア関係など様々な起業関連団体・機関等において、自ら起業する、あるいは起業家を支援する人材の養成を行う。

【別紙資料 4】「健康科学部社会学科地域創生学専攻 教育課程及び履修モデル」

［２］社会福祉学専攻

＜履修モデル＞

①社会福祉士モデル

社会福祉士の取得を目指す履修モデルを設定する。社会福祉士の指定科目の修得を基本とし、子ども家庭福祉分野に関連する科目やケアに関する科目を履修し、幅広いソーシャルワーカーを目指す。卒業後の進路としては行政や司法・教育機関、社会福祉関連機関等で、多職種・他機関と協働し、豊かな人間性を土台に、様々な生活上の問題を抱えた人びとの支援及び地域社会に貢献できる人材の養成を行う。

②精神保健福祉モデル

精神保健福祉士の取得を目指す履修モデルを設定する。社会福祉士の学びを基礎として、精神保健福祉系の科目を順序立てて履修できるように配当している。なお、精神保健福祉士には社会福祉士に必要とされる知識・技術の修得が必須であるとの考えから、精神保健福祉士のみの履修モデルを設けない。卒業後の進路としては行政や司法・教育機関、社会福祉関連機関等で、多職種・他機関と協働し、豊かな人間性を土台に、様々な生活上の問題を抱えた人びとの支援及び地域社会に貢献できる人材の養成を行う。

【別紙資料 5】「健康科学部社会学科社会福祉学専攻 教育課程及び履修モデル」

（３）卒業要件

卒業要件は、本大学に 4 年以上在学し、所定の授業科目について、下表の合計単位以上を修得するよう履修指導を行うことにより、各学科における学位を与えることとする。

なお、一部の科目において先修科目を設定しており、学生の学修進度に配慮しながら、体系的に理解できるよう履修指導を行う。

【健康科学部　卒業要件】　　**（単位）**

学科名		スタンダード科目	オプション科目		専門教育科目			その他	合計
		必修科目	必修科目	選択科目	必修科目	選択必修科目	選択科目	選択科目	
社会学科	地域創生学専攻	15	0	8	18	16	57	10	124
	社会福祉学専攻	15	0	8	50	0	41	10	124

６．実習の具体的計画

今般設置する健康科学部社会学科では、以下のとおり学外実習を行う。なお、各項目の詳細については、別添資料の実習計画に示す。

（１）実習の目的

[1] 社会福祉学専攻

本専攻では、「社会福祉士」、「精神保健福祉士」の資格に対応し、以下の目的で実習を行う。

①ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅰ（2・3 年次）

社会福祉実践現場での実習体験を通じて、講義等で学修してきた価値・知識・技術の総合的な適用をはかり、社会福祉士としての実践能力を身につけることを目的としている。実習指導者の指導のもとで実際の支援に携わりながら、ソーシャルワーク実践現場における実習体験を通じて、講義等で学修した知識や技術を統合し、社会福祉士としての価値や倫理にもとづく支援を行うための実践能力を修得させる。具体的には、支援を必要とする人や地域の状況を理解し、そのニーズを把握すること、支援を必要とする人の内的資源や社会資源を活用した支援計画を作成・実施・評価すること、実習施設・機関が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解すること、総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携について実践的に理解させる。

この実習を実施するにあたり、「ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅰ」（2・3 年次）で事前指導を行い、「ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅱ」（3 年次）において「ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅱ」の事前学修と併せて、事後指導を行う。

②ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅱ（3 年次）

社会福祉実践現場での実習体験を通じて、講義等で学修してきた価値・知識・技術の総合的な適用をはかり、社会福祉士としての実践能力を身につけることを目的としている。実習指導者の指導のもとで実際の支援に携わりながら、講義等で学修した知識や技術を統合し、社会福祉士としての価値や倫理にもとづく支援を行うための実践能力を修得させる。具体的には、支援を必要とする人や地域の状況を理解し、そのニーズを把握すること、支援を必要とする人の内的資源や社会資源を活用した支援計画を作成・実施・評価すること、実習施設・機関が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解すること、総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携について実践的に理解することである。

この実習を実施するにあたり、「ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅱ」（3 年次）で事前指導を行い、「ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅲ」（3 年次）において「事後指導を行う。

③ソーシャルワーク実習（精神専門）（3・4年次）

社会福祉実践現場での実習体験を通じて、講義等で学修してきた価値・知識・技術の総合的な適用をはかり、精神保健福祉士としての実践能力を身につけることを目的としている。精神科医療機関や地域の障害福祉サービス事業所における実習を通して、精神に障害のある人の暮らしや生活上の困難に対する理解を深め、高度な専門性を有する精神保健福祉士としての知識や技術を修得し、福祉専門職として総合的に対応できる力を修得させる。

この実習を実施するにあたり、「ソーシャルワーク実習指導（精神専門）Ⅰ」、「ソーシャルワーク実習指導（精神専門）Ⅱ」にて事前学習を、「ソーシャルワーク実習指導（精神専門）Ⅲ」にて事後学習を行わせ、精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を体系的に修得させる。

（２）実習先の確保の状況

必要な実習施設として、広島県内を中心に中国・四国地区をはじめとする西日本エリアの施設から承諾を受け、学生に実習させるために必要な施設数を担保している。既設学科でこれまでの実習施設との連携関係を活かし、今後学生の希望する地域や施設・機関等があれば適宜増やしていく予定である。

（３）実習先との契約内容

実習にあたって、「実習の手引き」を作成し、内容については年度ごとに加筆、修正を行い改訂する。実習に先立って学生に誓約書を記載させ、「対象者・クライアントの個人情報の保護に関する施設規則を遵守すること」「実習終了後においても実習で知り得た対象者の情報を決して漏洩しないこと」などを誓約させている。また、「インシデント・アクシデント報告書」を作成し、事故に至らないインシデントについても学生に報告を求めて将来の意識づけとする。

（４）実習水準の確保の方策

実習中に本大学教員が各実習施設を訪問し、本学部の実習内容と配属させる学生の適性要素の確認を行う。また、実習終了後に学生と個別に面談を行い、必要に応じて実習施設へ訪問し、問題点を伝え、実習施設側と学生側双方の実習水準が高められる体制になるよう調整を図る。

（５）実習先との連携体制

各実習施設の実習指導者と綿密な意見交換の後、適宜、調整を図りながら学生の実習計画を立案する。実際の実習にあたっては、各実習科目の担当教員が各実習施設を巡回し、実施状況の把握と各実習施設との連絡調整にあたる。

本学科の設置に際して、既設学科で培ってきた経験と実習施設との関係性を生かし、学内における組織や教員指導体制、実習施設との連携体制などを継続していくとともに、これまで以上の連携体制を整備する。

（６）実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

学生の実習に際して、事前準備として、本大学において次のとおり体制を整えている。

学生の健康管理については、本大学で全学生対象に年１回実施している定期健康診断を受診させ、学生の健康状況を把握し、必要により個別の健康相談等を行っていく。また、学生教育研究災害障害保険及び学生教育研究賠償責任保険へ入学と同時に全員加入している。

本専攻においては、感染予防対策として、必要に応じて実習前に腸内細菌検査や麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎などの抗体価検査などを実施する。また、実習施設においてノロウィルス感染やインフルエンザなどの流行により実習計画に変更が生じた際には、実習施設との個別対応によって実習時期等や実習施設の変更を行うことによって対応する。

（７）事前・事後における指導計画

実習計画を立てる準備として、前年度の実習時における反省・検証を行い、実習計画に関する実習施設担当者等と意見交換を行い、当該年度の概要説明を行う。

学生に対しては、実習前に「オリエンテーション」を実施し、実習全般に係る注意事項の徹底指導、実習学生としての態度、マナーなどの諸注意を行う。

実習終了後は、実習施設担当教員と学生との間で実習を振り返る場を持ち、実習の成果と課題について検証する。

（８）教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

専任教員（教授・准教授・講師・助教）を実習施設への巡回指導担当として配置し、巡回指導担当者が学生の実習時における進捗確認及び緊急対応など、実習施設と大学との間を緊密にする役割を果たしている。

巡回指導については、実習施設と事前相談によって決定し、学生の実習期間中に原則として１回以上の訪問指導を行う。また、学生の学修進捗状況によって、必要に応じ複数回の訪問を行っていく。

（９）実習施設における指導者の配置計画

実習施設では、実習に関わる職業分野における高い識見及び実務経験を有し、十分な実習指導経験及び実習指導資格を持つ指導者が学生指導に当たっている。そのため、各実習施設における指導者の配置計画は、それぞれの実習施設の環境や体制に従い実施していただくよう依頼する。実習先や実習生との連携に関しては、巡回指導担当教員が現地実習指導者や実習生と密に連絡を取り合うことで、不測の事態に対応する。

(10) 成績評価体制及び単位認定方法

実習における成績評価については、実習評価基準に基づいて、実習指導者が実習期間における学生の実習状況を評価し、評価点が算出される。そして、実習施設における実習指導者の評価及び出欠状況を含む実習態度、実習記録、実習総括の内容から、実習目標の到達度合に照らしながら、それぞれの実習担当教員が総合的に判断したうえで、単位の認定を行うこととする。評価基準については、評価ポイント、評価内容、評価項目等を定め、「実習の手引き」に記載する。

(11) 実習先が遠隔地などの場合の意義や循環指導計画上などの配慮

広島県内の実習施設を中心に実習を行う計画であるが、学生の出身地や将来進みたい専門領域に一致する実習施設等を考慮しながら、遠隔地での実習施設に配置することもある。

なお、実習施設が遠隔地であっても、広島県内での実習と同様に巡回指導は原則として１回以上行い、立地に関わらず実習状況に応じて訪問回数を増やすなど、万全の体制で指導していく。

【別紙資料 6】「健康科学部社会福祉学専攻 実習施設一覧」
【別紙資料 7】「健康科学部社会福祉学専攻 実習施設の使用承諾書」
【別紙資料 8】「健康科学部社会福祉学専攻 実習計画」

７．企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

地域創生学専攻では、学外実習授業科目として「地域創生実習Ⅰ」（必修科目・2 単位)、「地域創生実習Ⅱ」（必修科目・2 単位)、「地域支援実習」（選択科目・1 単位)、「インターンシップ」（選択科目・1 単位）を専門科目に配当する。

（１）実習先の確保の状況

「地域創生実習Ⅰ」「地域創生実習Ⅱ」は、地域創生演習Ⅰ・Ⅱで修得した地域理解の理論や技法、知見やスキルを活用しつつ、2～6 名（平均 4 名）で 15 グループ程のグループに分かれて、異なる地域、組織や団体を対象としたフィールドワークを行い、地域の現状や課題の把握、地域資源を活かしながら地域課題解決の方策や手法の検討、計画立案、事業実施を経験するとともに、そこで求められる様々な知見やスキルを総合的に学修する。実習期間は、Ⅰ・Ⅱともに最長 5 日間である。実習先は、以下に示すとおりである。

【「地域創生実習Ⅰ」「地域創生実習Ⅱ」の実習先（予定)】

実習施設名	所在地
公益財団法人 くれ産業振興センター	広島県呉市阿賀南 2 丁目 10-1
広島銀行	広島県広島市中区紙屋町一丁目 3 番 8 号
呉信用金庫	広島県呉市本通 2 丁目 2-15
もみじ銀行	広島県広島市中区胡町 1-24
呉こども NPO センターYYY	広島県呉市中央 11 中央 3 丁目 11-12
株式会社 HAGAKURE	広島県呉市川尻町西 1 丁目 22-28
株式会社 SA メディアラボ	広島県呉市朝日町 14-7
株式会社豊國	広島県呉市築地町 5-14
コトブキ技研工業	広島県呉市広白岳 1 丁目 2-2
社会福祉法人 成寿会	広島県呉市広町字白石免田 13010 番地

「地域支援実習」は、学生がボランティアとして地域の様々なイベントに参加するという現場体験実習である。行政や医療機関、福祉施設、NPO、企業等と連携し、1日実習を行う。実習先となるイベント元は毎年変わることから、実習先は特定できないが、社会学科の前身となる医療福祉学科で開講してきた科目であり、また、他学部・他学科においても多くの学生がボランティア活動をしており、これらの実習先へのボランティア活動も想定されていることから実習先の確保は十分にできると考える。

「インターンシップ」では、学生自身が体験したい企業を考え、主に広島県内の企業に赴き就業体験をすることで、これまで学修してきた内容をより現実的な視点から深化させるとともに、自身のキャリアに対する意識を高め、今後の学修意欲を喚起させる。

（２）実習先との連携体制

実習先は、本大学がこれまで先行する学科の実習先として連携してきた実績のあるところ、ないしは本専攻の教員との連携が取れているところであり、連携体制の構築はできている。今後も実習先への挨拶訪問、連絡会議等を通して実習先との連携をいっそう密に行い、最大限教育効果を高めるよう努力する。

（３）成績評価体制及び単位認定方法

実習先の担当者ないし指導教員が学生の実習先での状況を評価し、実習レポート及び報告会でのプレゼンテーションと合わせて、総合的に評価点を決定する。

８．取得可能な資格

本学科において、取得可能な資格は、下表のとおりである。

（１）地域創生学専攻

①所定の授業科目を修得することで取得することができる資格

資格名	種別
学芸員	国家資格
社会調査士	任用資格

（２）社会福祉学専攻

①所定の授業科目を修得することで受験資格が取得できる資格

※卒業要件単位に含まれる科目のみで受験資格の取得が可能だが、受験資格取得が卒業要件の必須条件ではない。

資格名	種別
社会福祉士	国家資格
精神保健福祉士	国家資格

②所定の授業科目を修得することで取得することができる資格

資格名	種別
社会福祉主事任用資格	任用資格

９．入学者選抜の概要

（１）受け入れる学生像（アドミッション・ポリシー）

本学は、ひとと共にあゆみ、こころに届く医療を実践し、健康・医療・福祉分野で活躍しうる専門職業人を育成することを使命としている。

本学科においても、この使命に基づき、当然ながら基礎的知識・学力を選考の材料とするが、一般選抜を除く選抜にあたっては、出身高等学校の調査書や面接等による人物像の見極めも重要視する。その際、社会学科社会福祉学専攻は「地域共生社会の実現のために、地域やそこで暮らす人々のしあわせな未来像を描き、他者と協働を図りながら地域生活課題を解決しようとする者」、社会学科地域創生学専攻は「建学の精神、教育に関する基本方針、ディプロマ・ポリシーを理解し、自分とかかわりのある地域の課題を解決し、活性化することに興味があり、探求心をもって学び、学んだことを実践する意欲のある者」を受け入れていく。

【アドミッション・ポリシー】

学部名	学科名	アドミッション・ポリシー
健康科学部	社会学科 社会福祉学専攻	地域共生社会の実現のために、地域やそこで暮らす人々のしあわせな未来像を描き、他者と協働を図りながら地域生活課題を解決しようとする人材を歓迎します。 ＜入学前に修得が望まれる知識・力＞ ・人を思いやり共感できる力 ・文章を適切に読解する力 ・自分の考えや思いを表現する力 ・他者と協力し社会に貢献する意欲を持つ者
	社会学科 地域創生学専攻	建学の精神、教育に関する基本方針、ディプロマ・ポリシーを理解し、自分とかかわりのある地域の課題を解決し、活性化することに興味があり、探求心をもって学び、学んだことを実践する意欲のある人で、ひとを大切に思い、地域の役に立ちたい人を歓迎します。 ＜入学前に修得が望まれる知識・力＞ ・地域やそこで暮らす人々の幸福を願い、課題の解決に取り組む姿勢。 ・社会の動きに関心を持ち、情報を収集する力。 ・文章を的確に理解し、論理的な構成に基づいて文章の作成ができる力。 ・基礎的な数的処理能力。

（２）入学者選抜の実施計画

『大学入学者選抜実施要項』において、大学入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法によって入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定するとともに、高等学校等における適切な教育の実施を阻害することのないよう配慮するものとされていることから、入学者選抜の実施にあたっては、この基本方針に沿って、次のとおり実施する。

① 入学者選抜の多様化を図るため次の選抜方法を採り入れ、社会的ニーズに配慮するとともに、本大学の特性に最も適した方式として計画する。
・総合型選抜
・学校推薦型選抜
・一般選抜
・大学入学共通テスト利用選抜
・社会人入学選抜
・外国人留学生入学選抜
・帰国生徒入学選抜
② 高等学校の教育を乱さないよう配慮する。
③ 合格者の判定にあたっては、上記①のとおり複数の選抜方法により評価尺度を多元化し、多面的な判定を行う。

（３）入学者選抜の方法等

前述の趣旨に沿い、次のとおり入学者を選抜する。

［１］社会学科（社会福祉学専攻・地域創生学専攻）

① 総合型選抜

志望動機や入学意欲、入学後に学び続ける姿勢などをより重視し、学力の３要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度）を多面的・総合的に評価・判定し、各学科・専攻のアドミッション・ポリシーに合致する人物を選抜する。

≪前期≫

募集人員：社会福祉学専攻 6 人、地域創生学専攻 10 人

実施時期：10 月

選抜項目	選抜内容	配点・満点
活動レポート	生徒会活動、スポーツ・文化活動、ボランティア活動、地域活動など、高校生活の中で行っている（行った）活動について、活動内容、活動から学んだこと、今後の大学生活においての活用について 600 字程度で作成する。	100 点
活動についてのプレゼンテーション	「活動レポート」の内容を 10 分程度にまとめ、プレゼンテーションを行う。＜Ｗｅｂで 10 分程度＞	100 点
プレゼンテーションに基づく面接	プレゼンテーションに基づく面接（プレゼンテーション評価、人物評価・入学意欲・高等学校の調査書などを総合判定する。＜Ｗｅｂで 10 分程度＞	100 点
合計点		300 点満点

≪後期≫

募集人員：社会福祉学専攻 2 人、地域創生学専攻 3 人

実施時期：12 月

選抜項目	選抜内容	配点・満点
小論文	学科毎にテーマを設定し、その内容に関する自己の考えなどについて 600 字以内で小論文を作成する。(60 分)	100 点
面接 （個別面接）	人物評価・入学意欲・高等学校の調査書などを総合判定する。 ＜面接時間は、10 分程度＞	100 点
合計点		200 点満点

② 学校推薦型選抜

広島国際大学に入学を希望する優秀な生徒を、高等学校長、中等教育学校長、高等専門学校長、または専修学校長の推薦に基づいて選抜のうえ入学させる。

募集人員：社会福祉学専攻 14 人、地域創生学専攻 20 人

実施時期：11 月

選抜方法

学校推薦型選抜〈指定校型〉

選抜項目	選抜内容	配点・満点
志望理由書	本学を志望する理由を 600 字程度で記入し点数化	100 点
出身学校調査書	調査書の「全体の学習成績の状況」を 10 倍し点数化	50 点
合計点		150 点満点

学校推薦型選抜〈併願型〉

選抜項目	選抜内容		形態	配点 満点
基礎素養検査	1 限目	「英語」、「数学Ⅰ・A」の計 2 教科から 1 教科選択	・2 教科受験 ・各教科 100 点とする 1 限目、2 限目の受験教科のうち、高得点教科を選択し判定に使用する ・各 60 分間（ﾏｰｸｾﾝｽ）	100 点
	2 限目	「国語」「理科（物理基礎、化学基礎、生物基礎から 2 科目選択）」の計 2 教科から 1 教科選択		
出身学校調査書	調査書の「全体の学習成績の状況」を 10 倍し点数化			50 点
合計点				150 点満点

学校推薦型選抜〈専願型〉

選抜項目	選抜内容	配点・満点
推薦書	スポーツ・文化活動・ボランティア活動、各種資格等を点数化	20 点
出身学校調査書	調査書の「全体の学習成績の状況」を 6 倍し点数化	30 点
面接 ［個別面接］	人物評価・入学意欲・志望理由書などを総合判定する。 ※個別面接とする。面接時間は、20 分程度。	150 点
合計点		200 点満点

③　一般選抜

複数の受験機会を設け、学力試験結果で合格判定を行う。高等学校学習指導要領に準拠し、個別学力試験で選抜のうえ入学させる。

≪手続期間長期型≫

募集人員：社会福祉学専攻 3 人、地域創生学専攻 4 人

実施時期：2 月

選抜方法

選抜内容		形態	満点
1 限目	「英語」	・3 教科受験 ・各教科 100 点とする ・各 60 分間（ﾏｰｸｾﾝｽ） ・特色加点制度（10 点）を実施	310 点
2 限目	「数学Ⅰ・A」「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B（数列・ベクトル)」の計 2 科目から 1 科目選択		
3 限目	「物理基礎・物理」、「化学基礎・化学」、「生物基礎・生物」、「国語総合（現代文のみ)・現代文Ｂ」の計 4 科目から 1 科目選択		

※特色加点制度：高校生活で主体的に取り組んださまざまな活動実績を 400 文字の文章にして提出させ評価する制度で、出願の際に任意提出。

≪前期≫

募集人員：社会福祉学専攻 7 人、地域創生学専攻 11 人

実施時期：2 月

選抜方法

一般選抜前期Ａ日程（高得点 2 教科方式）

選抜内容		形態	満点
1 限目	「英語」	・3 教科受験 ・各教科 100 点とする 1 限目、2 限目、3 限目の受験教科のうち、高得点教科を 2 教科選択し判定に使用する ・各 60 分間（ﾏｰｸｾﾝｽ）	200 点
2 限目	「数学Ⅰ・A」、「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B（数列・ベクトル)」の計 2 科目から 1 科目選択		
3 限目	「物理基礎・物理」、「化学基礎・化学」、「生物基礎・生物」、「国語総合（現代文のみ)・現代文Ｂ」の計 4 科目から 1 科目選択		

一般選抜前期Ｂ日程（2 教科方式）

選抜内容		形態	満点
1 限目	「英語」「数学Ⅰ・A」、「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B（数列・ベクトル)」の計 3 科目から 1 科目選択	・2 教科受験 ・各教科 100 点 ・各 60 分間（ﾏｰｸｾﾝｽ）	200 点
2 限目	「物理基礎・物理」、「化学基礎・化学」、「生物基礎・生物」、「国語総合（現代文のみ)・現代文Ｂ」、「日本史Ｂ」の計 5 科目から１科目選択		

一般選抜前期（共通テストプラス方式）

選抜内容		形態	満点
独自試験	一般選抜前期Ａ・Ｂ日程受験教科	高得点 1 教科：100 点	300 点
大学入学共通テスト	国語（近代以降の文章)、地歴（全科目から 1 科目)、公民（全科目から 1 科目)、数学（全科目から 1 科目)、理科（全科目から 1 科目)、外国語（英語、リスニング含む)から 2 教科 2 科目選択(地歴、公民からは 1 科目)	高得点 2 教科 2 科目：200 点	

≪中期≫

募集人員：社会福祉学専攻 2 人、地域創生学専攻 3 人

実施時期：2 月

選抜方法

一般入試中期日程（2 教科方式）（高得点教科重視方式）

選抜内容		形態	満点
1 限目	「英語」「数学Ⅰ・A」、「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B（数列・ベクトル)」の計 3 科目から 1 科目選択	・2 教科受験 【2 教科方式】 ・各教科 100 点とする 【高得点教科重視方式】 ・各教科 100 点とする 1 時限目、2 時限目の受験教科のうち、高得点教科を 1.5 倍し判定に使用する ・各 60 分間（ﾏｰｸｾﾝｽ）	【2 教科方式】 200 点 【高得点教科重視方式】 250 点
2 限目	「物理基礎・物理」、「化学基礎・化学」、「生物基礎・生物」、「国語総合（現代文のみ）・現代文Ｂ」、「日本史Ｂ」の計 5 科目から 1 科目選択		

≪後期≫

募集人員：社会福祉学専攻 2 人、地域創生学専攻 3 人

実施時期：3 月

選抜方法

一般選抜後期日程

選抜内容		形態	満点
1 限目	「英語」、「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B（数列・ベクトル)」の計 2 科目から 1 科目選択	・2 教科受験 ・各教科 100 点とする ・各 60 分間（ﾏｰｸｾﾝｽ）	200 点
2 限目	「物理基礎・物理」、「化学基礎・化学」、「生物基礎・生物」、「国語総合（現代文のみ）・現代文Ｂ」の計 4 科目から 1 科目選択		

④　大学入学共通テスト利用選抜

大学入学共通テストの結果をもとに合格判定を行う。出題教科・科目については、該当学部の特色、特性を十分に考慮して決定する。

募集人員：社会福祉学専攻［前期］2 人、［後期］2 人
　　地域創生学専攻［前期］3 人、［後期］3 人

実施時期：［前期］2 月、［後期］：3 月

選抜方法

選抜内容		形態	満点
大学入学共通テスト	国語（近代以降の文章）、 地歴（全科目から 1 科目）、 公民（全科目から 1 科目）、 数学（全科目から 1 科目）、 理科（全科目から 1 科目）、 外国語（英語、リスニング含む）から 2 教科 2 科目選択（地歴、公民からは 1 科目）	高得点 2 教科 2 科目	200 点

⑤　社会人入学選抜

社会人としての経験を有する者に対しては、書類審査及び面接により合格判定を行う特別選考を別途実施する。社会人の定義は、入学時に 3 年以上の社会人としての経験を有する者のうち、入学年の 4 月 1 日現在の年齢が満 21 歳以上である者とする。

募集人員：若干名

実施時期：［前期］11 月、［後期］2 月

選考方法：面接、書類審査

⑥　外国人留学生入学選抜

外国人留学生に対しては、面接、日本語記述、書類審査により合格判定を行う特別選考を別途実施する。

募集人員：若干名

実施時期：［前期］11 月、［後期］2 月

選考方法：面接、日本語記述、書類審査

⑦　帰国生徒入学選抜

日本国籍を有し外国で学んだ者に対して、書類審査及び面接により合格判定を行う特別選考を別途実施する。

募集人員：若干名

実施時期：［前期］11 月、［後期］2 月

選考方法：面接、書類審査

（４）選抜体制

入学者選抜においては、全ての受験者が公平に実施できるような受験環境を確するとともに、入試実施に係る教職員に対する研修の実施など実施体制の充実を図り、全学一体的な連携体制を構築している。

入試問題の作成においては、入試問題の作成に係る委員会を設置し、入試問題作成マニュアルの整備、チェック体制の強化など防止策を策定し、ミスの防止と早期発見に努めている。

また、合否判定業務においては、電算処理や解答のチェック体制を確立したうえで点検・確認に万全を期すとともに、合格者については、学部教授会にて合否判定（案）を審議し、学長が決定している。

１０．教員組織の編成の考え方及び特色

（１）教員組織編制の基本方針

専任教員の配置にあたっては、教育・研究水準の維持向上や教育研究の活性化に支障がない教員組織の編成となるように配慮しており、高い教育研究実績を持つ専任教員と実務経験が豊富な教員を配置することで、教育研究を機能的かつ補完的に推進できる組織となっている。なお、教育上主要と認める授業科目については、教授、准教授を配置している。

学科は 2 専攻で構成されており、地域創生学専攻は健康・医療・福祉、教育、防災・安全、社会・行政、情報科学、芸術・文化など人の幸福に関わる幅広い知識を身に付け、様々な情報を収集・分析し、地域社会の課題を探索・整理して、住民・企業・自治体をはじめ様々な団体・組織とともに幸福な未来像を描き提案できる人材の養成が行えるように教員組織編成を行っている。

なお、社会福祉学専攻においてはソーシャルワークを基盤として、「社会福祉士」、「精神保健福祉士」として総合的にひとを支援ができる人材の養成を目指している。多様化する社会ニーズに対応できる人材の養成が行えるよう、豊富な教育研究経験をもつ教員で構成しており、社会福祉士、精神保健福祉士を有する教員がいる。

職位別には、教授 7 名、准教授名の計 10 名、講師 2 名、助教 1 名で構成され、そのうち 13 人が博士号、7 人が修士号である。

（２）専任教員配置の計画と特色及び年齢構成

専任教員の配置に当たっては、博士号等の学位の保有状況をはじめ、それぞれの専門分野における教育実績や研究業績、実務経験などと、職位及び担当予定の授業科目との適合性について、十分な検討の基に配置している。

また、本大学の教育系職員の定年は満 65 歳であり、「広島国際大学就業規則」により規定されているが、「特任教員規定」では、専任教員と同様に専ら教育・研究・大学運営に従事する者、または特に任じられた職務を行う者で、採用年度の前年度の末日において満 70 歳以上とならない者を採用することができる。本学部の教員組織も、これらの規定を踏まえた編成としている。なお、各学科における専任教員配置上の職位及び博士号取得者、年齢構成は以下に示すとおりである。

職位及び博士号取得者、年齢構成表【完成年度時点】　（単位：人）

職　階	30 歳以上 40 歳未満	40 歳以上 50 歳未満	50 歳以上 60 歳未満	60 歳以上 70 歳未満	70 歳以上
教　授	0（　0　）	0（　0　）	3（　2　）	4（　3　）	0（　0　）
准教授	0（　0　）	1（　1　）	7（　6　）	2（　1　）	0（　0　）
講　師	0（　0　）	1（　0　）	0（　0　）	1（　0　）	0（　0　）
助　教	0（　0　）	1（　0　）	0（　0　）	0（　0　）	0（　0　）
合　計	0（　0　）	3（　1　）	10（　8　）	7（　4　）	0（　0　）

※（　）内は、博士号取得者数

完成年度における平均年齢は 57 歳であり、次世代を担う専任教員の育成を視野に入れ、特に偏りのないバランスのとれた構成である。開設年度から完成年度までの期間においては、教育研究体制の基盤を形成する期間として位置付け、円滑な運営に向けて、各専門分野における豊富な教育実績と研究業績を有した専任教員を配置することとしている。また、教育研究の継続性の観点を踏まえ、中長期的に教育研究の維持・向上及び活性化を図る観点から、各分野における今後の具体的な専任教員の採用計画について検討し、年齢層の高い専任教員の定年退職に伴う若手・中堅教員の新規採用を計画的に行っていく。

【別紙資料 9】「広島国際大学就業規則」
【別紙資料 10】「任用規定」
【別紙資料 11】「特任教員規定」

（３）専任教員の育成方針、研究体制

本学科の専任教員は、教育者のみならず、研究者として各専門分野において先端の研究活動を遂行し、学会活動並びに各協会や団体における指導的立場として貢献するなど学内外において広く活躍をしている。構成教員は、学問体系の枠にとらわれることなく、医学･保健学領域及び社会科学領域との連携を図り、学際的な研究を遂行できるような体制を整えている。

教育面においては、教育を行う教員の資質の維持向上に向けての組織的な対応として、授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を行うこととしている。特に、専門分野における教育実績を有した教員による中堅及び若手教員を対象とした教育を担う者としての自覚や意識の涵養と授業技術や教材開発等の教育方法に関する研修会を実施することとしている。

研究面においては、就任後、専門分野における研究業績を有した教員のもとで、研究活動等に豊富に接することで、自立して研究活動を行うための研究能力の伸長

を図るとともに、個人の研究活動を助成する「経常研究支援費」及び競争的外部資金申請のための「研究の種」を培うことを目的に学内の優れた研究に対し助成を行う「特別研究助成」制度を整備している。学内特別研究助成制度は、「若手研究者科研費申請支援タイプ」と「研究課題醸成タイプ」があり、特に「若手研究者科研費申請支援タイプ」は、若手研究者の研究力向上・大学の質向上の観点から、文部科学省・日本学術振興会の実施する科学研究費助成制度への採択を若手研究者の登竜門と捉え、当該研究者の科学研究費助成制度への申請支援を対象とした制度としている。

今後も、学内特別研究助成制度における支援範囲・対象の拡充・強化を図るとともに、新たな制度や諸規定等の整備について検討することとしている。

【別紙資料 12】「学内特別研究助成制度の概要」

（４）完成年度後の教員組織構想

定年年齢を超えた教員の任期満了に伴う教員採用については、他の大学等の現役教員や現在、大学院の修士課程や博士課程に在学している者を対象として広く候補者を募ることとし、本大学の教員選考基準等で定める審査基準に基づいて、厳格なる審査を経て採用することとしている。

１１．研究の実施についての考え方，体制，取組

（１）研究の実施についての考え方や、実施体制、環境整備

本学部には各学科の学びを基礎とした、研究科を設置しており、指導教員は、福祉や心理臨床の資格を有する教員や、心理学、病院経営学、経済学、工学、社会学を専門とする教員が配置されているため、研究分野はそれぞれの専門に関連する分野における、基礎研究、臨床研究が主体となる。

基礎研究については、研究科内で完結する研究の他、他大学との共同研究、公的研究機関との連携による研究実施体制を確保している。

また、大学院生用の研究室を確保し、深夜から早朝にかけての時間帯以外は利用することができ、図書館及び情報センターの端末の使用も可能である。

（２）研究活動をサポートする技術職員やURAの配置状況

現在のところ、技術職員及びURAの配置はないが研究者間のコミュニケーションをよく取ることで有効な研究資源の利用に向けて対応している。

１２．施設、設備等の整備計画

（１）校地・運動場の整備計画

本大学は、広島県内に 2 キャンパスを有しており、東広島市に「東広島キャンパス」、呉市に「呉キャンパス」を置いている。

校地面積については、東広島キャンパス 338,372.98 ㎡、呉キャンパス 67,165.00 ㎡であり、本大学全体では 405,537.98 ㎡（その他面積含む）となり大学設置基準を大きく上回っている。運動場及び体育施設について、東広島キャンパスには、運動用地が 173,172.11 ㎡あり、多目的グラウンド、陸上競技場、野球場、サッカー場 2 面、テニスコート 4 面、体育館、第 1 練習場（柔道場）、第 2 練習場（剣道場 兼 空手道場）、弓道場を整備している。また、呉キャンパスは運動用地が 12,515.40 ㎡あり、総合グラウンド、体育館（1 階はアリーナ、2 階は第 1 練習場［卓球場］、第 2 練習場［トレーニングルーム］）、第 4 練習場（弓道場・空手道場）を整備している。

また、学生の休息場所として、東広島キャンパスは 1 号館 1 階食堂・多目的室Ａ・Ｂ、2 号館 1 階食堂、2 階コミュニティールーム、8 階自習室があり、呉キャンパスには 1 号館 1 階食堂、3 号館 1 階陽だまりレストラン、6 号館 6 階コミュニティールームを整備している。

（２）校舎等施設の整備計画

校舎面積については、東広島キャンパス 61,863.52 ㎡、呉キャンパス 54,161.10 ㎡であり、本大学全体では 116,024.62 ㎡となる。

本学科は地域創生学専攻を呉キャンパス、社会福祉学専攻を東広島キャンパスに置き、既設学科の施設・設備等をそのまま利用する。

本学科専用の施設として、実習室、実験室、ゼミ室、専任教員の研究室を置き、他学部・他学科との共用施設として、講義室、情報処理演習室、資料作成室、印刷室、図書館等を設ける。

ゼミ室、専任教員の研究室は、隣接して設置し、学生と教員との関係が密接となり、自主学習や卒業研究に対する教員のアドバイスが容易となり、チュートリアルから卒業研究までの学生が配属になったゼミ室として使用するほか、オフィスアワーや個別指導の場としても利用される。

運動場、体育館のスポーツ施設等は東広島キャンパス、呉キャンパスともに整備しており、全学共用施設としてスポーツ系の実習やクラブ活動等において利用できる。

実験等を要する科目を設定する専攻の設備

【社会学科 地域創生学専攻】

地域創生学演習室では「地域創生演習Ⅰ」「地域創生演習Ⅱ」等の演習を行う。

地域創生学専攻の特色でもあるフィールドワークにおける事前学習やグループディスカッションを実施する。

【社会学科 社会福祉学専攻】

ソーシャルワーク演習室（第1～第6）では「ソーシャルワーク演習」「ソーシャルワーク演習（精神専門Ⅰ・Ⅱ）」等の演習を行う。ソーシャルワーカーに必要不可欠な相談援助を実施するための面接技術の修得を目指して、面接技術の修得や模擬面接等を行う。

【別紙資料 13】「社会学科地域創生学専攻演習・実習授業と施設との概要」

【別紙資料 14】「社会学科社会福祉学専攻演習・実習授業と施設との概要」

（３）図書等の資料及び図書館の整備計画

［１］図書の整備

本学科は、地域創生学専攻と、社会福祉学専攻から成り、社会福祉学専攻は健康科学部医療福祉学科を基礎としている。そのため、特に社会福祉学分野に関する図書の整備は既に行われている。

地域創生学専攻関連図書は、現在、約 2,800 冊所蔵している。更に開設時までに研究や学修に必要な図書約 270 冊を追加購入し、約 3,000 冊の専門図書を所蔵する予定である。

また、学術雑誌についても、社会学評論、月刊 社会教育、博物館研究といった社会学に関連する主要な雑誌を購読する計画である。

社会福祉学専攻は、Social work、おはよう 21、医療と福祉、介護福祉学、介護福祉教育、月刊ケアマネジメント、月刊福祉、児童養護、社会的養護とファミリーホーム、社会福祉研究、生活と福祉、精神保健福祉、地域福祉研究、日本の地域福祉といった学術雑誌を中心に、研究や学修に必要となる雑誌について、ほぼ網羅している。

また、社会福祉学専攻関連図書を約 12,500 冊所蔵し、教育研究環境を整備している。

［２］施設の整備

東広島キャンパスでは、1 号館と 3 号館に図書館を置き、保健医療学部、総合リハビリテーション学部、健康科学部医療福祉学科、心理学科、医療経営学科、健康スポーツ学部、大学院の図書を所蔵している。2 館の延べ面積は 1,658.81 ㎡、閲覧座席数 374 席、視聴覚ブース 5 箇所、学生用検索端末機 8 台を設置し、館内では無線ＬＡＮが使用できる環境となっている。また、貸出用ノート型パソコン 3 台を用意している。

呉キャンパスでは、5 号館に図書館を置き、看護学部、薬学部、健康科学部医療栄養学科、助産学専攻科、大学院の図書を所蔵している。面積は 1675.50 ㎡、閲覧座席数 133 席、視聴覚ブース 8 箇所、学生用検索端末機 6 台を設置し、館内では無線ＬＡＮが使用できる環境となっている。また、貸出用ノート型パソコン 7 台を用意している。図書館ネットワークシステムにより、学外からも全キャンパス図書館の蔵書検索、利用状況問合せ、図書貸出予約などを可能としており、充実した教育・研究が実施できるよう整備している。

また、国内の医学文献を網羅的に検索が出来る医中誌 Web、メディカルオンラインといったデータベースを導入している。電子図書については、買い切り制の図書を約 400 冊、年間購読制の図書を約 5,800 冊導入している。これらのデータベース、電子図書は、大学内からのアクセスの他、学外からもアクセスが出来るよう、整備している。

［３］他の大学図書館等との協力体制

本大学は、東広島キャンパスの 2 拠点、呉キャンパス 1 拠点の計 3 拠点に図書館を有している。それぞれの図書館は学内ネットワークを通じて情報を共有し、学内外からの相互利用の依頼・受付を可能にしている。

また、姉妹校である大阪工業大学、摂南大学と図書館総合情報管理システムで一元管理されていることから、同じ OPAC（所蔵検索システム）上で、113 万冊強の蔵書検索が瞬時にできる上、学園内の図書館の図書資料であれば、無料で取り寄せができる体制となっている。

更に、本学図書館では、国立情報学研究所目録所在情報サービス（NACSIS-ILL）及び ILL 文献複写等料金相殺サービスに加盟し、全国の大学図書館、各研究機関などとの相互協力を行い、迅速な資料提供の体制を整えている。

１３．管理運営及び事務組織

（１）学部の組織体系と管理運営体制

本大学は現在、学部は保健医療学部をはじめ、総合リハビリテ ーション学部、健康スポーツ学部、健康科学部、看護学部、薬学部の 6 学部 11 学科を設置している。その運営を掌る会議として、全学部に共通する重要事項を審議する「広島国際大学大学大学院・運営会議」、各学部の運営について審議する「広島国際大学保健医療学部教授会」「広島国際大学総合リハビリテーション学部教授会」「広島国際大学健康スポーツ学部教授会」「広島国際大学健康科学部教授会」「広島国際大学看護学部教授会」「広島国際大学薬学部教授会」を設けている。

各会議における、審議事項等は次のとおり。

（２）大学・大学院運営会議

「広島国際大学大学院学則」第 10 条に基づき、大学の管理運営に関する事項を審議するため、大学における全学組織として「大学・大学院運営会議」を設置している。学長が会議を招集し議長となる。本会議は、年 12 回（程度）開催している。

今般設置する「社会学科」については、社会学科の学科長が、当該会議の構成員に加わることとなる。

〔構　成（大学・大学院運営会議規定第 2 条)〕

大学・大学院運営会議は、つぎの者をもって構成する。

① 学長
② 副学長
③ 学部長
④ 研究科長
⑤ 教育・学生支援機構長
⑥ 事務局長
⑦ 入試センター長
⑧ 図書館長
⑨ 情報センター長
⑩ 教育・学生支援部長
⑪ 情報メディアラーニングセンター長
⑫ 基盤教育センター長
⑬ 専門職連携教育センター長
⑭ 国際交流センター長
⑮ 研究支援・社会連携センター長
⑯ 専攻科長

〔審議事項（大学・大学院運営会議規定第 3 条)〕

大学・大学院運営会議は、つぎの事項を審議する。

① 学生の入学及び卒業にかかる基本方針に関すること
② 帰国生徒、外国人留学生及び特別履修生の入学にかかる基本方針に関すること
③ 年間行事予定に関すること
④ 教育課程の編成にかかる基本方針に関すること
⑤ 教育研究上の重要な事項及び教育研究の振興に関すること
⑥ 大学院担当教員の資格審査に関すること
⑥ 学則及び重要な教学にかかる規定に関すること
⑦ 教育組織の新設及び改廃に関すること
⑧ 名誉教授の称号授与等に関すること
⑨ 教員の留学に関すること
⑩ 理事会に付議する案件(教員の任免を除く)に関すること
⑪ 学長が諮問した事項に関すること
⑫ その他管理運営上の重要な事項に関すること

〔報告事項（大学・大学院運営会議規定第 4 条)〕

大学・大学院運営会議には、つぎの事項を報告するものとする。

① 大学にかかる理事会決定事項に関すること
② 教授会及び各委員会で審議した事項に関すること

【別紙資料 15】「広島国際大学大学・大学院運営会議規定（案)」

（３）教授会

「広島国際大学学則」第 8 条に基づき、各学部に関する重要な事項を審議する組織として各学部に「学部教授会」を設置している。本教授会は、学部ごとに当該学部長が定例で教授会を招集し議長となる。本教授会は、年 12 回（程度）開催している。

〔構　成（健康科学部教授会規定第 2 条)〕

教授会は、つぎの委員をもって構成する。

① 健康科学部長
② 健康科学部教授
③ 学部長は、教授会の議を経て、設置学科から各 1 人の准教授を加えることができる

〔審議事項（健康科学部教授会規定第 3 条)〕

教授会は、学部の教育研究上のつぎの事項を審議する。

① 学則及び重要な教学にかかる規定に関すること
② 学生の入学、卒業及び学位の授与に関すること
③ 単位の認定及び学業評価に関すること
④ 学生の留学に関すること
⑤ 学生の転学部・転学科に関すること
⑥ 授業時間割の編成に関すること
⑦ 授業担当者の決定に関すること
⑧ 研究生、研修生、科目等履修生、特別履修生、外国人留学生及び帰国学生の入学に関すること
⑨ 大学の年間行事予定及び授業計画、その他大学及び学部の教育方針に関すること
⑩ 名誉教授の称号授与等に関すること
⑪ 教員の留学に関すること
⑫ その他学長または学部長が諮問した事項に関すること

〔報告事項（健康科学部教授会規定第 4 条)〕

学部長は、教授会に学部長会議及び各委員会で審議したつぎの事項を報告するものとする。

① 学部長会議で決定した健康科学部に関すること
② 教員の人事に関すること
③ 入学試験の判定基準及び要綱に関すること
④ 学生の表彰及び懲戒に関すること
⑤ その他各委員会で審議した健康科学部に関すること

【別紙資料 16】「広島国際大学健康科学部教授会規定」

（４）代議委員会

「広島国際大学健康科学部教授会規定」第 11 条に基づき、教授会に、当該構成員の一部の者をもって組織する代議員会を設置している。

代議員会の組織および運営については、広島国際大学健康科学部代議員会規定に定める。

〔構　成〕

代議員会は、つぎの者をもって構成する。

① 健康科学部長
② 健康科学部の各学科長
③ 教授会構成員のうち学科長が指名した者　各学科 1 名
④ その他学部長が指名した者　若干名

〔審議事項（健康科学部教授会規定第 3 条)〕

① 単位の認定および学業評価に関すること
② 学生の留学に関すること
③ 学生の転学部・転学科に関すること
④ 授業時間割の編成に関すること
⑤ 授業担当者の決定に関すること
⑥ 研究生、研修生、科目等履修生、特別履修生、外国人留学生および帰国学生の入学に関すること
⑦ 大学の年間行事予定および授業計画、その他大学および学部の教育方針に関すること

【別紙資料 17】「広島国際大学健康科学部代議員会規定」

（５）学部における教育・管理運営体制

［１］学部長・学科長の選出及び掌理内容

学部長は、学長を補佐し、その命を受けて教学運営業務を遂行し、学部内の業務を掌理するとともに、学部に所属する職員を指揮監督する長として、各学部に配する。学部長の任命は、教授のうちから学長の意見を聴き、理事長が行う。

学科長は、当該学部長の命を受けて、当該学科の教育研究及び管理運営に関する業務を処理する。学科長の任命は、教授のうちから当該学部長の意見を聴いて学長が申請し、理事長が行う。

［２］管理運営体制の整備

学部長及び学科長の管理運営の下に、本学部学科の教育・研究の目的や内容に対応した事業展開とその管理運営体制を整備していく。

また、教学面は「広島国際大学学則」「広島国際大学学位規定」に、教員人事等にかかる運営面は「広島国際大学教員選考基準」等に準拠しながら運営していく。予算については、当該学部の予算において教員数及び当該学部在籍学生数に応じた必要経費等を計上する。

【別紙資料 18】「広島国際大学学位規定（案）」

【別紙資料 19】「広島国際大学教員選考基準」

（５）事務体制

今般設置する「社会学科」は、東広島キャンパス及び呉キャンパスにおいて教育・研究を行うことから、事務については、広島国際大学学長室、教育・学生支援機構、入試センター、研究支援・社会連携センター、図書館、情報センターと学部事務室が連携して対応する。

１４．自己点検・評価

大学の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うことを、「広島国際大学学則」及び「広島国際大学大学院学則」に定め、自己点検・評価は「広島国際大学自己評価委員会」を中心として行っている。平成 10 年度の開学直後から自己評価委員会を組織し、自己点検・評価活動へ取り組んでいる。また、学園及び大学の中長期目標・計画が着実に達成できているかを定期的に点検・評価・改善する仕組みとして、5 カ年単位の中期目標・計画及び毎年度の理事長指針・学校長方針に基づいた実行計画を「改革実行シート」、学部長方針に基づいた「学部長方針実行シート」として立案している。「改革実行シート」には計画ごとに、責任者、実行責任者、実行メンバーを配置し責任体制が明確になっているとともに、教職員一体となって取り組む体制を構築している。

さらに、令和 3 年度から、本学における内部質保証体制の強化のため方針を定め、学内での周知徹底並びにホームページに情報を公開している。

（１）実施体制

本学では、教育・研究水準の向上を図り、かつ、本大学の目的及び社会的使命 を達成するため、教育・研究活動や管理運営等の状況について、自ら点検・評価することを目的に「自己評価委員会」を組織している。

本委員会は現在、学長をはじめ、副学長、研究科長、学部長、教育・学生支援機構長、事務局長、入試センター長、図書館長、情報センター長、研究支援・社会連携センター長及びその他必要に応じて学長が任命した者で構成され全学的に推進できる体制を整えている。なお、自己評価委員会の委員長は学長であり、委員会での自己点検・評価の結果は随時大学改革に反映され、ミッション・ビジョンの実現につなげている。

また、教育の質保証を目的に、IR(Institutional Research)と連携したアセスメント活動の点検・評価を行う体制として、自己評価委員会の中に、本委員会委員及び教職員から選出された委員からなる小委員会「自己評価運営委員会」があり、その下部組織に大学運営等に関する質保証を点検する「大学マネジメント部会」、教学に関する質保証を点検する「教学マネジメント部会」を設置している。

「大学マネジメント部会」では「改革に関する目標の設定・計画及び成果・達成状況の点検」について検討し、「教学マネジメント部会」では「アセスメントプラン」の策定、アセスメントに基づく評価方法・体制の明確化、評価結果の活用方法について検討している。

（２）実施のポイント及び取り組み内容

大学の構成員が自らを点検し評価する上で基軸となるものは、当該大学の教育の基本的な理念である。

本大学における教育は、命の尊厳と豊かな人間性を基本理念とする。この理念に基づき、新しい時代が求める専門的な知識と技術の習得を進めるとともに、健康、 医療、福祉の分野において活躍し得る職業人を育成することとしており、この理念を実現していくために、本大学では専門的な知識・技能を教授することはもとより、 次の 3 つのこころを指針として教育・研究にあたっている。

①慈愛のこころ

医療者として、教育機関の職員として、社会の一員として他者を慈しむ。

②探求のこころ

健康・医療・福祉を学ぶひと、究めるひと、支えるひと、それぞれが新しいものを創造し、常によりよい方向を目指す。

③調和のこころ

地域の人々、職場の人々と互いの異なるところを認め合い、それを踏まえてともに力を合わせてまとめ上げていく。

（３）審議状況と今後の方針

本学では、自己評価委員会を中心として、自主的・自律的なエビデンスに基づく自己点検・評価を実施している。

5 カ年単位の中期目標・計画及び毎年度の学長方針・学部長方針に基づいた実行計画を、「改革実行シート」「学部長方針実行シート」として立案しており、各学部・学科及び事務部署での達成状況を年度の中間・期末に評価している。さらに、評価の結果、改善を要する点は次年度の実行計画に反映し、機能性のある PDCA サイクルを成立している。

また、大学機関別認証評価と連動させて、3 年に一度、公益財団法人日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価における各種基準項目をベースとして「自己点検・評価報告書」を作成して目標に対する達成度をまとめ、中期的な視点での点検・評価を行っている。

今後も、自己評価委員会が中心となり、「改革実行シート」、「学部長方針実行シート」の結果をもとに定期的に自己点検・評価を継続実施し、その結果を次年度以降の改善へとつなげ、教育研究活動の改善と水準の向上を図っていく。

（４）外部評価・第三者評価の実施

令和 4 年度に、公益財団法人日本高等教育評価機構において認証評価を受けた。この評価の結果、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定された。

学部・学科等における外部評価機関による取り組みとしては、本学が設置する臨床心理分野専門職大学院である、心理科学研究科実践臨床心理学専攻において、学校教育法第 109 条第 3 項に基づき、令和 3 年度に公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理分野専門職大学院認証評価を受審し、評価基準を満たしていると認定された。「改善が望ましい事項」として指摘された内容については、「専門職学位課程委員会」で対応策を審議し、改善につなげている。その他、総合リハビリテーション学部リハビリテーション学科理学療法・作業療法・言語聴覚療法学専攻、薬学部薬学科においても、分野別第三者評価を受審しており、それぞれ結果を踏まえた教育内容の検証・改善を実施している。

令和 3 年度からは、「広島国際大学における内部質保証の方針」に基づき、学外者及び他学部・他学科による第三者の視点による点検・評価を行っている。学外評価員による第三者評価では、本学のステークホルダーで構成する学外評価委員会を設置し、教育・研究及び大学運営にかかる評価項目に対して多面的視点から大学評価を受けている。評価結果は、自己評価委員会を通じて学部・事務部署へフィードバックすることで改善につなげている。他学部・他学科による第三者評価では、各学科で行っている教育・研究活動について、他学部・他学科の視点で相互評価を行うことで、新たな気づきや情報の共有を図っている。

（５）自己点検・評価結果の公表と結果の活用

毎年度の学長方針等に基づいた実行計画を「改革実行シート」として策定し、単年度で点検・評価して、改善を要する点は次年度の計画へ反映するとともに、大学全体としては 7 年ごとの機関別認証評価に加え、中期的な視点での自主的・自律的な点検・評価を実施している。「自己点検・評価報告書」は、ホームページに掲載して公表している。

また、IR センターを設置し、現状分析等に必要なデータの整理・収集、国家試験や休退学に関する分析を行い、分析した情報を関係学部や事務部署にフィードバックして、教育・研究、大学経営等に活用している。

このように自己点検・評価の結果は、大学全体として意識共有し、組織全体の改善にまで活用できるよう組織体制を整備している。

１５．情報の公表

人材の養成はもとより、学術文化や科学技術の振興、産業や地域社会の発展、生涯学習の推進等、今日の高等教育機関に求められる社会的使命は重く、また、極めて高い公共性を有している。

本大学では、大学が適正な運営や効果的な教育・研究活動を行い、その結果を広く公開し情報提供していくことは、単に大学内部の問題ではなく社会的責務であると考えている。本研究科の設置後も同様に、以下のとおり社会に対して広く情報を提供していく。

（１）情報公開の理念

本大学では、「広島国際大学自己評価委員会」において、次の 2 点を情報公開に関する基本的な理念とすることを決議している。

① 学生、教職員に対してはもちろん、地域社会・産業経済界等に対しても開かれた大学あるいは大学院として、本大学の運営及び教育・研究に関する情報を積極的に公開、提供していく。

② 積極的な情報公開こそが、本大学運営の適正化、教育・研究の向上の礎となる。

（２）情報提供の方法

本大学における主な情報提供の方法は、次のとおりである。

［１］「大学案内」等の発行

毎年度「大学案内」を発行し、大学の教育理念をはじめ、設置している学部・学科、研究科・専攻、専攻科の概要やカリキュラム、教育・研究活動の特色、主な施設・設備、学生のキャンパスライフ、その他のトピックス等、学部・大学院、助産学専攻科に関する情報を詳細かつ体系的に公開している。

このほか、本大学の学部への入学希望者を主たる対象として、毎年度「入試ガイド」を発行し、入学選抜概要、前年度入学選抜結果、入学手続概要等、入学のために必要となる様々な情報を掲載するとともに、ホームページ上でデジタルパンフレットなどにより逐次提供している。

［２］ホームページの開設

本大学のホームページ（日本語版、英語版）を開学と同時に開設している。受験生等からの閲覧はもちろんのこと、在学生・卒業生・保護者・企業等の採用担当者向けにも対応したコンテンツを用意し、最新の情報をリアルタイムに提供している。

メニューとしては、大学の概要、教育・研究活動の内容、教員組織、学部及び大学院学則、キャンパスや施設・設備等に関する大学案内のほか、各種入学選抜制度の紹介とそれらの結果、就職・進路情報、セミナー等各種行事の案内、キャンパス・トピックスや公的機関、他大学、高等学校等との連携事業等を紹介している。

多くの受験生が大学のホームページを情報源として捉えている現状を踏まえ、適宜、リニューアル等を行い、受験生や在学生が見やすいページ構成としている。検索エンジンでの上位表示を目指すSEO(検索エンジン最適化)対策を図り、ページ毎のアクセス解析機能を付加することで、在学生サービス、学生募集、産官学連携等目的別に閲覧状況を把握し、適切な情報発信が行える体制を整備している。情報が希薄の部分は情報を充実させ、ユーザビリティを重視したデザイン設計を施すことを意識するとともに、使い勝手のよいホームページとなるよう随時見直しを行っている。

平成27（2015）年度以降、全ての学科ページを順次リニューアルを行い、また、平成31（2019）年度には入試情報サイトを立ち上げ、各種選抜制度の紹介とそれらの結果を始め受験生に必要な情報をまとめた。

更に、令和2（2020）年4月にはコロナ禍でホームページからの情報発信が急務となり、最新の情報をすばやく掲載するため、ＴＯＰページのデザインを一新した。

主な情報の掲載内容とアドレス等については、以下のとおりである。

①大学の教育研究上の目的に関すること

https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/basic_policy.html

（ホーム＞大学紹介＞広島国際大学の概要＞教育に関する基本方針）

② 教育研究上の基本組織に関すること

https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/purpose.html

（ホーム＞大学紹介＞情報の公表＞教育研究上の目的・基本組織について）

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/basicdata.html

（ホーム＞大学紹介＞情報の公表＞大学基礎データ）

http://www.hirokoku-u.ac.jp/research/

（ホーム＞研究者要覧）

④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/admission_p.html

（ホーム＞大学紹介＞広島国際大学の概要＞アドミッションポリシー）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/basicdata.html

（ホーム＞大学紹介＞情報の公表＞大学基礎データ）
https://www.hirokoku-u.ac.jp/employment/data.html
（ホーム＞就職・キャリア支援＞就職データ・資格一覧）

⑤学部・学科等に関わること
（保健医療学部）
http://www.hirokoku-u.ac.jp/medical_care/
（総合リハビリテーション学部）
http://www.hirokoku-u.ac.jp/rehabilitation/
（看護学部）
http://www.hirokoku-u.ac.jp/nursing/
（薬学部）
http://www.hirokoku-u.ac.jp/pharm/
（健康科学部）
http://www.hirokoku-u.ac.jp/health_science/
（健康スポーツ学部）
http://www.hirokoku-u.ac.jp/health_sports/
（医療・福祉科学研究科）
https://www.hirokoku-u.ac.jp/graduate_school/medical_welfare/index.html
（看護学研究科）
https://www.hirokoku-u.ac.jp/graduate_school/nursing/index.html
（心理科学研究科）
https://www.hirokoku-u.ac.jp/graduate_school/psychology/index.html
（薬学研究科）
https://www.hirokoku-u.ac.jp/graduate_school/pharm/index.html
（助産学専攻科）
https://www.hirokoku-u.ac.jp/graduate_school/midwifery/index.html

⑥授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
https://asm-ediea.com/hirokoku-u/open/ja/syllabuses
（ホーム＞在学生の方＞学業＞シラバスの利用＞電子シラバスのページ）
https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/study.html
（ホーム＞在学生の方＞学業＞時間割・履修情報）

⑦ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
https://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/student/studies/pdf/rule/gakusoku.pdf
（ホーム＞大学紹介＞情報の公表＞教育研究上の目的・基本組織について＞広島国際大学学則条文）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/student/studies/pdf/rule/daigakuinngakusoku.pdf
（ホーム＞大学紹介＞情報の公表＞教育研究上の目的・基本組織について＞広島国際大学大学院学則）
https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/rule.html
（ホーム＞在学生の方へ＞学業＞規定・教育課程・シラバス）

⑧ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/campus/exploration/index.html
（ホーム＞大学紹介＞施設紹介・キャンパス周辺案内＞施設紹介）

⑨ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/espenses/payment.html
（ホーム＞在学生の方＞学費＞学費納入金額）

⑩ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/index.html
（ホーム＞在学生の方＞学業）
http://www.hirokoku-u.ac.jp/employment/index.html
（ホーム＞就職・キャリア支援）
http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/clinic/index.html
（ホーム＞在学生の方＞心と体）

⑪ その他（学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果）
https://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/student/studies/pdf/rule/gakusoku.pdf（ホーム＞大学紹介＞情報の公表＞教育研究上の目的・基本組織について＞広島国際大学学則条文）
https://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/student/studies/pdf/rule/daigakuinngakusoku.pdf
（ホーム＞大学紹介＞情報の公表＞教育研究上の目的・基本組織について＞広島国際大学大学院学則）
http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/rule/index.html
（ホーム＞大学紹介＞規定＞規定・教育課程・シラバス）
https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/document.html
（ホーム＞大学紹介＞情報の公表＞文部科学省への設置認可・届出書類）
https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/valuation/index.html
（ホーム＞大学紹介＞情報の公表＞自己点検・評価＞自己点検・評価報告書）

なお、これとは別に本法人のホームページを設けて、法人の事業の概要、財務の概要等についても公開している。また、ソーシャルメディア（Instagram、YouTube、Twitter、LINE、Tik Tok）を活用し、大学の様々な情報をタイムリーに発信している。

１６．教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本大学では、学部・大学院の設置計画を履行していくとともに、設置する学部・学科、研究科・専攻が掲げる教育・研究上の目的を達成できるように、教員一人ひとりが切磋琢磨しながら、教育内容や教育技法の改善について取り組んでいる。

（１）ＦＤ委員会

教育水準の向上と効率的な大学運営を実現していくためには、教員が一体となった組織的な取り組みが必要である。

本大学では、「広島国際大学自己評価委員会」を中心に、学生による授業評価の実施及びその結果を教員へフィードバックする等のファカルティ・ディベロップメント（FD）活動（教員の資質の維持向上）を実施してきたが、平成 15 年度に FD 活動をより推進するため、「教育力向上のための推進委員会」を設置した。平成 16 年度には、同委員会を「広島国際大学 FD 委員会」（以下「FD 委員会」という）として再編成し、現在は同委員会を中心にして組織的な活動を進めている。

FD 委員会では、次に掲げる取り組みや今後の実施提案を行っている。

①FD 講演会の企画・実施
②FD 研修会の企画・実施
③全教員間の相互理解を促進するための FDnewsletter 及び FD 活動報告の発行
④学生による「受講生授業アンケート」の実施、結果の分析とフィードバック
⑤授業改善のための方策の検討

（２）教員対象の研修会実施

教育力向上のために、学外講師を招いて講演を聴講する「FD 講演会」、学内教員による授業における工夫・取組みを発表し意見交換を行う「FD 研修会」、教員相互に授業参観できる「授業公開」を実施してきた。

各々の開催日程等については、つぎのとおりである。

①FD 講演会

・令和 4 年 2 月　演題「トランジションを見据えたアクティブ・ラーニング型授業への転換－何がポイントかー」
講師：溝上　慎一　氏（桐蔭横浜大学）

・令和 2 年 2 月　演題「Population Health Management に基づいた医療保険提供体制の構築に向けて」
講師：加澤　佳奈　氏（広島大学）

・令和元年　7 月　演題「改正著作権法と ICT 活用について」
講師：隅谷 孝洋 氏（広島大学）

・平成 29 年 9 月　演題「地域連携活動を学生教育にどうつなげるか」
講師：竹田 徳則 氏（星城大学）
・平成 29 年 7 月　演題「ICT 活用と著作権」
講師：隅谷 孝洋 氏（広島大学）
・平成 29 年 2 月　演題「活動性を高める授業づくり」
講師：安永 悟 氏（久留米大学）
・平成 28 年 3 月　演題「高大接続改革にどう対応するか？
－ 新しい時代の大学入試と FD」
講師：内村 浩 氏（京都工芸繊維大学）
・平成 28 年 3 月　演題「深い学びに誘うアクティブ・ラーニングの手法」
講師：立川 明 氏（高知大学）
・平成 27 年 9 月　演題「パフォーマンス評価導入の実際」
講師：沖 裕貴 氏（立命館大学）
・平成 27 年 3 月　演題「大学教育における反転授業の利活用法」
講師：森澤 正之 氏（山梨大学）、
古澤 修一 氏（広島大学）
・平成 26 年 9 月　演題「授業改善のためのインストラクショナルデザイン
–私的試行錯誤を下敷きに–」
講師：矢田部 順二 氏（広島修道大学）
・平成 26 年 2 月　演題「DP、CP とアセスメント・ポリシーの明示化について」
講師：沖 裕貴 氏（立命館大学）
・平成 24 年 9 月　演題「e ラーニングと著作権処理の実際」
講師：隅谷 孝洋 氏、原田　久美 氏（広島大学）
・平成 23 年 10 月　演題「教育著作権」
講師：尾崎 史郎 氏（放送大学）
・平成 22 年 9 月　演題「e ラーニング教材の開発と教育への有効性」
講師：穂屋下 茂 氏（佐賀大学）
・平成 22 年 2 月　演題「大学教育の多様化時代における教育と運営の課題」
講師：濱名 篤 氏（関西国際大学）
・平成 20 年 11 月　演題「カリキュラム改革と教員組織の見直し」
講師：村山 正博 氏（聖マリアンナ医科大学）
・平成 19 年 11 月　演題「大学の教育力の向上と授業公開」
講師：谷本 美彦 氏（宮崎大学）
・平成 19 年 1 月　演題「わかりやすい授業」
講師：宇佐美 寛 氏（千葉大学）

②FD 研修会

・令和４年　９月　演題「到達目標の書き方」
・令和４年　９月　演題「コース・ポートフォリオ作成研修会」
・令和４年　９月　演題「相互理解を深めるコミュニケション「積極的傾聴法」
・令和４年　９月　演題「アサーション研修会」
・令和４年　８月　演題「学生は授業の何を見ているか
　　－授業アンケートの自由記述から見えてくるもの－
・令和４年　３月　演題「Course　Power　利用研修会」
・令和４年　３月　演題「マイクロティーチング研修会」
・令和４年　３月　演題「相互理解を深めるコミュニケション「積極的傾聴法」
・令和４年　３月　演題「アサーション研修会」
・令和４年　３月　演題「コース・ポートフォリオ発表会」
・令和３年　９月　演題「コース・ポートフォリオ作成研修会」
・令和３年　９月　演題「アクティブ・ラーニング再発見！
　　－実践例を通して、その真価に迫る－
・令和３年　９月　演題「ルーブリック活用研修会」
・令和３年　９月　演題「到達目標の書き方」
・令和３年　３月　演題「Teams 利用研修会」
・令和３年　３月　演題「コース・ポートフォリオ発表会」
・令和３年　３月　演題「マイクロティーチング研修会」
・令和２年 12 月　演題「だからこの道を選んだ！
　　本学にけるオンデマンド授業の先駆的実践者たち」
・令和２年　９月　演題「コース・ポートフォリオ作成研修会」
・令和２年　９月　演題「だからこの道を選んだ！
　　本学にけるオンデマンド授業の先駆的実践者たち」
・令和２年　９月　演題「ルーブリック活用研修会」
・令和２年　９月　演題「到達目標の書き方」
・令和２年　７月　演題「Zoom 利用研修会　上級編」
・令和２年　７月　演題「Zoom 利用研修会　中級編」
・令和２年　７月　演題「Zoom 利用研修会　初級編」
・令和２年　６月　演題「Zoom 利用研修会　中級編」
・令和２年　６月　演題「Zoom 利用研修会　初級編」
・令和２年　５月　演題「Zoom 利用初級研修会」
・令和２年　３月　演題「相互理解を深めるコミュニケション「積極的傾聴法」
・令和２年　３月　演題「ルーブリック活用研修会」
・令和２年　２月　演題「私の授業を紹介します！
　　－授業公開活動を通じて－」

・令和元年　9 月　演題「ルーブリック活用研修会」
・令和元年　9 月　演題「相互理解を深めるコミュニケション「積極的傾聴法」
・令和元年　7 月　演題「私の授業を紹介します！－授業公開活動を通じて－」
・平成 31 年 3 月　演題「ルーブリック活用研修会」
・平成 31 年 2 月　演題「ルーブリック活用研修会」
・平成 31 年 2 月　演題「授業評価結果の変化
－何が学生から評価されたのか？」
・平成 30 年 12 月　演題「シラバス作成方法にかかる研修会」
・平成 30 年 8 月　演題「授業評価結果の変化
－何が学生から評価されたのか？」
・平成 30 年 3 月　演題「自発的な授業外学修を促すにはどうすれば良いか」
・平成 30 年 2 月　演題「ルーブリック活用研修会」
・平成 29 年 8 月　演題「自発的な授業外学修を促すにはどうすれば良いか」
・平成 29 年 2 月　演題「自発的な授業外学修を促すにはどうすれば良いか」
・平成 28 年 10 月　演題「自発的な授業外学修を促すにはどうすれば良いか」
・平成 28 年 3 月　演題「失敗しない AL の手法：TBL（チーム基盤型学習)」
・平成 28 年 2 月　演題「アクティブラーニングのためのファシリテーション
技能」
・平成 28 年 2 月　演題「学科における大人数専門教育科目において工夫されている点」「大人数共通教育科目において工夫されている点」
・平成 27 年 10 月　演題「学科における大人数専門教育科目において工夫されている点」「大人数共通教育科目において工夫されている点」
・平成 27 年 9 月　演題「ルーブリック作成ワークショップ」
・平成 26 年 10 月　演題「魅力ある大人数講義にするために」
・平成 26 年 3 月　「クリッカー（ARS）の使用方法や Course Power（LMS）の教材開発」等の ICT 関連教育研修会
・平成 25 年 2 月　題目「授業改善への取り組み」
・平成 24 年 11 月　題目「初等中等教育と大学教育の接続」
・平成 24 年 7 月　題目「大学教育の質保証のための FD と SD の協働」
・平成 24 年 3 月　題目「『自校史教育冊子』の活用」
・平成 24 年 2 月　題目「大学機関のスタンダード―進路指導の実際」
・平成 23 年 1 月　題目「初年次教育」
・平成 22 年 9 月　題目「Moodle のクイズ機能を用いる教材作成研修」
・平成 21 年 6 月　題目「少人数教育～講義の工夫～」
・平成 21 年 1 月　題目「e-learning の活用と授業」
・平成 20 年 7 月　題目「国家資格取得にむけた教育の実際と工夫」
・平成 20 年 1 月　題目「わかりやすい授業のための工夫」
・平成 19 年 7 月　題目「わかりやすい授業のための工夫」

③授業公開

平成 19 年度から前期・後期の一定期間において授業公開を実施している。全教職員が、学内で専任教員が担当する全ての授業（一部の非公開科目を除く）を聴講することができる。授業聴講教員全員に聴講コメントの提出を求め、「授業公開」実施教員へフィードバックすることで更なる向上、改善に繋げている。平成 29 年度後期から 2 週間の「授業参観ウィーク」を設定して、ほとんどの科目を聴講可能としている。

（３）学生による授業評価の実施

本大学では、開学当初から全ての学部において、学生による授業評価（受講生授業アンケート）を毎年、全科目を対象として実施している。本アンケートは、Web 形式で回答させ、加えて自由記述欄を設けている。集計結果は各教員にフィードバックすることで、学生の学修の活性化や教授法の改善に努めるとともに、教員の資質を向上させ、積極的な創意工夫の上に個性を発揮することのできる教育展開を目指すものである。

また、受講生授業アンケートの結果を教員にフィードバックする際に、教員に対して「今後の授業で工夫したい点」「受講生に希望すること」等をレスポンスシートへの記載をお願いし、その内容を学生に対し再度フィードバックすることで、受講生授業アンケートが教員の教育力向上に、より効果的なものとなるよう実施している。

（４）新たな教育環境の整備

令和 3 年度より、学修支援や教育改善活動をより迅速に行える体制とするため、平成 25 年度に設置した「総合教育センター」を発展的解消し、「基盤教育センター」、「専門職連携教育センター」、「情報メディアラーニングセンター」を設置の上、教育改善活動を行っている。

基盤教育センターは、全学共通教育である、「スタンダード科目」、「オプション科目」の教育内容の充実をはじめ、入学前教育、初年次教育等、本大学の基盤教育全般及び修学支援について推進、改善を図ることを目的とし、「基盤教育検討部門」、「学力推進部門」、「医学教育推進部門」の 3 部門を設置し活動している。

専門職連携教育センターは、専門職連携教育の円滑な運営、推進、改善を図ることを目的とし、令和 2(2020)年度からの「スタンダード科目」全学必修化に伴う、「専門職連携基礎演習Ⅰ」、「専門職連携基礎演習Ⅱ」、「専門職連携総合演習Ⅰ」、「専門職連携総合演習Ⅱ」の円滑な授業運営に耐え得る組織体制で活動している。

情報メディアラーニングセンターは、ICT 活用教育の支援及び教育方法の改善など全学的な ICT 活用教育の向上に寄与することを目的とし、令和 3(2021)年度入学生からの情報端末必携化に対応できるハード・ソフト両面の整備計画をさらに推し進める

ことを可能とする組織体制で活動している。

設備においては、平成 29 年度から「講義自動収録配信システム」を活用していたが、ZOOM や Teams などのオンラインシステムが普及する中で、令和 3 年度からは Web カメラを教室に設置する仕組みに変更することで、講義収録型の授業のみではなく、同時双方向型（リアルタイム）の遠隔授業の実施環境を整備している。また、令和 2 年度から、情報演習室 PC への Web カメラ設置、研究室 PC 用貸し出し Web カメラを導入し、同時双方向型（リアルタイム）遠隔授業を行う環境を整備している。

令和 3(2021)年度入学生から、ICT を活用したアクティブ・ラーニング、グループワークや体験学習、事前・事後学修、オンライン授業の実施、レポート・課題作成、講義の履修登録、成績閲覧及び、学生生活に必要な情報取得において、学生個人の情報端末（ノートパソコン等）が必要なことから、情報端末を必携化としている。

（５）教員評価制度の導入

本学が求める教員像を明確化し、個々の教員の資質向上に向けて教員の活動状況を定期的に点検・評価する「教員評価制度」を導入している。これは、教員の活動を 3 つの評価（『個人活動評価』、『学生評価』、『組織評価』）に分類し、学科長、学部長など、被評価者の所属上長による一次評価、二次評価などを経て、その結果を総合的に評価するものである。これにより、評価結果のフィードバックから各教員は自己の活動の改善に努め、教員評価委員会は改善の必要がある教員に対し、改善すべき点を明らかにし、適切な指導・助言を行っている。このシステムによって教員の教育力の向上を図っている。

（６）職員対象研修会の実施

職員の担うべき職務や業務領域は「質」「量」ともに拡大しており、経営・教育・学生・研究支援、地域連携その他多彩な領域において、職員の力量の発揮が求められている。本学園の期待する人材像のもと、適正な人事評価と効果的な研修の実施により、職員のモチベーションを高め、さらなる資質向上を図るため、SD を本学園の事業計画として取り入れ、本学園人事課を中心に計画的な取組みを行っている。

①学外における研修会、講演会及びフォーラム等への参加

各事務担当部署において予算化し、各業務を遂行している担当職員が毎年研修会に参加し、職員の資質向上を図っている。

②学内における研修会

・新採用の専任事務職員

採用前研修を実施し、採用後においては、実務スキル向上を図るエントリー系列研修等を引き続き実施している。

・管理職者

毎年夏期に集合研修を実施し、ワークショップにより意識改革を図るほか、人事考課についても実質化するよう徹底している。

・一般職

改革を推し進める人材育成を目的として、毎年夏期に集合研修を実施している。

・新任課長の昇任者等

資格の役割に応じた階層別研修を実施している。令和 4 年度は、通年にわたる学内集合研修のほか様々な研修会、フォーラムに派遣することにより、新たな等級に応じた意識と行動を徹底するための取組みをおこなっている。

上記に加えて、事務職員による SD に関する検討会を設置し、事務職員全体の意識及び業務スキル向上並びに業務の見直しを行う体制を構築しており、研修会も実施している。

また、事務職員のスキルアップ支援として以下の制度を設けている。

①理事長表彰（業務改革）：教職員が多くの関係者とともに取り組んだ業務改革を表彰する制度。

②部門スキル開発スタートアップ支援制度：関係部署で共有すべき専門知識とスキルの不足を解消するため 、他部署等を含めた研修等の実施を支援する制度。

③特定研究奨励制度：職場の仲間で業務改革に取り組むための一部を奨励金として支給する制度。

④資格取得支援制度：業務に必要な資格取得を奨励する制度。

（7）人事評価制度の導入

学園内での研修実施と人事評価制度を連動させることにより、期待人材像に沿った職員の育成に寄与できる効果的な研修を行うとともに、資格昇任、キャリアなどを見据え、長期的スパンでの研修体系の確立と計画的実施への移行を進めている。

更に、職員個々のスキルアップを図るため、今後も研修会や研修支援制度を拡充し、時代の要請に応じた組織改編を行うことにより、教育研究支援体制の一層の強化を図る。

１７．社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

本大学では、平成 17 年 4 月から、学生が主体的に自分自身のキャリアをデザインし、自律的に学び、自立して進路を開拓・決定していくための取り組みに重点を置く支援をはじめ、これまでの学生の就職活動支援を目的とした「就職課」から、学生の生涯を通したキャリア支援を目的とした「キャリアセンター」へと体制を整備し、学生のキャリア開発支援に更に力を入れている。また、令和３年４月からは「教育・学生支援機構キャリア支援係」として同機構の教務係・学生係・国際交流係と連携し、学生の支援にあたっている。

（１）教育課程内の取組について

本大学では、スタンダード科目において、「専門職連携基礎演習Ⅰ（１単位必修／１年次)」、「専門職連携基礎演習Ⅱ（1 単位必修／1 年次)」、「専門職連携総合演習Ⅰ（1 単位必修／2 年次又は 3 年次又は 4 年次)」、「専門職連携総合演習Ⅱ（1 単位必修／2 年次又は 3 年次又は 4 年次)」の 4 科目を配置しており、健康・医療・福祉に関わる様々な専門職の業務内容を理解させ、自分が目指す職種と他職種との関係を知り、サービスの利用者を中心に専門職が連携するチームの重要性を実感させる体系的なキャリア支援を行なっている。

【別紙資料 20】「関連する授業科目のシラバス等」

（２）教育課程外の取組について

本大学では、1 年次からキャリア支援を行っており、以下のような活動を中心にきめの細かい指導を中心とした取り組みを行っている。

①東広島・呉キャンパスでの企業説明会、病院・施設説明会の実施

②学科の特性に合わせた就職ガイダンス、筆記試験対策、履歴書作成指導、論作文添削指導、模擬面接、ビジネスマナー講座、4 年次生による就職活動体験報告会を実施

③求人情報等のメール配信及び学内専用サイト上に求人情報詳細を開示（学外からの閲覧可能）

④就職活動のための「キャリアガイドブック」を作成し学生へ配付

⑤本学の特色のある教育活動や就職データをまとめた「求人リーフレット」を作成し、訪問及び来訪自治体・企業・医療機関等へ配布

⑥学生が希望する地域の自治体・企業・医療機関等へ求人依頼 DM を発送

⑦保護者に向けて開催する HIU 保護者ミーティングにおいて個別の就職・進学等進路相談の実施

（３）適切な体制の整備について

［１］進路（就職・進学）に対する相談・支援体制

本大学教育・学生支援機構キャリア支援係では、現在、課長以下専任事務職員８人、嘱託事務職員１人の合計９人体制で就職・進学等の支援を行っている。事務職員の配置は、専任が東広島キャンパス５人、呉キャンパス３人、嘱託が呉キャンパス１人となっているが、相互に補完し合い進路（就職・進学）に対する相談・支援体制の充実を図っている。

事務職員はキャリア支援セミナー等への計画的な参加により、個別相談・支援力の深化に努めている。また、キャリア支援係は日祝日を除く 10：30～18：00（土曜日は 10：30~17：00）まで開室し、就職・進学情報の収集用のパソコンを設置するほか、自治体・病院・企業からの求人情報や、大学院進学及び就職に役立つ各種情報資料を備える。

［２］キャリア教育のための支援体制

平成 23 年度の大学設置基準におけるキャリア教育への取り組みの明文化を受け、社会のニーズに対応し能力を発揮できるよう、入学直後から卒業までを一体的に捉えた「就業力育成プログラム」を構築し、高い職業倫理観や社会的・職業的に自立する力を育成している。

このプログラムにおいて、「課題発見力」、「情報収集力」、「親和力」、「協動力」等について、各学科の特性に合わせプログラムを実施している。また、キャリア支援委員会及びキャリア支援小委員会においてプログラムの検証・見直しを行なっている。

また、本大学におけるキャリア支援の中心となる資格取得については、各学科において、取得を目指す国家資格並びに専門職に有用と判断される資格に対し、正課の授業外で特別講座を開講するなどして、積極的な学修支援を行っている。

更に、平成 20 年度からは、本大学が奨励する資格試験に合格した（TOEIC においては、ある一定の点数に達した）場合に、奨励金を支給する「資格・能力取得奨励金制度」を実施している。

今後もなお一層の支援体制強化を図っていく。

以　上

資 料 目 次

【別紙資料1】 「魅力ある地方大学を実現するための支援の在り方について」・・・p.1

【別紙資料2】 「健康科学部社会学科 地域創生学専攻 教育体系図」・・・・・・・・p.9

【別紙資料3】 「健康科学部社会学科 社会福祉学専攻 教育体系図」・・・・・・・p.10

【別紙資料４】 「健康科学部社会学科地域創生学専攻 教育課程及び履修モデル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.11

【別紙資料５】 「健康科学部社会学科社会福祉学専攻 教育課程及び履修モデル」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.13

【別紙資料6】 「健康科学部社会福祉学専攻 実習施設一覧」・・・・・・・・・・・・・・・p.15

【別紙資料7】 「健康科学部社会福祉学専攻 実習施設の使用承諾書」・・・・・・・p.17

【別紙資料8】 「健康科学部社会福祉学専攻 実習計画」・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.62

【別紙資料9】 「広島国際大学就業規則」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.82

【別紙資料10】「任用規定」・・・p.96

【別紙資料11】「特任教員規定」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.104

【別紙資料12】「学内特別研究助成制度の概要」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.110

【別紙資料13】「社会学科地域創生学専攻演習・実習授業と施設との概要」・・・p.117

【別紙資料14】「社会学科社会福祉学専攻演習・実習授業と施設との概要」・・・p.127

【別紙資料15】「広島国際大学大学・大学院運営会議規定（案）」・・・・・・・・・・・・p.136

【別紙資料16】「広島国際大学健康科学部教授会規定」・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.138

【別紙資料17】「広島国際大学健康科学部代議員会規定」・・・・・・・・・・・・・・・・・p.141

【別紙資料18】「広島国際大学学位規定（案）」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.144

【別紙資料19】「広島国際大学教員選考基準」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.153

【別紙資料20】「関連する授業科目のシラバス等」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.156

魅力ある地方大学を実現するための支援の在り方について

令　和　３　年　８　月

中央教育審議会大学分科会

（はじめに）

中央教育審議会大学分科会では、第10期より「魅力ある地方大学の実現」について議論を進めてきた。当該議論は今後更に深めていく必要があるものの、令和４年度概算要求を前に、本分科会としてこれまでの議論を踏まえて目指すべき方向性を示すことは、本分科会の重要な役割であると考え、以下のとおり「魅力ある地方大学の実現」へ向けた当面の考え方を示すこととする。国においては、これを踏まえ、魅力ある地方大学に資する施策を講じることを期待したい。

（大学を取り巻く状況）

我が国の大学を取り巻く状況はＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）やグローバル化の進展、Society 5.0の到来等、急速に変化し、社会産業構造は資本集約型から知識集約型へと移り変わってきている。また、少子化や生産年齢人口の減少等によって地域の活力が低下しつつあることが指摘されている。さらに、テレワークやワーケーション(※)など地理的な制約を超えた働き方が急速に拡大するとともに、災害や感染症等に対してレジリエンスを有する、強くしなやかな国土形成の必要性が指摘されている。このように社会全体として大きな価値転換を経験している中にあって、一極集中から脱却し、地域分散型の社会を実現していくためには、魅力ある地域を創出する地方創生の取組の重要性が増してきている。

（※）「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語。観光地やリゾート地でテレワークをするなど、新たな働き方を指す言葉。

（地方大学の役割）

このような現状下、地域の「知と人材の集積拠点」である大学にしか果たせ

ない役割がある。例えば地方大学には、医療、福祉、教育といった地域にとって必要不可欠な分野に従事する者を育成する役割がある。また、魅力的な地域文化や歴史を発展・継承していく観点からも大学の教育研究を基盤とした機能の果たす役割は大きい。さらに、社会全体の大きな価値転換の中では、地域産業のＤＸやグローバル化を推進していくための人材育成は不可欠であり、地域の産業界との連携により、リカレント教育等を通じて地域に必要な労働力を育成することも重要な役割である。

また、知の本質はボーダーレスなものであり、ＩＣＴの飛躍的な発達により大学は他の地域や海外と知を通じてつながる窓口ともなっている。地域の知の拠点として、そのような認識を持つことも重要である。

文部科学省においては、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金はもとより、これまで地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（ＣＯＣ＋）や大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（ＣＯＣ＋Ｒ）等を通じて、大学が地域の産業界等と連携して地域課題の解決に貢献することで地域の核となる取組を推進してきている。今後は、これまでの成果を更に発展させていくことで、大学が地域の中核として全国各地で地域の可能性を引き出し、より一層、地方創生に貢献できるようにしていく必要がある。

（「魅力ある地方大学」とは）

大学が地域の中核的な拠点となる上では、教育研究を通じていかに「社会的な実践」を行っていくことができるかが鍵であり、その社会実践の場として、魅力のある地域の存在が必要となる。地域のために大学が貢献するとともに、地域も大学と一緒になって取組を進めていく、そのような大学と地域の関係こそが「魅力ある地方大学」の前提となる。その上で、産学官金連携の成果として全国各地や世界各国から人材を集め、また、地域への優秀な人材の輩出や、大学の知の活用・社会実装を通じた地域の課題解決や地域経済の発展などによって、地域に貢献する大学の在り方が求められる。

また、それぞれの地域にとってどのような大学が「魅力ある大学」なのかは、まさに地域の関係者によって議論されるべきであろう。地域産業の担い手と

なり、地域に定着する人材を育成することも、地域から出てグローバルに活躍をし、その恩恵を地域にもたらす人材を育成することも重要である。また、大学の魅力によって日本全国や世界各国から学生が集まり、キャンパスで過ごす中で、その大学を育んだ地域の魅力を知り、その地域への愛着が醸成され、卒業後も地域に関わり続けるようになることも考えられるだろう。どのような大学が「魅力ある地方大学」なのかについて、大学の様々な活動に多様なステークホルダーが関与し、協働する中で地域社会におけるそれぞれの大学の必要性や重要性が明確になることが重要である。各地域で、これまでの歴史的な経緯や今後の地域の可能性等を十分に踏まえた活発な議論がなされ、それぞれの大学が持つ「強み」と「特色」を最大限に生かし、地域にとって「かけがえのない大学」となっていくことが求められている。

なお、地域の概念・範囲は多様であり、それぞれで事情が異なる地域課題や変化に対応するために相応しい地域の単位（範囲）について、関係者でよく議論をすることが求められる。

（「魅力ある地方大学」の実現へ向けて）

① 地域社会と連携した地域ならではの質の高い人材育成

大学が地域の中核として機能していくためには、地域の大学を卒業した人材がどのような地域や分野で活躍しているかといった基礎的なデータを十分に収集・分析した上で、地域の様々なステークホルダーと目的を共有するとともに、資源の提供を受け、教育研究を充実させていくことが必要となる。これまでは地域の「強み」や「特色」を十分に意識しておらず、地元のニーズを捉え切れていない教育カリキュラムが編成されているとの指摘もあった。後述する地域連携プラットフォーム等において地域の産業界や地方公共団体等と各種データに基づいて目指すべき地域の将来像やそのために育成する必要のある人材像について徹底的に議論を行い、その実現のための教育プログラムを構築していくことが求められる。また、当該プログラムを実施するに当たっては、地方公共団体や産業界から講師

の派遣、寄付金やプログラムの提供を受けるとともに、実践的な長期インターンシップや地方公共団体や企業が実施する奨学金の返還支援も活用するなど、大学と地域とが協働してその地域ならではの質の高い人材育成に取り組むことが求められる。また、リカレント教育のニーズに対応するため、地域のニーズを反映した短期集中型のプログラムを構築することも有用である。

その際、ポストコロナ／ウィズコロナ社会においては、ＤＸの進展により、時間的・空間的な制約を超えた教育の在り方が重要となる。遠隔授業の活用や地域課題の解決と教育研究とを融合した取組の推進も含め、地域に所在する大学にとっては大きなチャンスであり、地域ならではの人材育成を推進するに当たっての一つの視点となり得るだろう。

また、地域に輩出する学部卒の人材全体の質の向上を図るためには、地域のニーズを踏まえつつ、人文社会科学系の学部等で自然科学に関する教育を行うことや自然科学系の学部等で人文社会科学に関する学修を充実させることなど、文理融合・分野横断による高度なＳＴＥＡＭ人材育成の取組を進めることも必要である。

② 高度な連携推進体制の構築

質の高い人材育成に取り組むに当たっては、大学内、大学間、大学と産業界、地方公共団体等との間で不断の意思疎通を行い、課題や目標を共有しつつ協働を進めるなど、高度な連携推進体制が必要となる。

これまでも本分科会の提言を踏まえて、既存の学部の枠を超えた横断的な教育プログラムを編成するため学部等連係課程の制度化や、国公私の枠を超えた大学間の連携を推進するための大学等連携推進法人の制度化が行われてきた。また、地域には５年一貫の実践的な技術者教育を行う高等教育機関として、実践的・創造的な技術者の養成に貢献してきた高等専門学校や、地域密着型の高等教育機関として社会・産業ニーズに即応した多様な教育を柔軟に展開する専門学校など、様々な高等教育機関が存在している。真に地域で必要となる人材を育成していくに当たっては、従来の枠

に捉われずに様々な高等教育機関の連携による取組を進めていくことが望まれる。

大学個別の取組の中では、地域の強みや特色、地域の産業構造や将来展望等を十分に把握することが難しい面がある。また逆に、地方公共団体や産業界も、どのように大学と協働し活用することができるのか、各大学にどのような魅力的なシーズが存在するのかを十分に把握できていないとの指摘もある。これらの課題を乗り越えるためには、地域の大学やその他の高等教育機関のみならず、地方公共団体、産業界、金融機関等の様々な関係機関が一体となった恒常的な議論の場として「地域連携プラットフォーム」の構築が求められている。特に「地域」の将来像について議論をする上では、地方公共団体の役割は欠くことができない。各地方公共団体において大学等の高等教育機関を活用し地方創生に関する取組を構想していくような機能が求められることになる[1]。その際、本分科会での議論を経て策定された地域連携プラットフォーム構築のためのガイドラインを踏まえ、取組を進めることが期待される。

さらに、高等学校等の初等中等教育機関との接続も重要となる。地域の子供たちが将来的に地域の産業の担い手となって地域に貢献していきたいと考えたときに、真に必要な魅力ある学びが地域で用意されていることが必要である。地域における初等中等教育段階から高等教育、就職、就職後のリカレント教育までの全体を視野に入れて、地域や産業界と連携をして人材育成を行っていくシステムの構築を推進していくことが重要である。

また、大学を核として高度な連携推進体制を構築していく上では、大学キャンパス全体を多様なステークホルダーが関わり合い新たな価値を生み出す「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」として整備していくことも重要である。

③ 出口を重視した取組の推進

1 例えば、長野県や福井県、京都府などでは大学間連携に関すること、高等教育振興、大学政策等の担当部署が設置されている。

「魅力ある地方大学」として地域に貢献するためには、大学における教育研究の出口を意識した取組が必要となる。

我が国の大学教育は、学生に密度の高い学修を促す教育システムとはなっておらず、学生が修了時点で必要な能力を身に付けることができていないとの指摘がある。産学官金が連携をして真に地域に必要となる人材を育成していくためには、修得主義の徹底と厳格な卒業認定によって「この力が身に付いている」と共通認識を持つことができ、地域の産業界が「雇用したい」と思うような人材育成が求められる。

また、地域の今後を担う人材育成という観点からは、現在の延長線上で地域産業に役立つ人材を育成していくだけでなく、地域の産業社会構造をグローバル・ＤＸに導いていくような人材育成が必要である。そうした先に、地域の産業がさらに発展し、学生にとって魅力ある雇用のある地域となっていくことも期待される。

さらに、こうした人材育成機能の強化と、後述する研究・社会実装の機能強化を、相乗効果が生じるように連携して推進していくことが期待される。

④ 地域ならではのイノベーション創出など研究・社会実装機能の強化

大学は地域社会で活躍する人材を育成するのみならず、地域経済・地域社会を支える基盤として、地域ならではのイノベーションを創出して新産業の創出や関連企業の集積等によって地域経済の発展や地域の課題解決に資する取組を進めることが期待されている。またＤＸ社会やカーボンニュートラルな社会の実現は、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和３年６月 18 日 閣議決定）においても「活力ある地方創り」とともに、日本の未来を切り拓く原動力として位置づけられている。これからの我が国にとっても重要であり、また、ＳＤＧｓの達成のためにも重要となるこれらのイノベーションについても、より具体的なニーズが身近に存在する地域の大学こそ、その担い手となる可能性がある。

そのためには優秀な研究者を惹きつけ、また学生や若手研究者を育てて

いく大学づくりを通して、研究成果を地域ならではのイノベーション創出へとつなげていくエコシステムを構築することも期待されている。そのためには、産学官金連携の強化や大学発ベンチャーの創業支援が重要であり、研究開発や社会実装を担う人材育成が不可欠となる。そのため、大学院教育と学部教育の綿密な接続や産業界と連携したジョブ型研究インターンシップの推進、地域産学官連携拠点の構築や拠点内での大学マネジメント人材の発掘・育成・確保、地方公共団体・産業界と連携した起業家や事業化の支援人材育成及びアントレプレナーシップ教育の充実をはじめとするスタートアップ創出機能の強化等が求められる。

⑤ 制度的な特例による先導事例の創出と優れた事例の共有

「魅力ある地方大学」を実現するためには、これまでの取組とは一線を画す先導的な取組を行っていくことが求められる。例えば、本分科会においては地方国立大学の特例的・限定的な定員増についての考え方を本年２月に取りまとめた。また同月に制度化された大学等連携推進法人においても、大学設置基準上の「自ら開設」の特例が講じられるなど、各種制度的な特例が講じられてきた。

これらをはじめとする各種特例を活用することにより、従来の大学単独の取組だけではなし得なかったポストコロナ／ウィズコロナ社会、Society 5.0時代に相応しい先導的な取組を創出することで、大学の持つ力を活用した新たな地方創生に資する人材育成の可能性を模索することにもつながろう。

また先導的な事例を創出するとともに、優れた事例を共有することで、各地でその地域ならではの人材育成やイノベーション創出に取り組まれる、そのような流れが生まれることを期待したい。

これらの観点から、国において、大学の取組を強く推進するための施策を講じることを期待したい。

（今後の議論へ向けて）

今回、令和４年度概算要求を前にして本分科会としての考え方を示したところであるが、「魅力ある地方大学の実現」へ向けては、更に議論を重ねて本年末を目途に一定の取りまとめを行いたい。また、魅力ある地方大学の実現のためには各大学における質保証の取組も不可欠であることに留意しつつ、地域で必要とされる大学とはどのようなものかについて、各地域で議論が深められていくことも期待したい。

社会学科地域創生学専攻　教育体系図

【別紙資料２】

	1年次	2年次	3年次	4年次
専門基礎科目	地域発見の社会学 健康社会学 地元学Ⅰ ユニバーサルデザイン論 健康科学概論			
	社会福祉の原理・基盤を理解する科目 社会福祉の原理と政策Ⅰ			
	人間と社会及びその関係を理解する科目 社会学と社会システム			
地域学系科目	地域の歴史と現在 地域の現在と未来 地域防災Ⅰ 地域防災Ⅱ	まちづくり基礎論 地元学Ⅱ 地域と平和 都市計画概論 地域文化論（地域文化の継承と興隆）	地域や社会、法律や制度、人々の生活や営み、文化、社会認識について理解する力を身に付ける科目 地域創生をめぐる法と行政	
起業人育成科目		ウェルネスビジネス論Ⅰ ミクロ経済学 簿記論 ウェルネスビジネス論Ⅱ マクロ経済学 会計学	経済やビジネスに対する感覚、起業家意識（アントレプレナーシップ）の意識・姿勢を涵養するため、経済・財政の基礎知識を学修するとともに、起業の考え方や実践事例について理解を深める科目 医療経済学 公共経済学 非営利組織経営論	
データサイエンス系科目	統計学演習 情報数学	社会調査法概論 社会調査法 情報社会概論 スマートシステム演習Ⅰ 情報科学入門Ⅰ 情報科学入門Ⅱ 社会データ分析 スマートシステム演習Ⅱ	データサイエンス、エビデンスに基づく課題解決力、情報社会における新技術の応用力を涵養する科目 データ可視化実践 ソフトウェア実践 社会調査実習 スマートシステム実践演習 多変量解析演習 システムの安全・安心	
コミュニケーション・表現系科目	色彩基礎論 日本語基礎演習Ⅰ（話す・聞く） 色彩基礎演習 音楽表現 日本語基礎演習Ⅱ（読む・書く） 身体表現演習	ディベート演習 造形表現基礎演習 デザイン表現 造形表現応用演習 メディアアート	地域創生の実践的場面で求められる、他者への意思伝達力、コミュニケーション力、アイデアや感情の表現力を涵養する科目	
フィールドワーク系科目	地域発見演習 地域探求実践Ⅰ 地域支援実習 地域探求実践Ⅱ	地域創生演習Ⅰ 地域創生演習Ⅱ	コミュニケーション力、チーム ワーク・リーダーシップ、課題発見力、計画実行力、自己管理力、社会人としての常識を身に付ける科目 地域創生実習Ⅰ インターンシップ 地域創生実習Ⅱ	
関連科目	地域創生学概論 気象学入門	博物館概論 博物館資料論 博物館展示論	地域創生に関連する力を身に付ける科目 博物館資料保存論 博物館教育論 社会教育演習 博物館情報・メディア論 社会教育実習 博物館実習	

講義で学んだ知識と技術の統合

研究系科目

卒業研究Ⅰ　卒業研究Ⅱ

社会学科社会福祉学専攻　教育体系図

【別紙資料３】

1 年次　2 年次　3 年次　4 年次

専門基礎科目

地域発見の社会学　健康社会学
地元学Ⅰ　ユニバーサルデザイン論

社会福祉の原理・基盤を理解する科目
社会福祉の原理と政策Ⅰ　社会福祉の原理と政策Ⅱ　社会保障Ⅰ　社会保障Ⅱ　権利擁護を支える法制度

人間と社会及びその関係を理解する科目
社会学と社会システム
医学概論
心理学

社会福祉系科目・精神保健福祉系科目

福祉課題及び包括的な支援を理解する科目
高齢者福祉
児童・家庭福祉
保健医療と福祉　障害者福祉
地域福祉と包括的支援体制Ⅰ
現代の精神保健福祉の課題支援Ⅰ　現代の精神保健福祉の課題支援Ⅱ
貧困に対する支援　刑事司法と福祉
地域福祉と包括的支援体制Ⅱ
精神保健福祉の原理Ⅰ　精神保健福祉の原理Ⅱ
精神医学と精神医療Ⅰ　精神医学と精神医療Ⅱ
精神リハビリテーション論　精神保健福祉制度論

講義で学んだ知識と技術の統合

ソーシャルワークの基盤・理論・方法を理解する科目
ソーシャルワークの基盤と専門職　ソーシャルワークの基盤と専門職（社会専門）
社会福祉調査の基礎
ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ　ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ
ソーシャルワークの理論と方法（社会専門）Ⅰ　ソーシャルワークの理論と方法（社会専門）Ⅱ
福祉サービスの組織と経営
ソーシャルワークの理論と方法（精神専門）Ⅰ　ソーシャルワークの理論と方法（精神専門）Ⅱ

実習体験を元にした総合的な能力の修得

ソーシャルワークの方法と実践を理解する科目
ソーシャルワーク演習
ソーシャルワーク演習（社会専門）Ⅰ　ソーシャルワーク演習（社会専門）Ⅱ
ソーシャルワーク演習（精神専門）Ⅰ　ソーシャルワーク演習（精神専門）Ⅱ
ソーシャルワーク演習（精神専門）Ⅲ
ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅰ　ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅱ　ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅲ
ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅰ　ソーシャルワーク実習Ⅱ（社会専門）Ⅱ　ソーシャルワーク実習指導（精神専門）Ⅰ
ソーシャルワーク実習指導（精神専門）Ⅱ　ソーシャルワーク実習指導（精神専門）Ⅲ
ソーシャルワーク実習（精神専門）

フィールドワーク系科目

キャンプ指導者入門　キャンプ研修
地域がキャンパス入門
地域がキャンパスⅠ　地域がキャンパスⅡ
ウェルネスビジネス論Ⅰ　ウェルネスビジネス論Ⅱ

関連科目

ケアに関する科目
ケアワーク概論
エイジングとヘルスの理解
ケアワークの基本Ⅰ
ケアワークの基本Ⅱ

子どもの福祉に関連する科目
母子保健と小児医療の基礎
児童発達心理
児童虐待ソーシャルワークと子どもの権利
社会的養護　学校とソーシャルワーク

総合福祉論Ⅰ　総合福祉論Ⅰ

専門演習

研究系科目
社会福祉研究Ⅰ　社会福祉研究Ⅱ
卒業研究Ⅰ　卒業研究Ⅱ

健康科学部社会学科地域創生学専攻　教育課程及び履修モデル

①行政・NPOモデルモデル・・・・・社会調査士の資格取得を目指す
②社会教育モデル・・・・・社会教育士の資格取得を目指す
③ビジネス・起業モデル・・・・・ビジネス・起業分野で活躍する人材育成を目指す

【教育課程】

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			①行政・NPOモデル				②社会教育モデル				③ビジネス・起業モデル			
				必修	選択	自由	1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次
専門基礎科目		社会理論と社会システム	1前･後	2			●				●				●			
		社会福祉の原理と政策Ⅰ	1前･後	2			●				●				●			
		地域発見の社会学	1前･後		2		○				○				○			
		健康社会学	1･2前･後		2		○				○				○			
		地元学Ⅰ	1･2前･後		2		○				○				○			
		ユニバーサルデザイン論	1･2前･後		2		○				○				○			
		健康科学概論	1･2前･後		2		○				○				○			
専門科目	地域学系科目	まちづくり基礎論	2･3前･後	2				●				●				●		
		地域の歴史と現在	1･2前･後	2			●				●				●			
		地域の現在と未来	1･2前･後	2			●				●				●			
		地域防災Ⅰ	1･2前･後	2			●				●				●			
		地域防災Ⅱ	1･2前･後		2		○											
		都市計画概論	2･3前･後		2			○										
		地域と平和	1･2･3前･後		2			○										
		地元学Ⅱ	1･2前･後		2			○										
		地域創生をめぐる法と行政	2･3･4前･後		2				○				○					
		地域文化論（地域文化の継承と興隆）	2･3前･後		2			○				○						
	起業人育成系科目	ウェルネスビジネス論Ⅰ	2･3前･後	2				●				●				●		
		ウェルネスビジネス論Ⅱ	2･3前･後		2			○								○		
		ミクロ経済学	2･3前･後		2			○								○		
		マクロ経済学	2･3前･後		2			○								○		
		医療経済学	2･3前･後		2				○								○	
		公共経済学	2･3前･後		2				○								○	
		簿記論	1･2前･後		2			○								○		
		非営利組織経営論	2･3前･後		2				○								○	
		会計学	1･2前･後		2			○								○		
	データサイエンス系科目	社会調査法概論	1･2前･後	2				●				●				●		
		情報科学入門Ⅰ	1･2前･後	2				●				●				●		
		情報科学入門Ⅱ	1･2前･後		2			○								○		
		社会調査法	2･3前･後		2			○				○				○		
		社会データ分析	2･3前･後		2			○				○				○		
		情報社会概論	2･3前･後		2			○				○				○		
		情報数学	1･2前･後		2										○			
		システムの安全・安心	2･3前･後		2												○	
		データ可視化実践	2･3前･後		2												○	
		統計学演習	1･2前･後	1			●				●				●			
		スマートシステム演習Ⅰ	2･3前･後		1											○		
		スマートシステム演習Ⅱ	2･3前･後		1											○		
		スマートシステム実践演習	2･3前･後		2												○	
		ソフトウェア実践	2･3前･後		2												○	
		多変量解析演習	2･3前･後		2				○								○	
		社会調査実習	2･3前･後		1				○								○	
	コミュニケーション・表現系科目	色彩基礎論	1･2前･後	2			●				●				●			
		デザイン表現	1･2･3前･後	1				●				●				●		
		ディベート演習	1･2前･後	1				●				●				●		
		日本語基礎演習Ⅰ（話す・聞く）	1前･後		1		○											
		日本語基礎演習Ⅱ（読む・書く）	1前･後		1		○											
		造形表現基礎演習	1･2･3前･後		1			○								○		
		造形表現応用演習	1･2･3前･後		1											○		
		音楽表現	1･2･3前･後		1											○		
		色彩基礎演習	1･2前･後		1		○				○				○			
		身体表現演習	1･2･3前･後		1		○								○			
		メディアアート	1･2･3前･後		2											○		

フィールドワーク系科目	地域発見演習	1前･後	1			●				●				●			
	地域創生演習Ⅰ	2前･後	2				●				●				●		
	地域創生演習Ⅱ	2前･後	2				●				●				●		
	地域創生実習Ⅰ	3前･後	2					●				●				●	
	地域創生実習Ⅱ	3前･後	2					●				●				●	
	地域支援実習	1･2前･後		1		○				○				○			
	地域探求実践Ⅰ	1･2前･後		1		○				○				○			
	地域探求実践Ⅱ	1･2前･後		1			○				○				○		
	インターンシップ	3･4前･後		1				○				○				○	
関連科目	地域創生学概論	1前･後	1			●				●				●			
	生涯学習概論Ⅰ	2･3前･後	2				●				●				●		
	生涯学習概論Ⅱ	2･3前･後		2								○					
	生涯学習支援論Ⅰ	2･3前･後		2							○						
	生涯学習支援論Ⅱ	2･3前･後		2							○						
	社会教育経営論Ⅰ	2･3前･後		2							○						
	社会教育経営論Ⅱ	2･3前･後		2							○						
	気象学入門	1･2前･後		2		○				○							
	気象予報解析論	2･3前･後		2							○						
	気象観測技術論	2･3前･後		2							○						
	博物館概論	1･2･3前･後	2				●				●				●		
	博物館経営論	1･2･3前･後		2							○						
	博物館資料論	1･2･3前･後		2							○						
	博物館資料保存論	1･2･3前･後		2								○					
	博物館展示論	1･2･3前･後		2							○						
	博物館教育論	1･2･3前･後		2								○					
	博物館情報・メディア論	1･2･3前･後		2								○					
	博物館実習	2･3前･後		3								○					
	社会教育実習	3･4前･後		1								○					
	社会教育演習	3･4前･後		3								○					
	卒業研究Ⅰ	4前･後	2						●				●				●
	卒業研究Ⅱ	4前･後	2						●				●				●
			41	109	0												
履修単位数（専門教育科目）･･･①			150			35	46	16	4	30	45	22	4	31	44	22	4
						101単位				101単位				101単位			
スタンダード科目＋オプション科目･･･②						23単位				23単位				23単位			
履修単位数（合計：①＋②）						124単位				124単位				124単位			

●「必修科目」、○「選択科目」

健康科学部社会学科社会福祉学専攻　教育課程及び履修モデル

①社会福祉士モデル・・・・・社会福祉士の取得を目指す
②精神保健福祉士モデル・・・・・精神保健福祉士の取得を目指す

【教育課程】

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			①社会福祉士モデル				②精神保健福祉士モデル			
				必修	選択	自由	1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次
専門基礎科目		社会学と社会システム	1前･後	2			●				●			
		社会福祉の原理と政策Ⅰ	1前･後	2			●				●			
		地域発見の社会学	1前･後		2									
		健康社会学	1･2前･後		2		○							
		地元学Ⅰ	1･2前･後		2									
		ユニバーサルデザイン論	1･2前･後		2		○							
専門科目	社会福祉系科目	社会福祉の原理と政策Ⅱ	1前･後	2			●				●			
		医学概論	1前･後		2		○				○			
		ソーシャルワークの基盤と専門職	1前･後	2				●				●		
		ソーシャルワークの基盤と専門職（社会専門）	1前･後	2				●				●		
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2前･後	2				●				●		
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2前･後	2				●				●		
		ソーシャルワークの理論と方法（社会専門）Ⅰ	2前･後	2				●				●		
		ソーシャルワークの理論と方法（社会専門）Ⅱ	2前･後	2				●				●		
		社会福祉調査の基礎	2前･後		2			○				○		
		地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2前･後	2				●				●		
		地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2･3前･後	2					●				●	
		福祉サービスの組織と経営	2･3前･後		2				○				○	
		社会保障Ⅰ	2前･後	2				●				●		
		社会保障Ⅱ	2前･後	2				●				●		
		高齢者福祉	1前･後	2			●				●			
		障害者福祉	2前･後	2				●				●		
		児童・家庭福祉	1前･後	2			●				●			
		貧困に対する支援	3前･後	2					●				●	
		保健医療と福祉	2前･後	2				●				●		
		権利擁護を支える法制度	3前･後	2					●				●	
		刑事司法と福祉	3前･後		2				●				●	
		ソーシャルワーク演習	2･3前･後		1			○				○		
		ソーシャルワーク演習（社会専門）Ⅰ	3前･後		2				○				○	
		ソーシャルワーク演習（社会専門）Ⅱ	3前･後		2				○				○	
		ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅰ	2･3前･後		1			○				○		
		ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅱ	3前･後		1				○					
		ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅲ	3前･後		1				○					
		ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅰ	2･3前･後		2			○				○		
		ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅱ	3前･後		4				○					

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			①社会福祉士モデル				②精神保健福祉士モデル			
				必修	選択	自由	1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次
専門科目	精神保健福祉系科目	精神医学と精神医療Ⅰ	3前･後		2								○	
		精神医学と精神医療Ⅱ	3前･後		2								○	
		現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2前･後		2							○		
		現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2前･後		2							○		
		精神保健福祉の原理Ⅰ	3前･後		2								○	
		精神保健福祉の原理Ⅱ	3前･後		2								○	
		ソーシャルワークの理論と方法（精神専門）Ⅰ	4前･後		2									○
		ソーシャルワークの理論と方法（精神専門）Ⅱ	4前･後		2									○
		精神障害リハビリテーション論	3前･後		2								○	
		精神保健福祉制度論	3前･後		2								○	
		ソーシャルワーク演習（精神専門）Ⅰ	3前･後		1								○	
		ソーシャルワーク演習（精神専門）Ⅱ	3前･後		1								○	
		ソーシャルワーク演習（精神専門）Ⅲ	4前･後		1									○
		ソーシャルワーク実習指導（精神専門）Ⅰ	3前･後		1								○	
		ソーシャルワーク実習指導（精神専門）Ⅱ	3前･後		1								○	
		ソーシャルワーク実習指導（精神専門）Ⅲ	4前･後		1									○
		ソーシャルワーク実習（精神専門）	3前･後～4前･後		5									○
	フィールドワーク系科目	地域がキャンパス入門	1前･後	2			●				●			
		地域がキャンパスⅠ	2前･後	2				●			●			
		地域がキャンパスⅡ	2前･後	2				●			●			
		ウェルネスビジネス論Ⅰ	2前･後		2			○						
		ウェルネスビジネス論Ⅱ	2前･後		2			○						
		キャンプ指導者入門	1前･後		1		○							
		キャンプ研修	1前･後		1									
	関連科目	母子保健と小児医療の基礎	2前･後		2			○						
		児童発達心理	2前･後		2			○						
		児童虐待ソーシャルワークと子どもの権利	2前･後		2			○						
		社会的養護	3前･後		2				○					
		学校とソーシャルワーク	3前･後		2				○					
		ケアワーク概論	1前･後		2		○							
		ケアの基本Ⅰ	1前･後		1		○							
		ケアの基本Ⅱ	1前･後		2		○							
		エイジングとヘルスの理解	1前･後		1		○							
		総合福祉論Ⅰ	4前･後		2					○				○
		総合福祉論Ⅱ	4前･後		2					○				○
	専門演習	社会福祉研究Ⅰ	3前･後	2					●				●	
		社会福祉研究Ⅱ	3前･後	2					●				●	
		卒業研究Ⅰ	4前･後	1						●				●
		卒業研究Ⅱ	4前･後	1						●				●
				50	87	0								
履修単位数（専門教育科目）･･･①							25	42	28	6	18	32	34	17
							101単位				101単位			
スタンダード科目＋オプション科目･･･②							23単位				23単位			
履修単位数（合計：①＋②）							124単位				124単位			

●「必修科目」、○「選択科目」

健康科学部社会福祉学専攻 実習施設一覧

NO	法　　人　　名	施　　設　　名	郵便番号	住所	実習科目別受入れ可能人数		
					ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅰ	ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅱ	ソーシャルワーク実習（精神専門）
1	社会福祉法人　かしの木	つばき	737-0817	広島県呉市上二河町5-12	4	4	4
2	社会福祉法人 若葉	因島であいの家	722-2101	広島県尾道市因島大浜町427番地9	2	2	ー
3	社会福祉法人 もみじ福祉会	第二もみじ作業所	730-0823	広島市中区吉島西 2-1-24	5	5	ー
4	社会福祉法人 みどり会	府中みどり園	735-0013	広島県安芸郡府中町浜田1丁目6番7号	2	2	ー
5	独立行政法人 国立病院機構	呉医療センター・中国がんセンター	737-0023	広島県呉市青山町3番1号	1	1	1
6	社会福祉法人 三篠会	リアライブ高陽	739-1754	広島県広島市安佐北区小河原町1281番地	5	5	ー
7	NPO法人 ウイングかべ	あさきた相談支援センターウイング	731-0221	広島県広島市安佐北区可部三丁目32-12	ー	ー	5
8	一般社団法人 ＬＥＡＦ	ＬＥＡＦ	731-4222	広島県安芸郡熊野町呉地4丁目11番5号	ー	ー	1
9	一般社団法人 エンパワメント	セルフヘルプ宝町	730-0044	広島県広島市中区宝町7-22-101	ー	ー	1
10	医療法人社団　生和会	呉やけやま病院	737-0924	広島県呉市焼山南1丁目8-23	ー	ー	1
11	医療法人社団仁和会	児玉病院	731-0221	広島県広島市安佐北区可部7 - 14 - 39	ー	ー	1
12	社会福祉法人 清風会	清風会第１竹原寮	731-0511	広島県安芸高田市吉田町竹原958-1	ー	ー	2
13	社会福祉法人 清風会	清風会第２竹原寮	731-0511	広島県安芸高田市吉田町竹原952	ー	ー	2
14	医療法人 比治山病院	比治山病院	734-0021	広島県広島市南区上東雲町3-1	ー	ー	1
15	医療法人 永和会	下永病院	720-0542	広島県福山市金江町藁江590-1	ー	ー	10
16	医療法人 新和会	三次病院	728-0025	広島県三次市粟屋町1731	ー	ー	1
17	医療法人 仁康会	小泉病院	729-2361	広島県三原市小泉町4245番地	ー	ー	2
18	医療法人 仁康会	ワークハウスさくら草	729-2361	広島県三原市小泉町4234-1	ー	ー	1
19	医療法人 仁康会	地域生活支援センターさ・ポート	723-0017	三原市港町3丁目19番6号	ー	ー	1
20	医療法人 緑風会	ほうゆう病院	737-0001	広島県呉市阿賀北1丁目14番15号	ー	ー	2
21	医療法人社団 二山会	相談支援事業所ほのぼの	739-0024	広島県東広島市西条町御薗宇703番地	ー	ー	2
22	医療法人社団 ニ山会	宗近病院	739-0024	広島県東広島市西条町御薗宇703	ー	ー	5
23	医療法人社団 はっぴねす	ﾒﾃﾞｨｶﾙｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞﾙｰﾑ本田ｸﾘﾆｯｸ	729-0141	広島県尾道市高須町４７５４－５	ー	ー	1
24	医療法人社団 はっぴねす	己斐ヶ丘病院	733-0815	広島県広島市西区己斐上六丁目554-1	ー	ー	5
25	医療法人社団 恵宣会	竹原病院	725-0012	広島県竹原市下野町650番地	ー	ー	1
26	医療法人社団 友和会	友和病院	738-0202	広島県廿日市市峠字下ケ原500番地	ー	ー	1
27	医療法人社団 友和会	串戸心療クリニック	738-0033	広島県廿日市市串戸4丁目2番16号	ー	ー	1
28	医療法人社団 和恒会	ふたば病院	737-0143	広島県呉市広白石4丁目7番22号	ー	ー	1
29	医療法人社団 和恒会	地域活動支援センターふたば	737-0143	広島県呉市広白石四丁目７番２２号	ー	ー	2
30	社会福祉法人 しらとり会	地域生活支援センター　まほろば	739-2105	広島県東広島市高屋町桧山２６７－１	ー	ー	5
31	社会福祉法人 広島厚生事業協会	府中みくまり病院	735-0003	広島県安芸郡府中町みくまり3丁目1-11	ー	ー	1
32	社会福祉法人 尾道のぞみ会	地域生活支援センター　るり	722-0055	広島県尾道市新高山3丁目1170-320-1	5	5	5
33	社会福祉法人 尾道のぞみ会	瑠璃寮	722-0042	広島県尾道市久保町1714-1	5	5	5
34	社会福祉法人 尾道のぞみ会	瑠璃の屋形	722-0042	広島県尾道市久保町92-2	ー	ー	ー
35	社会福祉法人 和来原会	やっさ工房	723-0003	広島県三原市中之町5-3-7	2	2	4
36	特定医療法人 大慈会	三原病院	723-0003	広島県三原市中之町6丁目31-1	ー	ー	1

健康科学部社会福祉学専攻 実習施設一覧

NO	法　　人　　名	施　　設　　名	郵便番号	住所	実習科目別受入れ可能人数		
					ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅰ	ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅱ	ソーシャルワーク実習（精神専門）
37	特定医療法人 大慈会	わいわい工房	723-0003	広島県三原市中之町9丁目25番18号	1	1	2
38	独立行政法人 国立病院機構	賀茂精神医療センター	739-2503	広島県東広島市黒瀬町南方92	ー	ー	5
39	社会福祉法人　三篠会	鈴が峰		広島市安佐北区小河原町1281番地	5	5	ー
40	社会福祉法人　三篠会	あすらや荘		広島市安佐北区小河原町1282番地	5	5	ー
41	社会福祉法人　あと会	特別養護老人ホームくにくさ苑		広島市安芸区阿戸町418-1	2	2	ー
42	社会福祉法人　あと会	老人保健施設りは・くにくさ		広島市安芸区阿戸町418-2	2	2	ー
43	社会福祉法人　あと会	特別養護老人ホームでじま・くにくさ		広島市安芸区阿戸町418-3	2	2	ー
44	社会福祉法人　あと会	広島市阿戸・矢野地域包括支援センター		広島市安芸区阿戸町418-4	1	1	ー
45	社会福祉法人　あと会	介護老人保健施設ふかわ・くにくさ		広島市安芸区阿戸町418-5	2	2	ー

【別紙資料７】

健康科学部社会福祉学専攻 実習施設の使用承諾書

省 略（Ｐ１７～Ｐ６１）

社会学科 社会福祉学専攻　実習計画

ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅰ

月	１年次	２年次	３年次	４年次
４月				
５月				
６月				
７月				
８月				
９月				
１０月				
１１月				
１２月				
１月				
２月		ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅰ 准教授　２名 助教　　１名 兼任講師　３名		
３月				
備考		〔ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅰ（選択）〕 ■実習期間：約１週間（7.5 時間×8 日＝60 時間） ■実習者数：40 名 ■単位数：2 単位		

区　分	内　容　等
科 目 名	ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅰ
	【目的】 　実習指導者の指導のもとで実際の支援に携わりながら、ソーシャルワーク実践現場における実習体験を通じて、講義等で学修した知識や技術を統合し、社会福祉士としての価値や倫理にもとづく支援を行うための実践力を修得する。 　具体的には、支援を必要とする人や地域の状況を理解し、そのニーズを把握すること、支援を必要とする人の内的資源や社会資源を活用した支援を理解すること、実習施設・機関が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解すること、総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携について実践的に理解することである。
開講年次	2 年次
実施時期	2 月～3 月
実習期間および単　位	①実習期間 　ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅰ／60 時間 ②単位 　2 単位／学外 60 時間
実習目標	①支援を必要とする人や地域の状況を理解し、そのニーズを把握する。 ②支援を必要とする人の内的資源や社会資源を活用した支援を理解する。 ③実習施設・機関が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。 ④総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携について実践的に理解する。
実習先の確保の状況	障害者福祉施設・高齢者福祉施設等の厚生労働大臣が定める実習施設において、定員 40 名に対し、計 50 名分を確保している。

区　分	内　容　等
実習先との契約内容	個人情報の保護に関しては、学内において指導を徹底したうえで、学生から実習施設に対して「誓約書」を提出することとしている。 また、実習中のインシデント・アクシデント事案については、実習先との連携を図りながら、学科内のフローチャートにもとづき、対応することが周知されている。合わせて、学生にも、実習中にインシデント・アクシデント事案が生じた場合には、速やかに報告することを周知し、経緯や結果を含めた「報告書」の提出を求め、必要に応じて、報告書にもとづき、実習後に再教育を実施する。
実習水準の確保の方策	実習目的を達成するための具体的な実習内容、実習を通じて修得しようとする具体的な知識・技能は以下のとおりである。 1. 社会福祉士の価値と倫理に基づく支援①（基本的なコミュニケーションの実践） 2. 社会福祉士の価値と倫理に基づく支援②（コミュニケーション技術の修得） 3. 社会福祉士の価値と倫理に基づく支援③（円滑な人間関係の形成） 4. 利用者やその関係者との援助関係の形成①（信頼関係の構築） 5. 利用者やその関係者との援助関係の形成②（面接場面の観察と考察） 6. 利用者やその関係者との援助関係の形成③（面接技法の実践） 7. 権利擁護活動と評価①（クライエントとその関係者への権利擁護の実践） 8. 権利擁護活動と評価②（クライエントとその関係者への権利擁護の評価） 9. 権利擁護活動と評価③（クライエントとその関係者へのエンパワメントの視点に基づく実践と評価） 10. 実習施設・機関の機能と役割①（実習施設・機関の機能と役割の把握） 11. 実習施設・機関の機能と役割②（社会福祉士の役割と機能の説明） 12. 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービス運営管理の理解 13. 実習施設・機関等における社会福祉士の倫理の理解 実習先は複数施設を有しているが、全て広島県内にあり、本学の実習担当教員と緊密な連携がとれる関係にあることから一定水準は確保できる。また、実習指導者は、社会福祉士の資格を有し、相談援助経験は3年以上、かつ実習指導者講習会を受講することとしており、実習の目的に沿った指導を行うことが可能な人材である。成績についても、実習指導者による実習評価と、実習前・実習中・実習後の実習生の実習目標の達成状況をふまえて、各領域のクラス担当教員が総合評価を行っている。以上のことから実習水準は適切に確保されている。

区　分	内　容　等
実習先との連携体制	（１）実習の指導体制 毎年､実習指導者を対象として開催する実習懇談会にて実習指導内容や方針や変更点について説明する。また、実習配属依頼の電話連絡時に、実習担当教員と実習指導者とで実習生や実習プログラムについて適宜情報共有を行う。実習生による、実習施設への事前訪問では、①実習施設によるオリエンテーション、②実習生による自己紹介と実習目標・実習計画の説明、③実習プログラム内容と実習期間の調整、④帰校日の調整、を行う。実習生は、実習担当教員に事前訪問の報告を行う。なお、配慮の必要な実習生に関しては、当該実習生の了解を得たうえで、実習担当教員が事前に実習指導者へ配慮の依頼をし、具体的な配慮内容について協議を行う。 （２）実習実施時 巡回時に、実習生の事前の学習状況等もふまえ、実習指導者と実習目標の達成状況等を確認し、指導の課題を明らかにする。巡回以外にも、実習指導者と本学教務係・本学科の実習委員長・各領域のクラス担当教員で常に連絡を取り合えるようにしている。特に本学科では、事故発生時の報告・初期対応のフローチャートを作成し、実習懇談会で実習指導者にも周知している。事故発生時には、クラス担当教員等がすぐに実習先の実習指導者と情報共有し、対応できるようにしている。 （３）不測の事態への対応 事故発生時の報告・初期対応のフローチャートを作成しており、実習懇談会で実習指導者にも周知している。事故発生時には、クラス担当教員等がすぐに実習先の実習指導者と情報共有し、対応できるようにしている。
実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）	実習前に、実習生全員が腸内細菌検査を受け、陰性の結果確認後に実習に臨む。検査結果が陽性となった場合は、必要な治療を受け、陰性の結果が得られ医師の許可が下りた後に実習に臨む。また、実習施設機関の要請により、適宜予防接種を行う。 実習中に知りえた情報の保護については、実習前に本学科の「実習における個人情報保護に関するガイドライン」をふまえて、SNS 等による情報漏洩等の危険性を学ぶ事例検討の講義を実施し、実習生の具体的理解を促す。そのうえで実習生は個人情報保護を遵守する誓約書に署名を行い、実習施設に提出することを義務付けている。 保険については、学生全員が学生教育研究災害傷害保険（傷害事故にかかわる補償）と学生教育研究賠償責任保険（対人・対物の損害賠償補償）に加入しており、実習中の事故に備えている。

区　分	内　容　等
事前・事後における指導計画	実習に関する講義の構成については、2 年生後期に「ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅰ」（1 単位・30 時間）で事前指導を行い、春期休暇中に「ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅰ」（2 単位、60 時間）の実施、3 年生前期「ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅱ」（1 単位、30 時間）で事後指導を行う。また、実習指導については、障害・高齢等の各領域で 20 名以内のクラスに分かれる。 実習巡回についても、原則として各領域のクラス担当教員が担当し、実習前・実習中・実習後と一貫した指導が可能となるように工夫している。 「ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅰ」では、事前学習として、ソーシャルワークの専門的知識、援助技術、実習分野（利用者理解を含む）、施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本的理解を深め、ソーシャルワーク実習の意義（スーパービジョンも含む）と目的を理解する。そして社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。また個別指導並びに集団指導を通して、ソーシャルワークの価値規範と倫理・知識及び技術について具体的かつ実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を修得する。「ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅱ」では、実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。実習の事後学習として、実習での学びや気づき、記録を踏まえて課題を整理するとともに、その成果を実習総括レポートとしてまとめ、実習生同士で議論し、相互に評価し合う。
教員及び助手の配置並びに巡回指導計画	「ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅰ」については、担当教員で巡回指導を行う。実習期間中は、1 週に 1 回以上巡回又は帰校日により指導を行う。巡回指導では、公共交通機関や自家用車等の交通手段を用い、①実習担当教員の巡回計画に則った各実習施設機関への訪問と実習生への指導、②実習生と実習指導者との面談による実習生の心身の健康状態・実習計画の進捗状況・実習態度・実習の記録・ハラスメント等の有無・今後の課題等の確認、③実習施設の指導者との面談内容や実習の取り組み状況に基づく実習の課題の明確化と指導、を行う。帰校日では、①実習施設・大学・実習生で協議のうえ決定した日時での実習生の帰校、②実習担当教員 1 名につき 20 名以内のクラスでの連絡事項・実習生の心身の健康状態・実習態度・実習の記録・今後の課題等の確認と面接技法や支援計画作成等の指導、③実習生との個別面談（適宜）、を行う。

区　分	内　容　等
実習施設における指導者の配置計画	実習指導者は、広島県内に所在する実習施設に所属している職員で、社会福祉士の資格を有し、相談援助経験 3 年以上かつ相談援助実習指導者講習会を受講するなどの要件を満たしている。また実習指導者 1 名につき、5 名以内の実習生を指導するものとする。 実習指導者とは、実習懇談会を設け、実習生による実習報告と実習指導者による講評、大学での実習カリキュラムや指導内容の確認と意見聴取、実習指導者と教員との懇談を行い、当該年度の実習指導の振り返りと次年度にむけた課題の共有の機会とする。
成績評価体制及び単位認定方法	実習指導者がソーシャルワー実習（社会専門）Ⅰの目標に対して評価を行う。その後、各領域のクラス担当教員の視点から、実習前から実習中、実習後の実践力の成長や変化の状況をあわせて実習の総合評価を行う。

■実習スケジュール

年次	2 年次
月	2 月～3 月
定員 40 名	ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅰ (60 時間)

①2 年次生（定員／40 名）を上表の日程で学外実習を行う。

②実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則 1～5 名程度とする。

ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅱ

月	１年次	２年次	３年次	４年次
４月				
５月				
６月				
７月				
８月			ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅱ 准教授　２名 助教　　１名 兼任講師　３名	
９月				
１０月				
１１月				
１２月				
１月				
２月				
３月				
備考			〔ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅱ（選択）〕 ■実習期間：約１週間（7.5 時間×24 日＝180 時間） ■実習者数：40 名 ■単位数：4 単位	

区　分	内　容　等
科 目 名	ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅱ
	【目的】 　実習指導者の指導のもとで実際の支援に携わりながら、講義等で学修した知識や技術を統合し、社会福祉士としての価値や倫理にもとづく支援を行うための実践力を修得させる。具体的には、支援を必要とする人や地域の状況を理解し、そのニーズを把握すること、支援を必要とする人の内的資源や社会資源を活用した支援計画を作成・実施・評価すること、実習施設・機関が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解すること、総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携について実践的に理解することである。
開講年次	3 年次
実施時期	8 月～9 月
実習期間および単　位	①実習期間 　ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅱ／180 時間 ②単位 　4 単位／学外 180 時間
実習目標	①支援を必要とする人や地域の状況を理解し、そのニーズを把握する。 ②支援を必要とする人の内的資源や社会資源を活用した支援計画を作成・実施・評価する。 ③実習施設・機関が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。 ④総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携について実践的に理解する。
実習先の確保の状況	児童福祉施設・障害者福祉施設・高齢者福祉施設等の厚生労働大臣が定める実習施設において、定員 40 名に対し、計 50 名分を確保している。

区　分	内　容　等
実習先との契約内容	個人情報の保護に関しては、学内において指導を徹底したうえで、学生から実習施設に対して「誓約書」を提出することとしている。 また、実習中のインシデント・アクシデント事案については、実習先との連携を図りながら、学科内のフローチャートにもとづき、対応することが周知されている。合わせて、学生にも、実習中にインシデント・アクシデント事案が生じた場合には、速やかに報告することを周知し、経緯や結果を含めた「報告書」の提出を求め、必要に応じて、報告書にもとづき、実習後に再教育を実施する。
実習水準の確保の方策	実習目的を達成するための具体的な実習内容､実習を通じて修得しようとする具体的な知識・技能は以下のとおりである。 1. 利用者・関係者、施設・事業者・機関・団体、地域住民やボランティア等との基本的 なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成①(コミュニケーションの実施) 2. 利用者・関係者、施設・事業者・機関・団体、地域住民やボランティア等との基本的 なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成②(ミーティングやカンファレンスへの参加) 3. 利用者・関係者、施設・事業者・機関・団体、地域住民やボランティア等との基本的 なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成③（地域住民との交流、広報） 4. 利用者やその関係者との援助関係の形成①（信頼関係構築の理解） 5. 利用者やその関係者との援助関係の形成②（実習生の立場や役割の説明） 6. 利用者やその関係者との援助関係の形成③（面接技法を用いた実践） 7. 権利擁護活動を含む利用者や地域の状況の理解とそのニーズの把握および支援計画の作成・実施・評価①（クライエント、地域住民等へのアセスメント） 8. 権利擁護活動を含む利用者や地域の状況の理解とそのニーズの把握および支援計画の作成・実施・評価②（地域アセスメント） 9. 権利擁護活動を含む利用者や地域の状況の理解とそのニーズの把握および支援計画の作成・実施・評価③（各種支援計画の作成） 10. 権利擁護活動を含む利用者や地域の状況の理解とそのニーズの把握および支援計画の作成・実施・評価④（各種支援計画の実施） 11. 権利擁護活動を含む利用者や地域の状況の理解とそのニーズの把握および支援計画の作成・実施・評価⑤（各種支援計画のモニタリングおよび評価、報告） 12. 権利擁護活動を含む利用者や地域の状況の理解とそのニーズの把握および支援計画の作成・実施・評価⑥（ストレングスの把握とエンパワメントの実践） 13. 多職種連携およびチームアプローチの実践的理解①（実習施設・機関の各職種の説明） 14. 多職種連携およびチームアプローチの実践的理解②（社会資源の把握） 15. 多職種連携およびチームアプローチの実践的理解③(連携・協同・調整の実践) 16. 多職種連携およびチームアプローチの実践的理解④（カンファレンス、各種委員会への参加） 17. 地域における横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発の理解①（実習機関と社会資源のマッピング） 18. 地域における横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発の理解②（地域の問題解決方法の理解と実践）

	19. 地域における横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発の理解③（ネットワーキング、コーディネーション、ネゴシエーション、ファシリテーション） 20. 当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解 21. 当該実習先の具体的な地域社会への働きかけ①（アウトリーチ、ネットワーキング） 22. 当該実習先の具体的な地域社会への働きかけ②（ソーシャルアクション） 23. 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービス管理運営の理解①（実習施設・機関の経営理念や戦略の把握） 24. 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービス管理運営の理解②（実習施設・機関の法的根拠等の説明） 25. 社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解①（実習指導者業務の観察、職業倫理の説明） 26. 社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解②（個人情報保護の説明） 27. ソーシャルワーク実践①（事例検討） 28. ソーシャルワーク実践②（プレゼンテーション） 実習先は複数施設を有しているが、全て広島県内にあり、本学の実習担当教員と緊密な連携がとれる関係にあることから一定水準は確保できる。また、実習指導者は、社会福祉士の資格を有し、相談援助経験は 3 年以上、かつ実習指導者講習会を受講することとしており、実習の目的に沿った指導を行うことが可能な人材である。成績についても、実習指導者による実習評価と、実習前・実習中・実習後の実習生の実習目標の達成状況をふまえて、各領域のクラス担当教員が総合評価を行っている。以上のことから実習水準は適切に確保されている。

区　分	内　容　等
実習先との連携体制	（１）実習の指導体制 毎年､実習指導者を対象として開催する実習懇談会にて実習指導内容や方針や変更点について説明する。また、実習配属依頼の電話連絡時に、実習担当教員と実習指導者とで実習生や実習プログラムについて適宜情報共有を行う。実習生による、実習施設への事前訪問では、①実習施設によるオリエンテーション、②実習生による自己紹介と実習目標・実習計画の説明、③実習プログラム内容と実習期間の調整、④帰校日の調整、を行う。実習生は、実習担当教員に事前訪問の報告を行う。なお、配慮の必要な実習生に関しては、当該実習生の了解を得たうえで、実習担当教員が事前に実習指導者へ配慮の依頼をし、具体的な配慮内容について協議を行う。 （２）実習実施時 巡回時に、実習生の事前の学習状況等もふまえ、実習指導者と実習目標の達成状況等を確認し、指導の課題を明らかにする。巡回以外にも、実習指導者と本学教務係・本学科の実習委員長・各領域のクラス担当教員で常に連絡を取り合えるようにしている。特に本学科では、事故発生時の報告・初期対応のフローチャートを作成し、実習懇談会で実習指導者にも周知している。事故発生時には、クラス担当教員等がすぐに実習先の実習指導者と情報共有し、対応できるようにしている。 （３）不測の事態への対応 事故発生時の報告・初期対応のフローチャートを作成しており、実習懇談会で実習指導者にも周知している。事故発生時には、クラス担当教員等がすぐに実習先の実習指導者と情報共有し、対応できるようにしている。
実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）	実習前に、実習生全員が腸内細菌検査を受け、陰性の結果確認後に実習に臨む。検査結果が陽性となった場合は、必要な治療を受け、陰性の結果が得られ医師の許可が下りた後に実習に臨む。また、実習施設機関の要請により、適宜予防接種を行う。 実習中に知りえた情報の保護については、実習前に本学科の「実習における個人情報保護に関するガイドライン」をふまえて、SNS 等による情報漏洩等の危険性を学ぶ事例検討の講義を実施し、実習生の具体的理解を促す。そのうえで実習生は個人情報保護を遵守する誓約書に署名を行い、実習施設に提出することを義務付けている。 保険については、学生全員が学生教育研究災害傷害保険（傷害事故にかかわる補償）と学生教育研究賠償責任保険（対人・対物の損害賠償補償）に加入しており、実習中の事故に備えている。

区　分	内　容　等
事前・事後における指導計画	実習に関する講義の構成については、3 年生前期に「ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅱ」（1 単位・30 時間）で事前指導を行い、夏期休暇中に「ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅱ」（4 単位、180 時間）の実施、3 年生後期「ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅲ」（1 単位、30 時間）で事後指導を行う。また、実習指導については、児童・障害・高齢等の各領域で 20 名以内のクラスに分かれる。 実習巡回についても、原則として各領域のクラス担当教員が担当し、実習前・実習中・実習後と一貫した指導が可能となるように工夫している。 「ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅱ」では、配属実習の事前学習として、実習先で必要とされるソーシャルワークの価値規範と倫理・知識及び技術について具体的かつ実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を修得する。自己の問題意識を深めて、利用者の権利擁護を念頭においた個別の実習計画をたてる。「ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅲ」では、実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。実習の事後学習として、実習での学びや気づき、記録を踏まえて課題を整理するとともに、その成果を実習総括レポートとしてまとめ、実習生同士で議論し、相互に評価し合う。
教員及び助手の配置並びに巡回指導計画	「ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅱ」については、担当教員で巡回指導を行う。実習期間中は、1 週に 1 回以上巡回又は帰校日により指導を行う。巡回指導では、公共交通機関や自家用車等の交通手段を用い、①実習担当教員の巡回計画に則った各実習施設機関への訪問と実習生への指導、②実習生と実習指導者との面談による実習生の心身の健康状態・実習計画の進捗状況・実習態度・実習の記録・ハラスメント等の有無・今後の課題等の確認、③実習施設の指導者との面談内容や実習の取り組み状況に基づく実習の課題の明確化と指導、を行う。帰校日では、①実習施設・大学・実習生で協議のうえ決定した日時での実習生の帰校、②実習担当教員 1 名につき 20 名以内のクラスでの連絡事項・実習生の心身の健康状態・実習態度・実習の記録・今後の課題等の確認と面接技法や支援計画作成等の指導、③実習生との個別面談（適宜）、を行う。

区　分	内　容　等
実習施設における指導者の配置計画	実習指導者は、広島県内に所在する実習施設に所属している職員で、社会福祉士の資格を有し、相談援助経験 3 年以上かつ相談援助実習指導者講習会を受講するなどの要件を満たしている。また実習指導者 1 名につき、5 名以内の実習生を指導するものとする。 実習指導者とは、実習懇談会を設け、実習生による実習報告と実習指導者による講評、大学での実習カリキュラムや指導内容の確認と意見聴取、実習指導者と教員との懇談を行い、当該年度の実習指導の振り返りと次年度にむけた課題の共有の機会とする。
成績評価体制及び単位認定方法	実習指導者がソーシャルワー実習（社会専門）Ⅱの目標に対して評価を行う。その後、各領域のクラス担当教員の視点から、実習前から実習中、実習後の実践力の成長や変化の状況をあわせて実習の総合評価を行う。

■実習スケジュール

年次	3 年次
月	8 月～9 月
定員 40 名	ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅱ (180 時間)

①3 年次生（定員／40 名）を上表の日程で学外実習を行う。

②実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則 1～5 名程度とする。

ソーシャルワーク実習（精神専門）

<table>
<tr><th>月</th><th>１年次</th><th>２年次</th><th>３年次</th><th>４年次</th></tr>
<tr><td>４月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>５月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>６月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>７月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>８月</td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="2">ソーシャルワーク実習（精神専門）
教授１名
助教１名</td></tr>
<tr><td>９月</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>１０月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>１１月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>１２月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>１月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>２月</td><td></td><td></td><td rowspan="2">ソーシャルワーク実習（精神専門）
教授１名
助教１名</td><td></td></tr>
<tr><td>３月</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td></td><td></td><td colspan="2">ソーシャルワーク実習（精神専門）は、通年において（3 年次：春期休暇、4 年次：夏期休暇）、精神科医療機関（112 時間：14 日）と地域の障害福祉サービス事業所（120 時間：15 日）で実施する。
〔ソーシャルワーク実習（精神専門）〕（選択）
【精神科医療機関】
■実施期間：14 日間
【8 時間×14 日=112 時間】
■実習者数：40 名
【地域の障害福祉サービス事業所】
■実施期間：15 日間
【8 時間×15 日=120 時間】
■実習者数：40 名
■単位数：5 単位（精神科医療機関と地域の障害福祉サービス事業所を併せて）</td></tr>
</table>

※ソーシャルワーク実習（精神専門）については、精神科医療機関（112 時間：14 日）と地域の障害福祉サービス事業所（120 時間：15 日）で実施し、合計 225 時間以上履修し、合計 5 単位を取得する。

区　分	内　容　等
科 目 名	ソーシャルワーク実習（精神専門）
	【目的】 精神保健福祉領域における福祉専門職としての専門的知識と技術を具体的かつ実際的に理解し、実践的な技術等を体得する。また、実習を通して、精神障害者のおかれている現状を理解し、その生活実態や生活上の課題について把握する。さらに、精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。そして、総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に体得、習得する。
開講年次	3 年次、4 年次
実施時期	3 年次：2 月～3 月 4 年次：8 月～9 月
実習期間 および 単　　位	①実習期間 3 年次と 4 年次に精神科医療機関（112 時間：14 日）、地域の障害福祉サービス事業所（120 時間：15 日）に実習に行く。 ②単位 5 単位／225 時間以上

区　分	内　容　等
実習目標	他の関連科目で学んだ知識等をふまえ、精神に障害のある人の暮らしや生活上の困難に対する理解を深め、高度な専門性を有する精神保健福祉士としての知識や技術を習得し、福祉専門職として総合的に対応できる力を習得できるようになる。 （1） クライエントおよびその家族の理解とニーズの把握 （2） クライエントおよびその家族への相談援助 （3） 多職種連携やアウトリーチ、社会資源の開発等に関する具体的方法の理解 （4） 精神保健福祉士としての職業倫理と法的義務への理解 （5） 組織の一員としての精神保健福祉士の役割と責任の理解
実習先の確保の状況	精神科医療機関、地域の障害福祉サービス事業所の実習施設において、定員 40 名に対し、計 80 名分を確保している。
実習先との契約内容	個人情報の保護に関しては、学内において指導を徹底したうえで、学生から実習施設に対して「誓約書」を提出することとしている。 また、実習中のインシデント・アクシデント事案については、実習先との連携を図りながら、学科内のフローチャートにもとづき、対応することが周知されている。合わせて、学生にも、実習中にインシデント・アクシデント事案が生じた場合には、速やかに報告することを周知し、経緯や結果を含めた「報告書」の提出を求め、必要に応じて、報告書にもとづき、実習後に再教育を実施する。

区　分	内　容　等
実習水準の確保の方策	実習目的を達成するための具体的な実習内容、実習を通じて習得しようとする具体的な知識・技能は以下のとおりである。 ＜精神科医療機関（精神科病院・精神科診療所等 ）における実習＞ 【精神科病院】 ・入院時または急性期の患者及びその家族への相談援助。 ・退院または地域移行・地域支援に向けた、患者及びその家族への相談援助。 ・多職種や病院外の関係機関との連携を通じた援助。 【精神科診療所】 ・治療中の患者及びその家族への相談援助。 ・日常生活や社会生活上の問題に関する、患者及びその家族への相談援助。 ・地域の精神科病院や関係機関との連携を通じた援助。 ＜地域の障害福祉サービス事業を行う施設等や精神科病院等の医療機関における実習＞ 配属施設の指導者による指導のもとに、次の事項をできる限り経験する。 ・利用者やその関係者、施設・機関・事業者・団体住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成。 ・利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成。 ・利用者やその関係者（家族・親族・友人等 ）との支援関係の形成。 ・利用者やその関係者への権利擁護及び支援（エンパワーメントを含む）とその評価。 ・精神医療・保険・福祉に係る多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチ。 ・精神保健福祉士としての職業倫理と法的義務への理解。 ・施設・機関・事業者団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解。 ・施設・機関・事業者団体等の経営やサービス管理運営の実際。 実習先は複数施設を有しているが、全て広島県内にあり、本学の実習担当教員と緊密な連携がとれる関係にあることから一定水準は確保できる。また、すべての実習において、実習の内容、方法、到達目標、記録について定めた『実習の手引き』及び『実習日誌』を作成するとともに、丁寧な事前・事後指導に努め、実習水準の確保に努める。成績についても本学の精神保健福祉相談援助実習担当者が複数体制で、総合的に評価しており、実習水準は適切に確保されている。

区　分	内　容　等
実習先との連携体制	実習生にとって、より学びの多い充実した実習とするためには、実習施設との十分な連携が必要となる。当該学科では下記のとおり、実習の前後において連絡を取り合う機会を確保し、実習先との共通理解が形成されるように努める。 まず実習前には、各施設の実習担当者との事前打ち合わせを実施し、実習の達成目標及び実習方法等に関する共有をはかる。打合せは、可能なかぎり対面での実施とするが、難しい場合は電話や文書の郵送を通じて、齟齬のないよう実習施設との連携を図る。 実習生は、実習前に実習先を訪問し、オリエンテーションを受け、実習の目的や課題を実習指導担当者に伝え、実習プログラムの作成を行う。また、実習時間や服装などの詳細も確認する。 実習期間中には、本学の専任教員が実習施設を訪問することを原則とし、実習生の実習状況及び課題を把握し、実習施設の担当者と意思の疎通を図って、実習生の学びが深まるよう努める。また、緊急に連絡を取る必要のある事案が生じた場合は、当該実習を担当する本学教員と実習施設の担当者との間で、電話を用いて連絡を取り合う。 実習終了後においては、学生が実習における成果を発表する機会等を利用するなど、実習実施時の問題や次回実習に向けた課題等について、実習施設の担当者との共有を図る。 以上のとおり、年間を通じて、実習施設の担当者と直接実習に関する協議をする機会を複数回確保することに努め、年度を重ねる毎に実習における教育効果が高まるように注力し、連携体制を構築する。
実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）	実習前に、実習生全員が腸内細菌検査を受け、陰性の結果確認後に実習に臨む。検査結果が陽性となった場合は、必要な治療を受け、陰性の結果が得られ医師の許可が下りた後に実習に臨む。また、実習施設機関の要請により、適宜予防接種を行う。 実習中に知りえた情報の保護については、実習前に本学科の「実習における個人情報保護に関するガイドライン」をふまえて、SNS 等による情報漏洩等の危険性を学ぶ事例検討の講義を実施し、実習生の具体的理解を促す。そのうえで実習生は個人情報保護を遵守する誓約書に署名を行い、実習施設に提出することを義務付けている。 保険については、学生全員が学生教育研究災害傷害保険（傷害事故にかかわる補償）と学生教育研究賠償責任保険（対人・対物の損害賠償補償）に加入しており、実習中の事故に備えている。

区　分	内　容　等
事前・事後における指導計画	実習は、学内での事前学習、配属実習、学内での事後学習と以下の３段階に分けて行う。 （１）学内での事前学習：「ソーシャルワーク実習指導（精神専門）Ⅰ」「ソーシャルワーク実習指導（精神専門）Ⅱ」 学内での事前学習は、実習指導担当教員の講義、現場の職員による実践報告や視聴覚教育、現場体験学習などにより基本的な理解を図り、かつ実習における心構えを身につけ、実習における意義と達成課題を各自が明らかにする。 （２）配属実習：「ソーシャルワーク実習（精神専門）」 配属実習施設・機関は学生の希望を聴取し教員の助言、指導のもとに決定する。その上で、事前訪問等により達成課題等を配属先の実習指導担当職員に伝え、実習プログラムの作成を行う。実習期間中に実習指導担当教員が巡回指導（または帰校日にて指導）を行う。実習施設の実習指導担当職員との連携のもとに三者の面談と個別の指導を適宜行い、併せて実習計画書、実習記録等のチェックを行う。 （３）学内での事後学習：「ソーシャルワーク実習指導（精神専門）Ⅲ」 実習後の学習では、実習指導担当教員による個別指導等を行う。また、実習報告書の作成、事後報告会等により実習の反省と総括を行う。
教員及び助手の配置並びに巡回指導計画	「ソーシャルワーク実習（精神専門）」については、担当教員で巡回指導を行う。実習期間中は、1 週に 1 回以上巡回又は帰校日により指導を行う。巡回指導では、公共交通機関や自家用車等の交通手段を用い、以下の内容の指導を行う。 ①実習計画書に則った実習が円滑に進められているかを確認し、実習生への指導を行う。 ②実習施設における指導者との連携をもとに、三者の面談と個別の指導を行い、実習生の健康状態、実習への取り組み、実習日誌等の記録、現在の課題等について確認する。 ③実習施設における指導者から聞き取った内容や、実際に参観した実習生の取り組み状況をもとに、その後の実習課題や課題を達成するための方法について、実習生自身が明確に理解し具体的な行動に結びつくよう、実習生に対する指導を行う。 ④実習生・実習指導者からアクシデントの有無の状況を確認し、必要があれば介入する。 ⑤実習期間中に帰校日を設け、指導を行う。帰校日は実習日程に含まれない。

区　分	内　容　等
実習施設における指導者の配置計画	実習施設に勤務する精神保健福祉士指導者養成研修の修了者した精神保健福祉士の内、所属長が推薦する者とする。指導者 1 名につき 5 名以内の実習生を指導するものとする。
成績評価体制及び単位認定方法	成績評価は、実習施設における実習の評価を基盤とし、実習時の記録や指導案等の資料及び本学教員が実習施設を訪問した際の実習生の様子等を加味し、本学の精神保健福祉相談援助実習担当者が複数体制で、総合的に評価する。なお、総合評価が低い場合は、下記のとおり補充の指導及び実習を実施した上で、再度評価する。単位認定については、専任教員全員による単位認定会議を開催し、合議の上単位認定を行う。特に、単位不認定の場合には、会議においてその理由を明確にする。 その他、実習施設における実習の評価が低い場合は、追加の指導を実施する。状況に応じて、学内における追加の指導を実施した上で、学外実習施設における補充の実習を課すが、その際には、できる限り公平な評価を実習生が受けることができるよう、原則として前回の実習施設とは異なる施設において補充の実習を実施する。

■実習スケジュール

年次	3 年次	4 年次
月	2 月～3 月	8 月～9 月
定員 40 名	地域の障害福祉サービス事業所（120 時間）または 精神科医療機関（112 時間）	地域の障害福祉サービス事業所（120 時間） または 精神科医療機関（112 時間）

①3 年次生（定員 40 名）、4 年生次（定員 40 名）を上表の日程で学外実習を行う。
②実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、1～10 名程度とする。

○広島国際大学就業規則

第1章　総則

(趣旨)

第1条　学校法人常翔学園(以下「学園」という)が設置する広島国際大学(以下「広国大」という)に勤務する専任の職員の服務規律および待遇に関する事項については、この就業規則(以下「規則」という)に定めるところによる。

2　広国大に勤務する特任の職員、嘱託の職員、客員の職員、非常勤の職員および臨時要員に関する就業規則は、別に定める。

(定義)

第2条　この規則において専任の職員(以下「職員」という)とは、教育職員、事務職員、医療職員、技能職員および用務員をいう。

(適用除外)

第3条　職員のうちつぎに掲げる者については、この規則に定める勤務時間、休憩時間および休日に関する規定を適用しない。

イ　学長

ロ　監視または断続的勤務に従事する者として労働基準監督署の許可を受けた者

(遵守義務)

第4条　職員は、この規則のほか広国大の諸規定を遵守し、理事会の決定および理事長、学長その他上長の職務上の指示および命令に従い、学園の秩序を維持するとともに、互いに協力してその職責を遂行し教育および研究の目的達成に努めなければならない。

第2章　任免

(試用期間)

第5条　新たに職員として採用された者には、6カ月の試用期間を置く。ただし、理事長が特に必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2　前項の試用期間は、勤続期間に算入する。

3　試用期間中において、職員として適格性を欠くと認められたとき、理事長は理事会の議を経て雇用契約を解約することができる。

4　前項の解約が、採用後14日を超えて引き続き雇用されている者に対して行われるときは、30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給する。

(休職)

第6条　職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は休職を命じることができる。

イ　つぎの期間、第24条に定める病気休暇を取得したとき

勤続3年以下の者　3カ月

勤続3年を超える者　6カ月

勤続5年を超える者　10カ月

勤続10年を超える者　12カ月

ロ　公職に就き業務の遂行に支障があると認められたとき

ハ　刑事事件に関し起訴されたとき

ニ　やむを得ない事情により休職を願い出て許可されたとき

ホ　やむを得ない業務上の都合があるとき

ヘ　業務遂行に支障があると認められたとき

2　病気休暇を取得した者が出勤し、同一または類似の原因により再び病気休暇を取得した場合において、その出勤期間が1年未満のときは、前後の病気休暇取得期間を通算する。

3　第1項ホ号およびヘ号の適用については、理事会の議を経るものとする。

(休職期間)

第7条　休職の期間は、つぎのとおりとする。

イ　前条第1項イ号の場合　1年以内(結核性疾患の場合は2年以内)。ただし、理事会は、傷病の回復状況その他の情状を考慮し、1年を限度として期間を延長することができる。

ロ　前条第1項ロ号の場合　休職理由が継続する期間

ハ　前条第1項ハ号の場合　休職理由が継続する期間

ニ　前条第1項ニ号の場合　休職を許可された期間

ホ　前条第1項ホ号の場合　1年以内

ヘ　前条第1項ヘ号の場合　1年以内

(休職期間中の身分等)

第8条　休職期間中は、職員としての身分を保有するが、職務に従事することはできない。

2　休職期間中の給与は、広島国際大学給与規定に定める。

3　休職期間は、広島国際大学退職金規定その他特に定めるもののほか、勤続期間に算入しない。

(復職)

第9条　休職の理由が消滅したとき、理事長は、速やかに復職を命じる。ただし、第6条第1項ハ号に該当する場合は、復職を命じないことがある。

(退職)

第10条　職員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当然に退職するものとする。

イ　定年に達した年の年度末(3月31日)

ロ　死亡したとき

ハ　退職を願い出て受理されたとき

ニ　休職期間が満了しても復職を命じられない場合で､期間満了後30日を経過したとき。ただし、第6条第1項ホ号による休職の場合を除く。

(退職願)

第11条　職員は、退職しようとするとき、退職希望日の14日前までに理事長に退職願を提出しなければならない。

(定年)

第12条　教育系職員の定年年齢は、満65歳とする。

2　事務系職員の定年年齢は、満64歳とする。

3　前項にかかわらず、事務系職員のうち別に定める基準に該当する者については、この規則に定める専任の職員以外の職員として、1年間、再雇用することができる。

(解雇)

第13条　職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、理事会の議を経て30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給して解雇することができる。

イ　勤務成績が悪く、職員としての適格性を欠くと認められたとき

ロ　心身の故障のため、業務に堪えないと認められたとき

ハ　やむを得ない業務上の都合があるとき

(離職者の義務)

第14条　職員が退職するときまたは解雇されるときは、つぎに掲げることを守らなければならない。

イ　上長の指示に従い、速やかに業務上の書類とともに後任者に文書により事務引継ぎを行うこと

ロ　職員証明書、私立学校教職員共済加入者証その他求められた書類を速やかに返却すること

ハ　貸出図書その他学園の貸与物品または貸付金その他学園に対する債務を速やかに完済すること

2　退職し、または解雇された者は、職務上知り得た事項について秘密を守らなければならない。

(配置転換等)

第15条　理事長は、業務の都合により職種または勤務場所の変更を命じることができる。

第3章　勤務

(勤務時間)

第16条　事務職員および医療職員の所定勤務時間は、1日について7時間、1週間について38時間30分とする。

2　技能職員および用務員の所定勤務時間は、1週あたりの勤務時間が40時間を超えない範囲で毎年度当初に理事長が定める。

3　前2項にかかわらず、所定勤務時間は、毎月1日を基準日とする1カ月単位の変形労働時間制とし、1カ月ごとの勤務時間および各日の始業、終業時刻を事前に決定し通知する。

4　事務職員の管理職(部長、室長、センター長および課長)には前3項を適用しない。

5　教育職員の勤務時間は、別に定める専任教員の授業担当時間に関する規定による授業担当責任時間を含め、9時から17時とする。

6　前項にかかわらず、教育職員は、学長の承認を得て、授業担当など業務の都合により4週間を平均した1週当たりの実働時間が38時間30分を超えない範囲で勤務時間を変更することができる。

7　教育職員は、毎年度勤務割表を学長に提出し、承認を得なければならない。

8　学長は、業務の都合により第5項に定める時間帯の始業および終業の時刻を変更することができる。

(勤務間インターバル)

第16条の2　管理職を除く事務系職員については、1日の勤務終了後、つぎの勤務の開始までに少なくとも、11時間の継続した休息時間(以下、「インターバル時間」という)を設けるものとする。

2　前項のインターバル時間の満了時刻が、つぎの勤務の所定始業時刻におよぶ場合は、当該勤務日の始業時刻を、30分単位でインターバル時間の満了時刻以降まで繰り下げるものとし、終了時刻も同様に繰り下げる。

3　前2項にかかわらず、天災、事件、事故その他不測の事態におけるやむを得ない場合に

おいて、総務部長が特に許可したときは、この限りでない。

(校外研修日)

第17条　教育職員が勤務の日に学外で研修しようとするとき、または第33条により承認を得た学外での兼職に従事しようとするときは、あらかじめ学長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、出勤簿または出退勤簿への記録をもって事後に承認を求めることができる。

2　理事長は、授業に支障のない時期において事務職員、医療職員、技能職員および用務員(以下「事務系職員」という)に出勤を要しない校外研修日を与えることができ、その適用については、事務系職員の校外研修日に関する内規に定める。

3　校外研修日は、勤務したものとみなす。

(休憩時間)

第18条　事務系職員の休憩時間は、11時30分から12時30分までとする。

2　教育職員の休憩時間は、授業間隔時および昼食時を合計した1時間とする。

3　理事長は、業務の都合により第1項に定める時間帯の開始および終了時刻を変更することができる。

(休日)

第19条　職員の休日は、つぎのとおりとする。

イ　日曜日(法定休日)

ロ　国民の祝日に関する法律に規定する休日

ハ　12月29日から翌年1月3日まで

ニ　学園創立記念日(10月30日)

2　事務系職員については、2週のうち1回の土曜日を休日とする。

(休日振替)

第20条　上長は、業務の都合により、前条の休日をあらかじめ定めた他の日に振り替えることができる。

2　前項の振替を行うにあたっては、振替休日を指定し、前日までに当該職員に通知するものとする。

(時間外勤務および休日勤務)

第21条　上長は、業務の都合により勤務時間を超え、または休日に勤務を命じることができる。

2　前項の時間外勤務および休日勤務において、労働者の過半数を代表する者と協定を締結

し労働基準監督署に届け出たときは、1日の実働時間が8時間を超える時間外勤務、または労働基準法第35条に定める休日の勤務を命じることができる。

(災害対策等による勤務)

第22条　災害その他避けることのできない理由によって臨時の必要があるとき、理事長、学長は、職員の勤務時間を延長し、または休日に勤務させることがある。

(年次有給休暇)

第23条　採用初年度の職員には、採用された月によって、当該年度内につぎのとおり年次有給休暇(以下「年休」という)を与える。1月以降に採用された職員には、その年度内に年休を与えない。

4月～9月採用　10日

10月～12月採用　5日

2　採用2年度目以降の職員には、前年度における勤務月数により当該年度内につぎのとおり年休を与える。

11カ月以上　20日

11カ月未満　19日

10カ月未満　18日

9カ月未満　17日

8カ月未満　16日

7カ月未満　15日

6カ月未満　14日

5カ月未満　13日

4カ月未満　12日

3　前項の勤務月数の算出において、第25条第1項、第27条、第28条および第44条に該当する場合は、出勤したものとみなす。

4　当該年度中受けることができなかった年休は、1年に限り20日を限度として次年度に繰り越すことができる。

5　年休の単位は1日または半日とし、半日年休は、当該出勤日の前半または後半に必要勤務時間の半分の時間について勤務する。

6　労使協定に基づき、前項の年休の日数のうち、1年について5日の範囲内で、次により時間単位の年次有給休暇(以下「時間単位年休」という)を付与する。

イ　時間単位年休付与の対象者は、事務系職員とする。

ロ　時間単位年休を取得する場合の、1日の年休に相当する時間数は、年間の所定労働時間の1日あたりの平均時間(1時間未満を切り上げ)とする。

a　所定勤務時間が7時間を超え8時間以下の者は8時間

b　所定勤務時間が6時間を超え7時間以下の者は7時間

c　前号の所定勤務時間より少ない者は、前号の時間を繰り下げて読み替える。

ハ　時間単位年休を取得できる単位時間は、1時間、2時間、3時間とし、当該出勤日の前半または後半に時間分まで取得でき、残りの時間について勤務する。

ニ　前号の時間単位年休は、半日年休と組み合わせて取得することができる。ただし、当該出勤日の所定勤務時間の全てを時間単位年休として取得することはできない。

ホ　時間単位年休に対して支払われる賃金は、通常の賃金を基に計算する。

ヘ　上記以外の事項については、前項の年休と同様とする。

7　年休を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式により上長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に承認を求めることができる。

8　職員が請求した時季に年休を与えることが業務の正常な運営を妨げるときは、上長は、他の時季に変更させることができる。

(病気休暇)

第24条　職員が業務上によらない傷病のため連続して7日以上の療養を必要とし、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第6条に定める期間の範囲内で、必要最小限度の期間について病気休暇を与える。

2　病気休暇を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式に病気であることを証明する医師の診断書を添えて理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に請求することができる。

3　病気休暇から復職する際には、医師の診断書を添えて職場復帰願を提出するものとする。

4　病気休暇期間中の給与は、広島国際大学給与規定に定める。

(復職支援)

第24条の2　前条の病気休暇による療養期間が1カ月を超えたとき、必要に応じて理事長は円滑な職場復帰を支援するための措置(以下「復職支援」という)を講じることができる。

2　復職支援に関する手続その他必要な事項については、復職支援に関する取扱要項に定める。

(産前産後休暇)

第24条の3　職員が出産するとき、法令に従いつぎのとおり産前産後休暇を与える。

イ　女性職員が6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定のとき　出産の日までの申し出た期間

ロ　女性職員が出産したとき　出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く)

2　産前産後休暇の期間は、勤続期間に算入し、給与は広島国際大学給与規定に定める。

(特別休暇)

第25条　職員には、つぎに掲げる特別休暇を与える。

イ　慶弔休暇

a　職員の父母、子または配偶者が死亡したとき　5日間のうち必要な日数

b　職員の祖父母、兄弟姉妹または配偶者の父母が死亡したとき　3日間のうち必要な日数

c　職員が結婚するとき　挙式の日を含む連続する5日間のうち必要な日数

ロ　生理休暇

女性職員で生理日の就業が著しく困難なとき　必要日数

ハ　削除

ニ　通院休暇

女性職員が、母子保健法の規定による保健指導または健康診査を受けるとき　1回につき1日以内で必要と認める時間

妊娠23週まで　4週に1回

妊娠24週から35週まで　2週に1回

妊娠36週から出産まで　1週に1回

ただし、医師等の特別の指示があった場合は、この限りでない。

ホ　看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、病気または負傷したその子の世話をするとき、以下の範囲で申し出た日数

a　小学校就学前の子が1人であれば年5日

b　小学校就学前の子が2人以上であれば年10日

ヘ　介護休暇

要介護状態にある家族の介護をする職員が、その家族の世話をするとき、以下の範囲で申し出た日数

a　要介護状態の家族が1人であれば年5日

b　要介護状態の家族が2人以上であれば年10日

ト　災害休暇

地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められるとき　理事長が必要と認める期間

チ　公用休暇

a　選挙権その他の公民としての権利を行使するとき　理事長が必要と認める期間

b　裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭するとき　理事長が必要と認める期間

リ　永年勤続休暇

第37条イ号に基づく表彰を受けたとき

15年勤続表彰　3日以内

30年勤続表彰　5日以内

2　特別休暇を受けようとするときは、つぎのとおりとする。

イ　あらかじめ所定の様式により理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に承認を求めることができる。

ロ　前項の特別休暇のうち、慶弔休暇、生理休暇、災害休暇および公用休暇については、半日単位で取得できるものとし、半日休暇の場合は、当該出勤日の前半または後半に必要勤務時間の半分の時間について勤務する。

ハ　前項の特別休暇のうち、看護休暇、介護休暇については、半日単位または時間単位で取得できるものとし、半日休暇の場合は、当該出勤日の前半または後半に必要勤務時間の半分の時間について勤務し、時間単位休暇の場合は、取得できる単位時間は、1時間、2時間、3時間で、当該出勤日の始業の時刻から連続する、または終業の時刻まで連続する休暇取得を可能とし、残りの必要勤務時間について勤務する。

3　前項により特別休暇の請求があった場合、理事長は、必要により証明書類の提出を求めることができる。

(特別休暇期間中の給与等)

第26条　特別休暇の期間は、勤続期間に算入する。

2　特別休暇の期間は、広島国際大学給与規定により特に定められた場合を除き、給与を支給する。

(育児休業)

第27条　職員の育児休業、育児短時間勤務、育児のための所定外勤務の免除ならびに時間外勤務および深夜業の制限等については、育児休業規定に定める。

(介護休業)

第28条　職員の介護休業、介護短時間勤務、介護のための所定外勤務の免除ならびに時間外勤務および深夜業の制限等については、介護休業規定に定める。

(妊娠中および出産後の就業)

第29条　妊娠中の職員から申出があったときは、他の軽易な業務に転換させる。

2　妊娠中の職員から申出があったときは、時間外勤務および休日勤務をさせない。

3　妊娠中および出産後1年以内の女性職員が、母子保健法の規定による保健指導または健康診査に基づく指導事項を守るため、申出があったときは、第16条第3項または第5項に定める勤務時間帯の始業および終業の時刻を変更するなどの措置を講じるものとする。

第4章　服務規律

(出退勤)

第30条　職員は、出退勤の際、遅滞なく所定の方法により出退勤の事実を記録しなければならない。

(欠勤)

第31条　職員が欠勤しようとするときは、あらかじめ理事長に欠勤届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ提出できなかったときは、遅滞なく提出しなければならない。

(身上の届出)

第32条　職員は、履歴事項、住所、家族の異動等身上に関する異動があったときは、速やかに学長に届けなければならない。

(兼職)

第33条　職員は、学園以外の職務に従事しようとするときは、兼職に関する取扱要項の定めるところにより、あらかじめ理事長または理事長の委任を受けた学長の承認を得なければならない。

2　教育職員が、非常勤講師として学園以外の職務に従事するときは、学園が設置する各学

校での授業担当時間数の3分の1を超えてはならない。

(禁止事項)

第34条　職員は、つぎに掲げる行為をしてはならない。

イ　職務上の地位を利用して金品を受領し、または自己の利益を図ること

ロ　職務上の権限を越えて、または権限を濫用して、専断的な行為をすること

ハ　職務上知り得た秘密を漏らし、または学園の不利益となるおそれのある事項を他に告げること

ニ　その他、学園の行動規範に反する行為をすること

第5章　給与、退職金

(給与)

第35条　給与については、広島国際大学給与規定に定める。

(退職金)

第36条　退職金については、広島国際大学退職金規定に定める。

第6章　表彰、懲戒

(表彰)

第37条　職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、表彰することができる。

イ　永年にわたって誠実に勤務し、その勤務成績が優秀で他の模範となるとき

ロ　業務で功績のあったとき

ハ　国家または社会的に功績があり、学園の名誉となるべき行為のあったとき

ニ　学園の災害を未然に防止し、または非常の際功労のあったとき

ホ　その他前各号に準じる表彰に値する行為のあったとき

2　前項の施行につき必要な事項は、表彰内規に定める。

(懲戒の理由)

第38条　職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、懲戒処分をすることができる。

イ　正当な理由なく無届け欠勤が14日以上に及んだとき

ロ　出勤が常でなく勤務成績が著しく悪いとき

ハ　重要な履歴を偽ったとき

ニ　第33条に定める承認を受けずに学園以外における職務に従事したとき

ホ　素行不良で、職員としての体面を汚し、または刑事上の罪に該当するような行為をしたとき

ヘ　しばしば懲戒処分を受けたにもかかわらず、改めないとき

ト　学園の経営、教育方針に反した行為により、学園の名誉を傷つけ、または学園に迷惑を及ぼしたとき

チ　人権侵害の防止に関する規定第2条に定める人権侵害行為により、職場の秩序を乱し学園の職員または学生の、人権を侵害したとき

リ　第4条に定める遵守義務および第34条に定める禁止事項に違反したとき

(懲戒の種類)

第39条　懲戒は、譴責、減給、出勤停止、降格、停職、諭旨退職および懲戒解雇とし、その方法は、つぎのとおりとする。

イ　譴責は、始末書をとり将来を戒める。

ロ　減給は、始末書をとり、給与の一部を一定期間減額する。この場合、1回の違反行為に対して、平均賃金の1日分の半額を超えず、総額が1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えないものとする。

ハ　出勤停止は、始末書をとり、1カ月以内の期間を定めて出勤を停止し職務に従事させない。出勤停止期間中の給与は、支給しない。

ニ　降格は、始末書をとり、任用規定に定める降任、役職の解任のいずれかを行う。ただし、懲戒事由により、両方を併せて行うことがある。

ホ　停職は、始末書をとり、1年以内の期間を定めて出勤を停止し職務に従事させない。停職期間中は、職員としての身分を保有するが、給与は支給しない。

ヘ　諭旨退職は、本人を説諭の上退職届を提出させる。これに応じない場合は、30日前に予告するか、30日分以上の平均賃金を支払って解雇する。

ト　懲戒解雇は、予告期間を設けないで即時解雇し、退職金を支給しないこととし、労働基準監督署の認定を得た場合は、予告手当も支給しない。

2　職員が学園に損害を与えたときは、懲戒されることによって損害の賠償を免れることはできない。

(懲戒の手続)

第40条　職員が第38条に定める懲戒の理由に該当すると認められるとき、理事長は、その都度、懲戒委員会を設ける。

2　理事長は、前項による懲戒委員会の答申を踏まえ、理事会の議を経て、懲戒処分を決定する。

3　懲戒委員会については、懲戒委員会規定に定める。

第7章　安全衛生

(保安)

第41条　職員は、防火・防災・防犯に努め、学生生徒・職員の人身および学園の財産の保護および安全保持に努めなければならない。

(健康診断)

第42条　職員は、毎年定期に広国大が実施する健康診断を受けなければならない。

(就業の禁止)

第43条　職員が法定伝染病、精神障害または勤務することにより病状が悪化するおそれのある疾病にかかったとき、理事長は、医師の意見を聴き就業を禁止することができる。

2　職員は、家族または同居人が法定伝染病にかかったとき、またはその疑いがあるときは、直ちにその旨を理事長に届け出てその指示を受けなければならない。

第8章　災害補償

(業務上の傷病)

第44条　業務上もしくは通勤により負傷し、または疾病にかかり、療養のために勤務することができない場合で、労働者災害補償保険法(以下「労災法」という)による認定をうけたときは、公傷病休暇とする。

2　第25条第2項および同条第3項の規定は、公傷病休暇の場合について準用する。

3　公傷病休暇の原因となる傷病が治癒したときは、速やかに復職しなければならない。

(法律に基づく補償)

第45条　公傷病休暇期間中は、労働基準法および労災法の定めによる補償を行う。

(公傷病休暇中の給与等)

第46条　公傷病休暇の期間は、勤続期間に算入する。

2　公傷病休暇期間中の給与については、広島国際大学給与規定に定める。

(労災認定に準じた取扱い)

第47条　傷病が労災法による業務上傷病としての認定が得られなかった場合であっても、業務上の傷病と認めることが妥当と理事会が判断した場合は、前3条に準じた取扱いをすることができる。

第9章　その他

(規則の改廃)

第48条　この規則の改廃は、労働組合の意見を聴き、理事会の議を経て理事長が行う。

付　則

1　この規則は、1998年4月1日から施行する。

2　この改正規則は、2023年4月1日から施行する。

3　この規則に解釈上または運用上の疑義が生じた場合、理事会がこれを解明する。

○任用規定

第1章　総則

(目的)

第1条　この規定は、学園に勤務する職員の任用に関する基準と手続を定め、もって任用の公正を図ることを目的とする。

(任用の原則)

第2条　任用にあたっては、採用試験、勤務の成績、職務能力もしくは技能、健康状態その他の実証または認定された事実に基づいて、公正に取り扱わなければならない。

(定義)

第3条　この規定において任用とは、採用、格付、昇任、降任、転任および転換をいう。

2　採用とは、つぎの各号のいずれかに該当するものをいう。

イ　職員でない者を新たに職員に任命すること

ロ　定年に達し退職した者を改めて職員に任命すること

ハ　第7条第1項各号の職員を同条第1項の他の号の職員に任命すること

3　格付とは､採用した専任の職員について職種別の職階または資格を決定することをいう。

4　昇任とは、専任の職員について第8条第2項に定める職種を変更しないで、現に任用している職階または資格から上位の職階または資格に進めることをいい、降任とは現に任用している職階または資格から下位の職階または資格に変更することをいう。

5　転任とは、専任の職員の職種等を変更して格付することをいう。

6　転換とは、労働契約法第18条ならびに同法の特例に関する法律に基づき、有期雇用の職員を期間の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という)の職員として任用することをいう。

(任用の計画)

第4条　学校長は、あらかじめ教育系職員の任用計画を立案し、理事長の承認を得なければならない。

2　事務系職員の任用計画は、総務部長がこれを立案し、理事長の承認を得なければならない。

3　臨時要員の任用計画は、学園本部においては総務部長が、各設置学校においては事務局長(中学校および高等学校においては事務長)が、原則として承認された臨時要員人件費予算の範囲内で計画しなければならない。

(任用の決定)

第5条　職員の任用は、理事会の定めるところにより理事長が決定する。

(任用の発令)

第6条　理事長は、任用を決定したとき、告示、本人への辞令交付または雇用条件の通知を行う。

2　前項にかかわらず、非常勤講師に委嘱する授業担当科目および時間数は学校長が通知する。

第2章　職員の区分

(職員の区分)

第7条　職員の区分は、つぎのとおりとする。

イ　専任の職員

ロ　特任の職員

ハ　嘱託の職員

ニ　客員の職員

ホ　非常勤の職員

ヘ　臨時要員

2　前項ロ号からヘ号の職員のうち、無期労働契約に転換した者については、無期雇用の職員として任用する。

3　学園以外に本務を有する者は、専任の職員に採用することができない。

(専任の職員)

第8条　専任の職員は、兼職を許可されまたは特に認められたもののほかは、その勤務時間および職務能力を教育・研究および学校運営の目的達成のために尽くさなければならない。

2　専任の職員は、教育系職員および事務系職員に分け、それぞれの職種はつぎのとおりとする。

イ　教育系職員の職種

教育職員、研究職員、技術職員

ロ　事務系職員の職種

事務職員、医療職員、技能職員(運転手、工作員)、用務員(校員)

3　教育系職員には、つぎのとおり職階または資格を設け、任用の際に格付ける。

イ　教育職員の職階

大学院教授、大学院准教授、大学院講師

大学教授、大学准教授、大学講師

中学校教諭、高等学校教諭

ロ　研究職員の資格　特別研究員、研究員1級、研究員2級

ハ　技術職員の資格　技師1級、技師2級、技師3級

4　事務系職員のうち事務職員および医療職員を、つぎのとおり区分し、資格を設定して任用の際に格付ける。

イ　事務職員

区分		資格
管理職		参事、副参事
一般職	総合職系列	主幹、主事、主事補
	専任職系列	専任職1級、専任職2級、 専任職3級、専任職4級
	エントリー系列	書記

ロ　医療職員

看護師1級、看護師2級、看護師3級

5　前項の系列および任用の基準等については、事務職員任用基準および医療職員任用基準に定める。

(特任の職員)

第9条　特任の職員は、専任の教育系職員に代わってそれに準ずる職務遂行が期待できるとき、雇用期間を付して教育職員または技術職員として採用する。

2　特任の職員には、つぎのとおり職階を設け、任用の際に格付ける。

イ　教育職員の職階

大学院特任教授、大学院特任准教授、大学院特任講師、大学院特任助教、大学院特任助手

大学特任教授、大学特任准教授、大学特任講師、大学特任助教、大学特任助手

中学校特任教諭、高等学校特任教諭

ロ　技術職員の職階

特任技師

3　特任の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、特任教員規定および特任教諭規定に定める。

(嘱託の職員)

第10条　嘱託の職員は、専任の事務系職員に代わってそれに準じる職務遂行が期待できるとき、事務系職員として雇用期間を付して採用する。

2　嘱託の事務系職員の職種は、つぎのとおりとする。

嘱託職員(事務職員、看護師、大阪工業大学ピアサポーター、高等学校実習助手、工作員、運転手、校員、校員補)

3　前2項のほか、校医、弁護士、弁理士等特定の専門領域について業務を委嘱する者を業務嘱託として採用することができる。

4　嘱託の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、嘱託職員就業規則および広島国際大学嘱託職員就業規則に定める。

(客員の職員)

第11条　客員の職員は、教育の充実または学術研究・共同研究の推進あるいは大学運営に対して貢献が期待できるとき、雇用期間を付して教育職員または技術職員として採用する。

2　客員の職員には、つぎのとおり職階を設け、任用の際に格付ける。

イ　教育職員の職階

大学院客員教授、大学院客員准教授、大学院客員講師

大学客員教授、大学客員准教授、大学客員講師

ロ　技術職員の職階

客員技師

3　客員の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、客員教員規定に定める。

(非常勤の職員)

第12条　非常勤の職員は、教育職員とし、学園が設置する各学校の非常勤講師として採用する。

2　非常勤講師は、つぎの各号のいずれかに該当するときに採用する。

イ　授業計画上、他の教育職員をもって充てることが困難なとき

ロ　専攻分野等から、専任の職員が得がたいとき

ハ　専任の教員に欠員が生じて授業計画に支障を来すとき

3　非常勤講師の採用の基準、手続等については、非常勤講師任用規定または広島国際大学非常勤講師任用規定に定める。

4　第1項の非常勤講師のほか、必要に応じて、ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)、ポスト・ドクター(PD)、テクニカル・サポーター(TS)およびスチューデント・アシスタント(SA)を採用することができる。

5　前項の職員の採用の基準、手続等については、それぞれ別に定める要項によるものとする。

(臨時要員)

第13条　臨時要員は、つぎの各号のいずれかに該当するときに日数を限って採用するものとする。

イ　緊急かつ臨時の業務を処理する必要が生じたとき

ロ　業務の繁忙期にあたり、専任および嘱託の職員のみで処理することが困難であるとき

ハ　特殊な業務で、専任および嘱託の職員では処理できないとき

ニ　臨時に欠員が生じ、または業務を担当する者が欠けたとき

2　臨時要員の採用手続等については、臨時要員に関する内規および広島国際大学臨時要員に関する内規に定める。

(無期雇用の職員)

第13条の2　無期雇用の職員の職種、職階、採用の基準および手続等は、雇用期間の定めを除いて転換前と同じとする。

(雇用期間)

第14条　特任の職員の雇用期間については、特任教員規定および中学校・高等学校特任教諭規定に定める。

2　嘱託の職員、客員の職員、非常勤の職員および臨時要員の雇用期間は1年以内とする。ただし、年度の途中で採用された者については、当該年度末までとし、年度を超えることはできない。

3　前項の者を翌年度更新の手続を行って再度採用することを妨げない。

4　学園の学生を嘱託の職員として採用する場合は、年度を超えた雇用期間を設けることができることとし、これについては、嘱託職員就業規則、広島国際大学嘱託職員就業規則および高等学校実習助手内規に定める。

第3章　採用

(採用の基準)

第15条　職員として採用される者は、職種および職階または資格ごとに求められる基準を

充足するとともに、私立の教育事業である学園にふさわしい識見を備えている者でなければならない。

2　職種および職階または資格の基準は、各大学・大学院の教員選考基準(規定)、任用基準等に定める。

(募集の方法)

第16条　職員の募集は、原則として公募とし、各学校のホームページ、一般新聞、学会誌等に掲載するなど適切な方法により学内外に告示するものとする。

2　前項にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当するときは、公募によらないことがある。

イ　大学・大学院の設置および学部・学科・研究科・専攻・課程の新増設に関する教員組織を構成するとき

ロ　専攻分野、特定の業務等の関係で人材が極めて得にくいとき

ハ　その他やむを得ないと理事長が認めたとき

(選考の方法)

第17条　選考は、資格審査を行ったうえで総合的に行う。

2　選考に必要な書類は、つぎのとおりとする。

イ　履歴書

ロ　教育・研究業績書(教育系職員に限る)

ハ　教育に対する抱負レポート(教育系職員に限る)

ニ　職務経歴書

ホ　健康診断書(適性または職務遂行能力を判断するうえで合理的かつ客観的にその必要がみとめられる場合のみ)

ヘ　最終学校の卒業(見込)証明書および学業成績証明書

ト　教員免許状等職務に必要な資格取得を証明するもの

3　前項にかかわらず、採用職種等によっては書類を追加または省略することがある。

(資格審査)

第18条　資格審査とは、本人の経歴等から判断される能力が、当該職種、職階または資格に適合するかを審査することをいう。

2　教育系職員の採用候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、学校長が行う。

3　事務系職員採用候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、理事長が行う。

4　資格審査は、つぎの各号の一以上を併せて行うものとする。

イ　書類審査

ロ　面接試験

ハ　筆記試験

ニ　適性検査

ホ　実技試験、模擬授業

第19条　削除

(採用の決定)

第20条　職員の採用は、資格審査を経た候補者のうちから、つぎの各号に基づいて総合的に決定する。

イ　この規定その他所定の手続に従って選考されたか

ロ　法令および学園規定に定める基準に合致しているか

ハ　本人の能力、適性、健康状態等が学園の勤務に耐えられるか

ニ　人格・識見等が教育事業の職員にふさわしいか

ホ　学園の目的、建学の精神、運営方針から見て適任か

第4章　昇任・降任・転任・転換

(昇任)

第21条　専任の職員で、現に任用している職階または資格より上位の職階または資格に求められる基準に達した者については、これを昇任させることができる。

2　資格および職階の基準は、各大学・大学院の教員選考基準(規定)、任用基準等に定める。

(昇任の選考)

第22条　選考は、昇任候補者について資格審査を行ったうえ、総合的に行う。

2　教育系職員の昇任候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、学校長が行う。

3　事務系職員の昇任候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、理事長が行う。

4　資格審査は、つぎの各号の一以上を併せて行うものとする。

イ　教育・研究・大学運営に係る業績評価(教育系職員)

ロ　人事評価

ハ　筆記試験

ニ　面接試験

ホ　実技試験

ヘ　その他職務遂行能力を客観的に判断できる資料

5　必要により健康診断を行うことがある。

(昇任の決定)

第23条　昇任は、資格審査を経た候補者のうちから第20条の定めを準用して総合的に決定する。

(特別昇任)

第24条　専任の職員が生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、または心身障害者となるに至ったとき、理事長は学校長等の申請に基づき前3条によらないで昇任させることがある。

2　現に任用されている職階または資格から上位の職階または資格に任用されるに必要な経過年数は不足するが、当該職階または資格に要求される基準を十分に充足し、かつ勤務成績が優秀な者について、理事長は、学校長等の申請に基づき特別に昇任させることがある。

(降任)

第25条　専任の職員が現に任用されている職階または資格の基準を真に充足していないと判断されるとき、理事長は、学校長等の申請に基づき降任させることがある。

(転任)

第26条　業務の都合により、理事長は、学校長等の意見を聴いて職員の職種変更を命じることがある。

(転換)

第27条　有期雇用の職員の労働契約が更新され、労働契約法第18条ならびに同法の特例に関する法律に定める通算年数を超えたとき、当該職員から申込みがあった場合は、無期労働契約に転換するものとする。

第5章　雑則

(規定の改廃)

第28条　この規定の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

付　則

1　この規定は、昭和50年4月1日から施行する。

2　この改正規定は、2023年4月1日から施行し、同日以降に任用する職員の任用手続き時から適用する。

○特任教員規定

(趣旨)

第1条　この規定は、任用規定第9条に定める特任の職員(以下「特任教員」という)の資格、雇用期間、給与等について定める。

2　前項にかかわらず、中学校特任教諭および高等学校特任教諭については、中学校・高等学校特任教諭規定に定める。

(定義)

第2条　特任教員は、雇用期間を定めて任用する者であって、本学園が設置する大学において、専任教員と同様に専ら教育・研究・大学運営に従事する者、または特に任じられた職務を行う者をいう。

(資格)

第3条　特任の教育職員は各大学・大学院の教員選考基準(規定)に定める大学教員の資格を、特任の技術職員は技術職員任用基準に定める資格を有し、かつ、心身共に健全な者でなければならない。

2　採用年度の前年度の末日において満65歳以上となる者を特任教員に採用することはできない。ただし、学長の申請に基づき理事長が特に認めたときは、この限りでない。

3　前項ただし書きの場合であっても、採用年度の前年度の末日において満70歳以上となる者を採用することはできない。

(雇用期間)

第4条　特任教員の雇用期間は、5年とする。ただし、年度の途中で採用する場合は、採用初年度を含めて5年度を超えて雇用することはできない。

2　教育遂行上の必要性があり、学長の申請に基づき理事長が認めた場合は、5年以内で別途雇用期間を設定する。

3　前2項にかかわらず、雇用期間は、労働基準法第14条に定める1回の労働契約期間の上限を超えることはできない。また、満70歳に達する年度末を越えて雇用期間を設定することはできない。

4　各設置大学の教育研究上特に必要と認められる場合は、通算10年(特任技師は5年)を限度に2回まで雇用契約(以下「契約」という)を更新することができる。

5　前項の更新は、つぎの基準により判断する。

イ　勤務成績および勤務態度

ロ　勤務に耐えうる心身の状態

ハ　職務を遂行する能力

ニ　教育研究上の業績

ホ　大学運営上の貢献度

ヘ　担当科目のカリキュラム編成上の必要性

ト　従事している職務の量的・人的必要性

チ　学園の経営状況

6　第4項にかかわらず、つぎの各号のすべてに該当し、かつ理事長が特に認めた場合は、10年(特任技師は5年)および2回を超えて契約を更新することがある。

イ　過去10年(特任技師は5年)の勤務成績が極めて優秀であること

ロ　教育研究上特に必要であり、かつ余人をもって替えがたいと認められること

ハ　心身ともに健康であること

(雇用期間の定めのない特任教員への転換)

第4条の2　前条に定める雇用期間が通算して10年(特任技師は5年)を超えた場合、現に契約している雇用期間が満了する日までに、当該満了する日の翌日を始期とする期間の定めのない契約の締結を申し出ることができる。

2　前項にかかわらず、契約と契約の間に労働契約法第18条第2項に定める空白期間が同項の定める期間以上にあるとき、空白期間以前の契約は、通算の雇用期間に算入しない。

3　第1項の申出は、所定の様式によるものとし、現に契約している雇用期間が満了する3カ月前までに理事長に提出しなければならない。

4　所定の要件を備えた前項の申出があったとき、当該特任教員を雇用期間の定めのない特任教員(以下「無期雇用特任教員」という)として採用する。

(無期雇用特任教員の労働条件)

第4条の3　無期雇用特任教員の労働条件は、雇用期間の定めを除いて従前のとおりとする。

2　前項にかかわらず、無期雇用特任教員が担当する授業科目、担当時間数および担当曜日時限(以下「授業科目」という)については、前年度と同じ授業科目等が保証されるものではなく、当該年度のカリキュラム編成や学生数等に基づき、毎年度学長が決定する。

3　無期雇用特任教員として採用するとき、授業科目等以外の労働条件は、労働契約法第7条の定めるところによる。

4　期間の定めのない契約期間中の労働条件の変更は、労働契約法第10条の定めるところ

による。

(無期雇用特任教員の解雇)

第4条の4　無期雇用特任教員が、第4条の6第2項各号のいずれかに該当する場合は、理事長は、30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給して解雇することができる。

(無期雇用特任教員の定年等)

第4条の5　無期雇用特任教員の定年年齢は満65歳とし、定年年齢に達した年度末に退職するものとする。

2　前項にかかわらず、無期雇用特任教員に採用された年度の4月1日時点で満65歳以上となる者の定年年齢は満70歳とし、定年年齢に達した年度末に退職するものとする。

(雇用契約の解約)

第4条の6　特任教員が、雇用期間の満了前に退職しようとする場合は、病気等やむを得ない事情があるときを除き、原則として2カ月前までに書面により申し出なければならない。

2　特任教員が、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、雇用期間中であっても雇用契約を解約することがある。

イ　採用時に提出した書類の記載に偽りがあるとき

ロ　心身の故障により、職務に耐え得ないと認められるとき

ハ　勤務成績が悪く、教員としての適格性を欠くと認められたとき

ニ　学校法人常翔学園就業規則に定める懲戒の理由に該当する行為があったとき

ホ　学園の経営上やむを得ない理由があるとき

(就業規則等規定の適用・準用)

第5条　特任教員には、学校法人常翔学園就業規則のうち、第5条、第11条から第13条、第33条および第34条(広島国際大学に採用された者にあっては、広島国際大学就業規則のうち、第5条、第11条から第13条、第35条および第36条)を除き、これを準用する。

2　前項にかかわらず、学校法人常翔学園就業規則第16条から第27条および第31条(広島国際大学就業規則にあっては、第16条から第29条および第33条)までに定める勤務については、任じられる職務に応じて個別に設定し労働契約において定める。

3　特任教員には、特に定めのあるものを除いて、学園の規定を適用または準用する。

(支給する給与)

第6条　特任教員には、本俸(ライフプラン拠出金を含む。以下同じ)、役職手当、通勤手当および学内出講料を支給する。

(本俸)

第7条　本俸は年俸(ライフプラン拠出金を含む。以下同じ)とし、別表第1特任教員年俸表および別表第2または別表第3の年俸適用基準により支給する。ただし、学校長の申請にもとづき理事長が特に認めたときは、別途年俸額を定めることができる。

2　年俸のうち、年間330,000円(月額27,500円)をライフプラン拠出金とする。

3　特任教員はライフプラン拠出金を学園が指定する確定拠出年金の掛金として拠出することができる。

4　その他のライフプラン拠出金に関することは、ライフプラン拠出金規定に定める。

(役職手当)

第8条　役職手当は、学園の役職を命じられた者に、役職手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学役職手当支給規定)により支給する。

(通勤手当)

第9条　通勤手当は、学園に勤務するために交通機関等を利用し経費を要する者に、通勤手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学通勤手当支給規定)により支給する。

(学内出講料)

第10条　特任の教育職員には、別表第4学内出講料支給基準に基づき学内出講料を支給する。

(授業担当責任時間)

第11条　特任教員のうち別表第1特任教員年俸表1号俸適用者(技術職員を除く)には、専任教員の授業担当時間に関する規定を準用して授業担当責任時間を設定する。

2　前項にかかわらず、学校長は、教育研究の遂行上これを準用せず、別途、職務を命じることができる。

(規定の改廃)

第12条　この規定の改廃は、各学校長の意見を聴き、理事長が行う。

付　則

1　この規定は、2010年4月1日から施行する。

2　昭和40年1月16日制定の特任教授規定および昭和40年3月31日制定の特任教授給与内規、1997年3月25日制定の広島国際大学特任教授規定および1997年3月25日制定の広島国際大学特任教授給与内規は、廃止する。

3　この改正規定は、2023年4月1日から施行し、2023年度に採用する者については、採用手続時から適用する。

4　2013年3月31日以前に締結または更新した契約については、当該雇用期間を第4条の2第1項に定める雇用期間の通算に含まない。

別表第1

特任教員年俸表

職階		1号俸	2号俸	3号俸
教育職員	特任教授	9,000,000円	5,500,000円	3,000,000円
	特任准教授	7,000,000円	4,500,000円	2,500,000円
	特任講師	6,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
	特任助教	5,500,000円	3,500,000円	2,500,000円
	特任助手	4,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
技術職員	特任技師	5,000,000円	3,500,000円	2,500,000円

備考　ライフプラン拠出金年間330,000円(月額27,500円)を含む。

別表第2

特任の教育職員の年俸適用基準

号俸	適用基準
1号俸	専任と同様の職務貢献が期待できる者
2号俸	専任の3分の2以上の職務貢献が期待できる者
3号俸	専任の3分の1以上の職務貢献が期待できる者

注：大学院在学中の者を特任助手に採用する場合の年俸は3号俸を適用する。

別表第3

特任の技術職員の年俸適用基準

職員	適用基準
技術職員	技術職員任用基準に定める技師1級相当者を1号俸、技師2級相当者を2号俸、技師3級相当者を3号俸とする。

別表第4

学内出講料支給基準

対象者	支給基準
1号俸適用者	授業を担当すべき時間については、専任教員の授業担当時間に関する規定を準用し、学内出講料支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定)により学内出講料を支給する。
2号俸3号俸適用者	週当たりの授業時間数が6時間を超える者に対して、学内出講料支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定)を準用して学内出講料を支給する。

学内特別研究助成制度の概要

２０２２年度広島国際大学「特別研究助成制度（若手研究者助成タイプ）」募集要領

若手研究者の研究力向上・大学の質向上の観点から、文部科学省・日本学術振興会の実施する科学研究費助成制度への採択を若手研究者の登竜門と捉え、当該研究者の科学研究費助成制度への申請を目的とした助成制度です。

助成する研究課題は、申請書の一次審査（研究開発推進委員会）ならびに決定審査（学長及び研究支援・社会連携センター長）によって決定されますので、下記要領のとおり既定様式の申請書を期限厳守で提出願います。

記

1. 提出書類　２０２２年度　広島国際大学「特別研究助成制度（若手研究者助成タイプ）」申請書・・・１部【両面印刷】

※必ずプリントアウトのうえ、提出ください。

※様式を改変して作成された場合や記入ルールに反しての記載は審査に付されませんので留意ください。罫線のずれ等は調整ください。
なお、使用する端末により様式のずれが発生する場合がありますので、必ず事前にＰＤＦデータにて様式を確認ください。

２．助成の対象　本学に在籍する教育系常勤職員のうち、助手・助教・講師職又は２０２２年４月１日現在で博士の学位を取得後８年未満の者及び２０２２年４月１日現在で３９歳以下の博士の学位を未取得者が行う研究課題が対象です。

なお、２０２２年４月１日までに博士の学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後８年未満となる者が行う研究課題も含みます。

※当該年度において任期満了予定の者は申請可能であるが、常勤ではない客員教員、嘱託教員、非常勤教員ならびに研究員及び本募集公示日以降に正式採用された教育系職員は助成の対象外です。

※当該年度において文部科学省・日本学術振興会の科学研究費に研究代表者として採択された者（継続者を含む）、２０２０年度以降若手研究者助成タイプへ２回交付された者は、申請対象外です。

※当該年度および次年度退職（自己都合・定年）を予定されている場合は、申請を認めることができない。

※自己都合により年度途中で退職となる場合は、交付金額の一部又は全額を返金いただく場合があります。

３．助成金額　　１件当たり上限２０万円

※なお､当該年度において任期満了予定の者は本制度予算総額の残額より助成額を確定することとし、１件当たり上限１０万円までです。

４．申請書の提出期限　　２０２２年5月6日（金）１７：００迄【厳守】

５．申請書の提出先　　研究支援・社会連携センター

６．審査結果の発表　　２０２２年6月１３日（月）　※採択者へ通知します。

※助成金は２０２２年6月末頃より執行可能とし､執行に当たっては「予算執行規定」､「物品購入規定」などの学園規定を適用します。

７．審査等について

（１）審査の基本方針・申請・採択後条件等

① 採択年度内に公募される文部科学省または日本学術振興会科学研究費助成制度へ申請していただきます。

※常勤教員において、当該年度および次年度に自己退職をする者、または、任期満了までに途中退職する者が、交付金を受給した場合、交付金額の一部又は全額の返金いただく場合があります。

※当該年度において文部科学省･日本学術振興会の科学研究費に研究代表者として採択された者（継続者を含む)、２０２０年度以降若手研究者助成タイプへ過去２回交付された者は、申請対象外です。

② 研究組織の編成は認めません｡本制度における申請は必ず単独にて申請してくだい。

③ 広島国際大学特別研究助成制度（研究課題醸成タイプ）との重複申請は認めるが、本タイプと両方採択された場合は、本タイプは辞退してください。

④ 採択された研究課題は、学内の研究報告会やイノベーション・ジャパン（JST主催）などの産学官連携イベントへの参加を要請する場合は､応じていただきます。

（２）審査の方法

Ⅰ．一次審査

提出された申請書を下記の【基本評定要素】､【特別評定要素】について研究開発推進委員会委員により審査します。

【基本評定要素】

（１）研究目的が具体的かつ明確であるか（申請書の「研究目的」欄）

（２）研究計画が適切であるか（申請書の「研究計画・方法」､「研究経費（費目)」欄）

【特別評定要素】

（１）独創性ほか、特段の理由があり是非とも採択すべきもの

Ⅱ．決定審査

一次審査の評点ならびに応募状況等を勘案して、学長および研究支援･社会連携センター長により研究課題の採択ならびに研究費配分額を決定します。

８．補足事項

（１）助成する研究期間は１年以内とし、同一人に対して同一の課題で引き続き２年以上の助成は行いません。

（２）研究代表者は、研究期間終了後、速やかに研究報告書を提出頂きます。

（３）研究協力者の同意や社会的コンセンサスを必要とする研究課題またはアンケート調査等を行う研究課題については、人権および利益の保護の取り扱いに十分配慮した研究計画を立案し、必要により学内外の倫理委員会へ付するものとします。

９．その他の留意事項について

（１）採択後、常勤教員においては当該年度および次年度に自己退職をする者、または、任期満了までに途中退職する者が、交付金を受給した場合、交付金額の一部又は全額の返金いただく場合があります。

（２）当該年度において、採択後、病気等でやむを得ず研究の続行が困難な場合は、当該本人等による研究廃止承認申請書を提出することにより学長がその理由等を鑑み、交付金額の金額返金の有無を判断とします。
※病気等の場合、添付資料として、医師の診断書を提出ください。

（３）採択された場合でも申請額が満額助成されない場合があります。申請に際しては、この点にご留意のうえ、申請くださいますようお願いいたします。満額助成されない場合、決定した助成額に基づく使用内訳を再度提出頂く予定です。
※但し、満額助成された場合は交付申請書に記載の内容に基づき予算編成を行いますので、申請書作成の際、計画的な申請額の編成に努めてください。

（４）提出いただく申請内容の経費を基に予算計上を行う都合から、採択後、決定した助成額に基づく経費使用計画の作成を再度依頼いたします。（但し、本計画は予算編成上使用する資料であり、各案件の執行そのものを決裁するものではありません。執行可否は稟議時に判断されることとなります。）　決定助成額に基づく経費使用計画を提出した後は、変更前に遅滞なく「流用申請明細書」を所属学部事務室へ提出することにより、交付する経費総額の５０％未満の範囲内で、研究支援・社会連携センター長の承認を得ることなく費目の変更することができます。
この額を超えて変更しようとする場合や未計上費目へ費目間流用しようとする場合には、『広島国際大学「特別研究助成金」執行計画変更申請書』により申請を行い、研究支援・社会連携センター長の承認を得なければなりません。但し、特別研究助成金使用ルール内【使用の制限】e)にある交付申請時に申請内容に含まれていない機器備品・人件費については、新規計上は認められません。（人件費については、再編成後の予算変動も認められません。）また、年度途中の執行計画変更申請書による新規計上も認められません。

（５）下記の目的のために行う申請は助成の対象となりません
a)既製の研究機器の購入のみを目的とする申請
b)他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする申請
c)商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする申請（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
【例：営利目的での申請】
d)業務として行う受託（委託）研究
【例：現在契約中の委託研究における資金充当を目的とした申請】

（６）研究の遂行に必要であっても、下記費目の経費は助成の対象となりません。
a)建物等の施設に関する経費
b)机、いす、複写機等、通常大学が備えるべき物品を購入する経費
c)助成事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
d)臨時要員（アルバイト）雇用以外の雇用関係（共同研究員の雇用等）が発生する経費
e)交付申請時に申請内容に含まれていない機器備品・人件費

（７）機器備品費を計上される場合は、助成事業終了後の維持費等も考慮のうえ、購入を検討ください。また、申請書「研究経費」欄へ必ず品名・型番を、記載した上、別紙『広島国際大学「特別研究助成」申請機器　構成等計画書』様式を作成し、カタログ等を添付してください。なお、特殊な備品の購入等は、本学登録業者が取扱えない場合があり、規定上購入できない恐れがありますので、事前に相談ください。

２０２２．４．１５　公示

広島国際大学　研究支援・社会連携センター

2022年度 広島国際大学「特別研究助成制度」（研究課題醸成タイプ）募集要領

一定の研究評価実績があり、且つ、社会へのブレークスルーとなるべく、本質的な課題を打ち破る革新的な解決策となる研究活動において、科学研究費助成事業採択への継続的な挑戦に対し支援を行うことで、広島国際大学における活発な研究活動の醸成を図ることを目的とした支援制度です。

助成する研究課題は、令和４年度に文部科学省・日本学術振興会科学研究費助成制度において、研究（申請）代表者であり、且つ、不採択ではあったものの、審査判定結果が「A」であった研究課題において無審査で学長によって交付額が決定されますので、下記要領のとおり期限厳守で提出願います。

記

１．提出書類　　①令和４年度科学研究費助成制度研究計画調書
※本制度用に改めて作成する必要はありません。科学研究費助成制度へ申請提出されたものをそのまま提出いただきます。
②当該年度科学研究費助成事業審査結果

２．助成の対象　　令和４年度に文部科学省・日本学術振興会科学研究費助成制度において、挑戦的研究（萌芽）の研究（申請）代表者であり、且つ、不採択ではあったものの、審査判定結果が「A」であった研究課題となります。
※原則、過去の科学研究費助成事業採択実績は加味しません。
※本助成制度の採択翌年度も継続して本学への常勤在職する必要があります。
※2022年度および2023年度退職を予定されている場合や2022年度末までに任期満了となる場合は、申請を認めることができませんので予めご了承ください。

３．助成金額　　１件500千円を上限とします。
（１課題あたり上限500千円）

４．申請書の提出期限　　2022年８月８日（月）～　2022年９月５日（月）13時【厳守】

５．申請書の提出先　　研究支援・社会連携センター
E-mail：HIU.Kenkyu@josho.ac.jp
※申請書類をPDFにし、メールにてご提出ください。
紙媒体での受付はいたしません。

６．審査結果の発表　　2022年９月20日（火）
※採択者へ通知します。
※助成金執行可能日は９月末頃を予定しております。
執行に当たっては「予算執行規定」、「物品購入規定」などの学園規定を適用します。

７．審査等について
（１）審査の方法

審　査：無審査制
決　定：交付の決定は学長により決定します。

（２）採択後条件等
①採択年度内に公募される文部科学省または日本学術振興会科学研究費助成制度へ、当該制度採択研究課題（但し、「課題名」は必ずしも同一である必要はない）にて必ず申請し、且つ、本助成制度の採択翌年度も本学へ常勤在職する必要があります。
※任期付き契約の場合、本助成制度の採択年度末に契約期間が満了となる場合は、申請の対象外となります。
※常勤在職しない場合は、原則、交付額全額を返金いただきます。
②採択された研究課題は、学内の研究成果報告会への出展や発表、イノベーション・ジャパン（JST 主催）などの産学官連携イベントへの出展要請や学内電子掲示板を活用した研究シーズの発信に係るデータ作成など依頼する場合があります。

８．補足事項
（１）助成する研究期間は 1 年以内とし、同一人に対して同一課題で引き続き 2 年以上の助成は行わないものとします。

（２）研究代表者は、研究期間終了後、速やかに研究報告書を提出いただきます。

（３）研究協力者の同意や社会的コンセンサスを必要とする研究課題またはアンケート調査等を行う研究課題については、人権および利益の保護の取り扱いに十分配慮した研究計画を立案し、必要により学内外の倫理委員会へ付す必要があります。

９．その他の留意事項について
（１）採択された場合でも提出した研究計画調書に記載の申請額を満額助成するものではありません。次年度科研費申請に向けた研究の持続性を保持するための支援制度であることを予めご了解ください。

（２）採択後、決定した助成額に基づく経費使用計画の作成を再度依頼いたします。（但し、本計画は予算編成上使用する資料であり、各案件の執行そのものを決裁するものではありません。執行可否は稟議時に判断されることとなります。）決定助成額に基づく経費使用計画を提出した後は、変更前に遅滞なく「流用申請明細書」を所属学部事務室へ提出し、所属学部事務室確認後、研究支援・社会連携センターへ回送することにより、交付する経費総額の 50％未満の範囲内で、研究支援・社会連携センター長の承認を得ることなく費目の変更をすることができます。
この額を超えて変更しようとする場合や未計上費目へ費目間流用しようとする場合には、『広島国際大学「特別研究助成金」執行計画変更申請書』により申請を行い、研究支援・社会連携センター長の承認を得なければなりません。但し、特別研究助成金使用ルール内【使用の制限】e)にある交付申請時に申請内容に含まれていない「機器備品・人件費」については、新規計上は認められません。（人件費については、再編成後の予算変動も認められません。）また、年度途中の執行計画変更申請書による新規計上も認められません。
※流用処理については、学内手続に時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

（３）下記の目的のために行う申請は助成の対象となりません。
ａ）既製の研究機器の購入のみを目的とする申請
ｂ）他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする申請

ｃ）商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする申請（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
【例：営利目的での申請】
ｄ）業務として行う受託（委託）研究
【例：現在契約中の委託研究における資金充当を目的とした申請】

（４）研究の遂行に必要であっても、下記費目の経費は助成の対象となりません。
ａ）建物等の施設に関する経費
ｂ）机、いす、複写機等、通常大学が備えるべき物品を購入する経費
ｃ）助成事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
ｄ）臨時要員（アルバイト）雇用以外の雇用関係（共同研究員の雇用等）が発生する経費
ｅ）交付申請時に申請内容に含まれていない機器備品・人件費

（５）機器備品費を計上される場合は、助成事業終了後の維持費等も考慮のうえ、購入を検討ください。なお、特殊な備品の購入等は、本学登録業者が取扱えない場合があり、規定上購入できない恐れがありますので、事前に相談ください。

以上

2022.8

社会学科地域創生学専攻　演習・実習授業と施設との概要

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
統計学演習 〔必修科目／1 単位〕	1・2 年次 （前期・後期）	統計学の基本を学び、数値データから平均、分散、標準偏差、偏差値などの統計量を算出する方法、度数分布表やヒストグラムによるデータの整理方法、2項分布や正規分布など様々な確率分布、正規母平均の点推定量、正規母集団の平均の区間推定量、分散既知の正規母集団の平均に関する検定、等について理解させる。本演習では、適切な練習問題を、人手による計算のみならず、場合によっては電卓やコンピュータによる方法で解かせることにより、上記の統計学の基本事項を修得させる。	呉キャンパス教室 情報処理演習室1、2 【1 号館 2 階】
スマートシステム演習Ⅰ 〔選択科目／1単位〕	2・3 年次 （前期・後期）	地域の高齢者・障がい者の社会参加を促す福祉用具・機器類、人間工学・感性工学に基づいて多くの人が使いやすく、また、使いたくなる機器やサービスの設計に重要な、コンピュータ技術を用いてアイディアを具現化するための設計・製作を体験する。本演習は、対面とオンラインを併用し、支援対象者の作業分析、AIを援用した姿勢分析、人間の心理的・生理的特性を理解するための実験と分析、3 次元 CAD による支援用具の設計と 3D プリンター等を用いた造形と評価を体験し、修得させる。	呉キャンパス教室 情報処理演習室1、2 【1 号館 2 階】
スマートシステム演習Ⅱ 〔選択科目／1単位〕	2・3 年次 （前期・後期）	地域での生活様式や産業の特性に応じた、効率の良い情報の収集、状況把握、分析、可視化を行うために必要な情報通信技術（ICT）の利活用方法を、演習作業を通して体験、修得させる。本演習では、基本知識の修得を目的とするオンデマンド学修と、利活用技術の修得を目指す対面学修とを併用し、データ取得のための各種センサ、マイクロコントローラ、データの無線収集を行う無線通信モジュールの使用方法、収集したデータのクラウド機能を応用した可視化方法、およびこれらのために必要なプログラミング技術を演習により修得させる。	呉キャンパス教室 情報処理演習室1、2 【1 号館 2 階】

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
スマートシステム実践演習 〔選択科目／2 単位〕	2・3 年次 （前期・後期）	本演習では、「スマートシステム演習Ⅰ」で修得した地域の高齢者・障がい者の社会参加を促す福祉用具・機器類、人間工学・感性工学に基づいた機器やサービスの具現化技術、および「スマートシステム演習Ⅱ」で修得した地域での生活様式や産業の特性に応じた、効率の良い情報通信技術（ICT）の利活用方法を融合させ、それまでの地域社会での経験学修から得られた課題の改善策を模索する。特に、キーとなる技術については試作を行い、評価する。	呉キャンパス教室 情報処理演習室1、2 【1 号館 2 階】
ソフトウェア実践 〔選択科目／2 単位〕	2・3 年次 （前期・後期）	インターネット社会の普及と高機能化とともに、IoT 技術を応用したさらなる詳細なデータ蓄積、あるいは蓄積された膨大なデータの AI 技術を応用した分析／可視化処理が具現化している。従来これらの技術は、高度で専門的、かつ膨大なプログラミングを必要としていたが、近年、その一部が開発支援環境やソフトウェアライブラリのような様々な形で身近なものとなってきている。本講義では、地域創生の観点から接点のある AI／IoT 応用のためのソフトウェア技術について解説する。	呉キャンパス教室 情報処理演習室1、2 【1 号館 2 階】
多変量解析演習 〔選択科目／2 単位〕	2・3 年次 （前期・後期）	調査データを初めとして、多変量データを扱う研究は少なくない。そのような場合に、多変量解析の手法を用いて意味のあるデータ構造を抽出するための能力を醸成させる。本演習では数学的基礎を理解した上で、多変量解析の理論を理解させる。そのためには高校までに学んでこなかった行列を新たに学修し、深い理解を目指す。そして統計ソフトウェアを利用して重回帰分析、主成分分析、因子分析、共分散構造分析などの解析の方法、結果の解釈、報告書の書き方を学修させる。	呉キャンパス教室 情報処理演習室1、2 【1 号館 2 階】

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
社会調査実習 〔選択科目／1 単位〕	2・3 年次 （前期・後期）	調査の企画から報告書の作成に至る社会調査の全過程について、体験を通じて学修する。量的調査あるいは質的調査について、調査の企画、仮説構成、調査項目の設定、質問文・調査票の作成、対象者・地域の選定、サンプリング、調査の実施、インタビューなどのフィールドワーク、フィールドノート作成、エディティング、集計、分析、仮説検証、報告書の作成を行う。また、フィールドワーク等により地域等で得られたデータに関し、実際に分析を行うことにより演習を行う。	呉キャンパス教室 各教室 【1 号館 3 階】 各実習施設
デザイン表現 〔必修科目／1 単位〕	1・2・3 年次 （前期・後期）	社会や暮らしには様々な「デザイン」が存在する。目に見えないものもあれば、大きさや方法、目的や背景なども様々である。またデザインを用いることで、物事を伝えたり、表現したり、交流やコミュニケーションを図ることもある。ここでは、我々を取り巻く様々なデザイン、例えば、文字やサイン、ポスター、製品、画像や映像、音、食べ物、衣料、建築、町並みなどなどに着目し、異なる種類のデザイン表現に取り組みながら、それらのデザインの意味や役割、理論や技法について理解を深めるとともに、様々なデザイン手法を用いた自己表現力の養成を目指す。	呉キャンパス教室 地域創生学演習室 【1 号館 6 階】
ディベート演習 〔必修科目／1 単位〕	1・2 年次 （前期・後期）	さまざまな社会問題の解決に向けて、意見や価値観の異なる他者と論理的に話し合いを展開する技法を実践的に身につける。授業では、現実社会とつながりのある問題を設定し、情報技術を生かした根拠の入手、根拠に基づく自身の主張の提示、主張をめぐる質疑応答、相手の主張の根拠や筋道の批判的な検討、主張に対する効果的な反論の方法などを、少人数のグループワークを通して実践的に学ぶ。	呉キャンパス教室 地域創生学演習室 【1 号館 6 階】
日本語基礎演習Ⅰ（話す・聞く） 〔選択科目／1 単位〕	1 年次 （前期・後期）	さまざまな社会的な活動で必要となる、日本語を「話す」「聞く」技法を実践的に学ぶ。「話す」では、公的な話し合いやプレゼンテーションで、自分に期待されている役割や目的を意識し、聴き手の理解や価値観にも配慮しながら、正確かつ効果的に話す方法を実践的に学修する。「聞く」では、さまざまな背景を持つ他者の意見について、質問を挟みながら正確に理解し、批判的に検討したうえで、受け入れたり、よりよい意見を目指して話し合ったりする方法を学修する。	呉キャンパス教室 地域創生学演習室 【1 号館 6 階】

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
日本語基礎演習Ⅱ（読む・書く） 〔選択科目／1 単位〕	1 年次 （前期・後期）	さまざまな社会的な活動で必要となる、日本語を「読む」「書く」技法を実践的に学ぶ。「書く」では、読み手と目的を意識しながら、適切な内容・書式・語彙を選択し、情報を正確かつ効果的に伝えるための書き方を学修する。また、自身の意見の説得力を上げるために必要な情報を探し出し、文章に効果的に組み込む方法も学ぶ。「読む」では、他者の書いた文章を読み、目的に合った内容の要約と、批判的読解の方法を実践的に学ぶ。	呉キャンパス教室 地域創生学演習室 【1 号館 6 階】
造形表現基礎演習 〔選択科目／1 単位〕	1・2・3 年次 （前期・後期）	表現の手段は様々にあり、社会生活における他者とのコミュニケーションの中で自己を確立する一手段として知識的・経験的に身につけた表現手法から自身に適した表現手法を取捨選択し、それを用いる。本科目では、様々な表現の中から造形表現に着目し、造形表現の役割について知識と理解を深めるとともに、造形表現感覚を養うため、構図、空間、素材、造形要素について作品制作を通して実践的に学修する。さらに形を創造し表現するための基礎的な諸技法について知識と理解を深め実践するスキルを修得する。	呉キャンパス教室 地域創生演習室2、3 【7 館 1 階】
造形表現応用演習 〔選択科目／1 単位〕	1・2・3 年次 （前期・後期）	本科目では、造形表現基礎演習をベースに福祉・介護現場、地域などで求められる「もの」作りや他の授業との関連性の中で活きるような技術・手法の基礎を修得する。アイディアを可視化・具現化する手段としてデジタル機器などを用いる。3D CAD、3D プリント、金属切削加工、電子工作、Arduino プログラミングなどの基礎的な知識と理解を深め、技術的能力の向上も視野に入れ、作品制作などを通して実践的に学修する。	呉キャンパス教室 地域創生演習室2、3 【7 館 1 階】

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
音楽表現 〔選択科目／1 単位〕	1・2・3 年次 （前期・後期）	音楽のもつ心や身体への影響というものに、何らかの実感的な印象をもつ人が多いのは、音楽が日常生活に密接にかかわるものだからである。人は言葉が理解できなくても、音楽に反応することができる。本科目では、そのような音楽の表現について、福祉施設などのレクリエーション活動にも用いられているいくつかの楽器を用いた演奏をする。実践を通して知識と理解を深めるとともに演奏手法を修得する。また、身近にある物で老若男女誰もが演奏を楽しめる楽器の制作をする。	呉ャンパス教室 各教室 【3 館 3 階】
色彩基礎演習 〔選択科目／1 単位〕	1・2 年次 （前期・後期）	本科目では、色彩基礎論をベースに商品・環境の色彩計画(カラーデザイン)、商品の企画やディスプレイ、ソフト制作などの場面で色彩についての提案が積極的におこなえる基礎的なスキルについて学修する。実践をとおして配色の基礎的技法、色彩イメージ、色彩計画方法の基礎などの理解と知識をさらに深め、色彩検定 2 級/カラーコーディネーター検定 2 級の資格取得可能レベルに相当する知識と技術を修得するとともに、各分野で色彩計画を実施するための基礎的な能力を修得する。	呉キャンパス教室 各教室 【1 号館 3 階】
身体表現演習 〔選択科目／1 単位〕	1・2・3 年次 （前期・後期）	本科目では、非言語表現の一つである身体表現ついて主に実践を通して知識と理解を深めるとともに老若男女問わず関わることができ楽しむことのできる身体表現について考察し、実践を交えながら学修する。身体表現といっても、緩やかな動きのもの、穏やかな動きのもの、激しい動きのもの、手や顔などの部分を使った表現や全身を使った表現など様々で多岐に渡る。身体表現での学びは、どのように地域支援に繋げることができるのか実験的・体験的に検証する。	呉ャンパス教室 各教室 【3 館 3 階】

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
メディアアート 〔選択科目／2 単位〕	1・2・3 年次 （前期・後期）	近年の IT 技術の進歩、インターネットの普及を背景にコンピューター情報の表現手段は拡大し、文字、画像、映像、音声などの人間の視覚、聴覚に訴えるメディア技術が発展してきた。これらは単に技術的発展のみならず、我々の社会生活、ライフスタイル、ビジネススタイルにまで強いインパクトを持ち、その変化を促しつつある。このような IT 技術の発展を背景に、メディアアートは単なる芸術表現にとどまらず、コミュニケーションの基盤的技術として注目を集めている。本科目では、映像制作の基本技法を取りあげ、動画撮影、動画編集の実践を通してメディアアートの制作技術を修得する。	呉キャンパス教室 情報処理演習室1、2 【1 号館 2 階】
地域発見演習 〔必修科目／1 単位〕	1 年次 （前期・後期）	地域や社会、人々の活動や営みは様々な様相を呈し、それらを観察するためいくつもの視点や手法が存在する。ここでは、いくつかの異なる地域を対象として、その地域の地形・地理、自然環境、歴史・文化、産業、暮らしなど地域を把握・理解するために必要な視点と、それらを発見・探求するために用いられる文献資料、地図、インターネットやデジタルデバイス等、現地観察、インタビュー、ヒアリング、アンケート、さらに無人航空機「ドローン」などの方法・手法について学修する。	呉キャンパス教室 各教室 【1 号館 3 階】 各実習施設
地域創生演習Ⅰ 〔必修科目／2 単位〕	2 年次 （前期・後期）	地域発見演習で修得された地域を把握・理解するための視点や手法を実践しつつ、グループ毎に異なる地域を対象としたグループワーク、フィールドワークなどを行いながら、地域の特徴や現状や課題について探るとともに、地域課題解決のための方策や手法、計画や事業に求められる知見やスキルについて理解を深める。ここでは、グループ毎に特定の地域を対象として、文献資料、地図、インターネットやデジタルデバイス等を使いながら、その地域の特徴や現状、課題を把握することを目指す。	呉キャンパス教室 地域創生学演習室 【1 号館 6 階】

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
地域創生演習Ⅱ 〔必修科目／2 単位〕	2 年次 （前期・後期）	地域発見演習で修得された地域を把握・理解するための視点や手法を実践しつつ、グループ毎に異なる地域を対象としたグループワーク、フィールドワークなどを行いながら、地域の特徴や現状や課題について探るとともに、地域課題解決のための方策や手法、計画や事業に求められる知見やスキルについて理解を深める。ここでは、グループ毎に特定の地域を対象として、事前に把握した情報を踏まえつつ、現地観察、インタビュー、地域活動のステークホルダー等との交流を通して、地域の特徴や現状、課題の理解を深めることを目指す。	呉キャンパス教室 地域創生学演習室 【1 号館 6 階】 各実習施設
地域創生実習Ⅰ 〔必修科目／2 単位〕	3年次 （前期・後期）	地域創生演習Ⅰ・Ⅱで修得した地域理解の理論や技法、知見やスキルを活用しつつ、個人またはグループに分かれて、異なる地域、組織や団体を対象としたフィールドワークを行い、地域の現状や課題の把握、地域資源を活かしながら地域課題解決の方策や手法の検討、計画立案、事業実施を経験するとともに、そこで求められる様々な知見やスキルを総合的に学修する。ここでは、地域に関わる上で身に付けるべきマナーや知識を学修した上で、グループや個人で特定の地域活動に参加し、その地域活動の目的や背景、内容、役割、重要性について理解を深める。	呉キャンパス教室 地域創生学演習室 【1 号館 6 階】 各実習施設
地域創生実習Ⅱ 〔必修科目／2 単位〕	3年次 （前期・後期）	地域創生演習Ⅰ・Ⅱで修得した地域理解の理論や技法、知見やスキルを活用しつつ、個人またはグループに分かれて、異なる地域、組織や団体を対象としたフィールドワークを行い、地域の現状や課題の把握、地域資源を活かしながら地域課題解決の方策や手法の検討、計画立案、事業実施を経験するとともに、そこで求められる様々な知見やスキルを総合的に学修する。ここでは、地域に関わる上で身に付けるべきマナーや知識を学修した上で、グループや個人で特定の地域活動に参加し、その地域活動の目的や背景、内容、役割、重要性について理解を深める。	呉キャンパス教室 地域創生学演習室 【1 号館 6 階】 各実習施設

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
地域支援実習 〔選択科目／1 単位〕	1・2 年次 （前期・後期）	地域の特色やそこに生活する人々の環境、地域や環境を維持しようと活動している人々の現状を踏まえるための現場体験をさせる。これにより、地域の役割と、これからの社会を担う若者としての役割を考えさせる。一人の住民として、どのような活動が求められ、何ができるのかなど、地域活性化につなげるために、多様な視点から考察する能力を修得させる。また現場のゲストスピーカーの講話を踏まえて、問題点等の議論を進める能力を修得させる。	呉キャンパス教室 地域創生学演習室 【1 号館 6 階】 各実習施設
地域探求実践Ⅰ 〔選択科目／1 単位〕	1・2 年次 （前期・後期）	地域社会における様々なボランティア活動や地域貢献活動は、多種多様な活動分野や目的、背景、手法がある。ここでは、各々が体験したボランティア活動や地域貢献活動を取り上げ、個人やグループによるプレゼンテーション、ディスカッションを通して、ボランティア活動や地域貢献活動の特徴や特性、その背景や影響、地域社会における役割などについて探求する。また、住民や住民自治組織、自治体、企業、非営利組織など活動主体組織の特性や役割、活動に参加する際に求められる知識や姿勢についても理解を深める。	呉キャンパス教室 地域創生学演習室 【1 号館 6 階】 各実習施設
地域探求実践Ⅱ 〔選択科目／1 単位〕	1・2 年次 （前期・後期）	地域社会における様々なボランティア活動や地域貢献活動は、多種多様な活動分野や目的、背景、手法がある。ここでは、各々が体験したボランティア活動や地域貢献活動を取り上げ、個人やグループによるプレゼンテーション、ディスカッションを通して、ボランティア活動や地域貢献活動の特徴や特性、その背景や影響、地域社会における役割などについて探求する。また、住民や住民自治組織、自治体、企業、非営利組織など活動主体組織の特性や役割、活動に参加する際に求められる知識や姿勢についても理解を深める。	呉キャンパス教室 地域創生学演習室 【1 号館 6 階】 各実習施設

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
インターンシップ 〔選択科目／1 単位〕	3・4 年次 （前期・後期）	企業や自治体などの実務の現場で、責任がある立場での就業体験をすることで、企業や自治体などによる事業や活動について深く理解するとともに、大学で学修した知識やスキル、演習や実習等での経験の統合を図り、専門的な知識の学修や探求に対する目的意識を確立する。また、将来の職業選択や就職に活かす機会として、自己分析を通して自己の適性を正しく認識するとともに、社会人として必要なマナーや責任感を修得することを目指す。	呉キャンパス教室 地域創生学演習室 【1 号館 6 階】 各実習施設
博物館実習 〔選択科目／3 単位〕	2・3 年次 （前期・後期）	本科目では、博物館で働く現場の学芸員の仕事に直接触れることで、専門的で多様な知識とスキルを身につけることを目指す。これまでに学修してきた博物館に関する基礎知識や基礎的なスキルを基に、博物館での仕事の体験を通して、博物館の多様な業務を理解するとともに、学芸員として求められる実践的スキルを修得する。また、実際の資料などを通して、その基本的な技能を修得するとともに、企画展・展覧会などの企画や教育普及事業などに関する知識やその実際を学修する。	呉キャンパス教室 地域創生学演習室 【1 号館 6 階】 各実習施設
社会教育実習 〔選択科目／1 単位〕	3・4 年次 （前期・後期）	社会教育士は、都道府県や市町村教育委員会において社会教育に関する業務を行う「専門的教育職員」である。社会教育実習においては、社会教育関連科目（生涯学習概論Ⅰ・Ⅱ、生涯学習支援論Ⅰ・Ⅱ、社会教育経営論Ⅰ・Ⅱなど）で学修した社会教育理論の基礎理解のもと、生涯学習施設を拠点とした実習を通して、生涯にわたる市民の学びとそのための活動を支援するため、社会教育のための研修や社会教育事業の基本的な業務内容やその機能を理解させる。	呉キャンパス教室 地域創生学演習室 【1 号館 6 階】 各実習施設

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
社会教育演習 〔選択科目／3 単位〕	3・4 年次 （前期・後期）	社会教育は地域社会の維持・活性化に重要な役割を果たしている。その自覚を促し、社会教育指導者、支援者としての知識、技術を修得する。地域社会において、教育委員会、社会教育施設、あるいは本学等により実施されている社会教育事業について、企画・立案・実施・分析などに関し体験を通じた事例研究を行うことにより、持続可能な地域づくりにつながる住民の学びや社会参加を推進するための手法を実践的・体験的に修得する。	呉キャンパス教室 地域創生学演習室 【1 号館 6 階】 各実習施設
卒業研究Ⅰ 〔必修科目／2 単位〕	4 年次 （前期・後期）	社会福祉研究Ⅰ」および「社会福祉研究Ⅱ」で学んだことを踏まえ、学生個人あるいはグループが関心をよせる課題について関連する知識をさらに深め、研究テーマに即して研究を遂行させる。授業では、先行研究レビュー、研究方法にもとづく研究のバリエーションの理解を促す。必要に応じて社会福祉調査を実施し、現状の把握・分析・解決策の模索などを通じた創造的研究を行わせる。また、研究を行う上で求められる行動規範・研究倫理を学ばせる。研究計画書を作成させ、計画に基づく研究成果のまとめのための準備を行わせる。	各研究室
卒業研究Ⅱ 〔必修科目／2 単位〕	4 年次 （前期・後期）	「卒業研究Ⅰ」の学びを踏まえ、研究テーマに即して、個人あるいはグループで、知識・スキルをさらに深めながら、研究を遂行させる。フィールドワーク研究系の学生は、グループで研究成果のまとめを行い、フィールドワーク研究報告会にて発表させる。文献研究系の学生は、研究成果をまとめ文献研究報告会で発表させる、あるいは、研究成果を卒業論文として完成させ、提出させる。これらの一連の学びを通して、課題を発見し分析・考察する力、解決に結びつける力、研究を遂行する力、プレゼンテーションの力を修得させる。	各研究室

社会学科社会福祉学専攻　演習・実習授業と施設との概要

科目名・単位数等	開講年次（開講期）	演習・実習内容	施設・場所
ソーシャルワーク演習 〔選択科目／1単位〕	2・3 年次（前期・後期）	ソーシャルワーク専門職である社会福祉士および精神保健福祉士に求められるソーシャルワークの価値・知識・技術を総合的に理解させるとともに、ソーシャルワーク実践において統合・応用できる能力を修得させる。具体的には、1.ソーシャルワークの価値と倫理について実践的に理解させる。2.基本的なコミュニケーション技術および面接技術について理解させ、その技術を修得させる。3.ソーシャルワークの展開過程およびソーシャルワーカーのアクションについて理解させ、その技術を修得させる。4.ソーシャルワークの記録について理解させ、その技術を修得させる。5.個人およびグループによるプレゼンテーション技術を修得させる。6.グループダイナミクスを活用する技術を修得させる。	東広島キャンパス教室 ソーシャルワーク演習室 【1 号館 4 階】
ソーシャルワーク演習（社会専門）Ⅰ 〔選択科目／2 単位〕	3 年次（前期・後期）	ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められるソーシャルワークの価値・知識・技術を総合的に理解させるとともに、ソーシャルワーク実践において統合・応用できる能力を修得させる。具体的には、虐待（児童・障害者・高齢者等）、ひきこもり、貧困、認知症、終末期ケア、災害時などに関する事例を通じて、ソーシャルワーク実践に必要な価値・知識・技術を統合し、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を修得させるとともに、ソーシャルワークの展開過程と関連する技術、地域福祉の基盤整備と開発に関する技術を演習形式で学修させる。	東広島キャンパス教室 ソーシャルワーク演習室 【1 号館 4 階】
ソーシャルワーク演習（社会専門）Ⅱ 〔選択科目／2 単位〕	3 年次（前期・後期）	ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められるソーシャルワークの価値・知識・技術を総合的に理解させるとともに、ソーシャルワーク実践において統合・応用できる能力を修得させる。具体的には、「ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅰ」および「ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅱ」を通じて学生が体験・学修した事例を活用して事例検討を行い、その意義や方法を理解させるとともに、ソーシャルワーク実践の質の向上を図るためのスーパービジョンの意義や方法について演習形式で学修させる。	東広島キャンパス教室 ソーシャルワーク演習室 【1 号館 4 階】

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅰ 〔選択科目／1 単位〕	2・3 年次 （前期・後期）	個別指導並びに集団指導を通して、ソーシャルワーク実習の意義（スーパービジョンも含む）を理解させ、そのうえで社会福祉士として求められる役割を学ばせる。ソーシャルワークの価値規範と倫理・知識および技術について具体的かつ実践的に理解させ、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を修得させる。具体的には、配属実習の事前学習として、ソーシャルワークの専門的知識、援助技術、実習分野（利用者理解を含む）、施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本的理解を深め、実習の意義・目的を理解させる。	東広島キャンパス教室 ソーシャルワーク演習室 【1 号館 4 階】
ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅱ 〔選択科目／1 単位〕	3 年次 （前期・後期）	配属実習の事前学習として、実習先で必要とされるソーシャルワークの価値規範と倫理・知識および技術について理解させる。また自己の問題意識を深め、利用者の権利擁護を念頭においた個別の実習計画を作成させる。具体的には、現場で求められる相談援助についての知識と技術、当事者のプライバシーの保護と守秘義務等（個人情報保護法を含む）について理解させ、実習記録への記録内容およびその記録方法について学ばせ、実習指導者との協議の下に現場の実情に応じた実習計画を立てさせる。	東広島キャンパス教室 ソーシャルワーク演習室 【1 号館 4 階】
ソーシャルワーク実習指導（社会専門）Ⅲ 〔選択科目／1 単位〕	3 年次 （前期・後期）	実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養させる。具体的には、実習の事後学習として、自己の経験を振り返り、現場で展開された具体的内容を机上の学習と結びつけ理論化していく力を養わせる。実習での学びや気づき、記録を踏まえて課題を整理するとともに、その成果を報告書としてまとめ、実習生同士で議論させ、相互評価を行うとともに、今後の課題について明確化させる。	東広島キャンパス教室 ソーシャルワーク演習室 【1 号館 4 階】

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅰ 〔選択科目／2 単位〕	2・3 年次 （前期・後期）	実習指導者の指導のもとで実際の支援に携わりながら、ソーシャルワーク実践現場における実習体験を通じて、講義等で学修した知識や技術を統合し、社会福祉士としての価値や倫理にもとづく支援を行うための実践能力を修得させる。具体的には、支援を必要とする人や地域の状況を理解し、そのニーズを把握すること、支援を必要とする人の内的資源や社会資源を活用した支援計画を作成・実施・評価すること、実習施設・機関が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解すること、総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携について実践的に理解させることである。実習担当教員は巡回指導を通して、学生および実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況について把握するとともに、個別指導を十分に行う。	各実習施設
ソーシャルワーク実習（社会専門）Ⅱ 〔選択科目／4 単位〕	3 年次 （通期）	実習指導者の指導のもとで実際の支援に携わりながら、講義等で学修した知識や技術を統合し、社会福祉士としての価値や倫理にもとづく支援を行うための実践能力を修得させる。具体的には、支援を必要とする人や地域の状況を理解し、そのニーズを把握すること、支援を必要とする人の内的資源や社会資源を活用した支援計画を作成・実施・評価すること、実習施設・機関が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解すること、総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携について実践的に理解することである。実習担当教員は巡回指導を通して、学生および実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況について把握するとともに、個別指導を十分に行う。	各実習施設

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
ソーシャルワーク演習（精神専門）Ⅰ 〔選択科目／1 単位〕	3 年次 （前期・後期）	この授業は、「ソーシャルワーク演習」を学んだ後に位置づけられる科目で、ソーシャルワーク演習（精神専門）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと連続して学修するよう構成している。精神保健福祉士の演習の意義と目的を理解させ、精神保健福祉士として身につけなければならない基本的な技術、知識の応用力、価値や倫理判断を修得させるため、すべての事例において、精神保健福祉士に共通する原理として「社会的復権と権利擁護」「自己決定」「当事者主体」「社会正義」「ごく当たり前の生活」を実践的に考察することができるよう領域、課題、法制度・サービス、援助技術の 4 つの事項を組み合わせた精神保健福祉援助の事例（集団に対する事例を含む。）を活用し、精神保健福祉士としての実際の思考と援助の過程における行為を想定し、精神保健福祉の課題を捉え、その解決に向けた総合的かつ包括的な援助についてグループワークやロールプレイなどの演習形式で学ばせる。	東広島キャンパス教室 ソーシャルワーク演習室 【1 号館 4 階】
ソーシャルワーク演習（精神専門）Ⅱ 〔選択科目／1 単位〕	3 年次 （前期・後期）	この授業は、「ソーシャルワーク演習Ⅰ（精神専門）」を学んだ後に位置づけられる科目で、ソーシャルワーク演習（精神専門）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと連続して学修するよう構成している。ソーシャルワーク実習Ⅱ（社会専門）で学んだ課題を整理し、ソーシャルワーク実習（精神専門）を前に、「ソーシャルワーク演習Ⅰ」で学んだことを活用し、精神保健福祉士としての実際の思考と援助の過程における行為を想定し、精神保健福祉の課題を捉え、その解決に向けた総合的かつ包括的な援助について「ソーシャルワーク演習」で体験的に学んだことをもとに、精神障害者への支援で用いる援助技術について、実践的理解が深まるようグループワークやロールプレイなどの演習形式で学ばせる。	東広島キャンパス教室 ソーシャルワーク演習室 【1 号館 4 階】

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
ソーシャルワーク演習（精神専門）Ⅲ 〔選択科目／1 単位〕	4 年次 （前期・後期）	この授業は、「ソーシャルワーク演習Ⅱ（精神専門）」を学んだ後に位置づけられる科目で、ソーシャルワーク演習（精神専門）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと連続して学修するよう構成している。「ソーシャルワークの実践」という位置づけとなり、これまで学習した内容や「ソーシャルワーク実習（精神）」で学んだことを踏まえ、それらの知識と実践技術を、事例を通じてより実践的に活用し、総合的、また横断的な理解ができるように学ばせる。具体的には、事例を用いて、「個人に対する」「グループ（集団）を活用した」「地域（コミュニティ）に対する」ソーシャルワーク実践に関し、必要な知識と技術を言語化することができるように学ばせる。また、ソーシャルワークに関する事例を用いて、個人、集団（グループ）、地域（コミュニティ）を対象とした横断的・総合的な専門知識・技術の活用を理解できるようグループワークやロールプレイなどの演習形式で学ばせる。	東広島キャンパス教室 ソーシャルワーク演習室 【1 号館 4 階】
ソーシャルワーク実習指導（精神専門）Ⅰ 〔選択科目／1 単位〕	3 年次 （前期）	「ソーシャルワーク実習（精神専門）」を前に、ソーシャルワーク実習とソーシャルワーク実習指導における個別指導および、集団指導の意義、精神保健医療福祉の現状（利用者理解を含む。）、実際に実習を行う施設・機関・事業者・団体・地域社会等に関する基本的な理解、精神疾患や精神障害のある当事者の語りに触れる体験、現場体験学習、見学実習、実習先で必要とされる精神保健福祉士としてのソーシャルワークに係る専門的知識と技術に関する理解、精神保健福祉士に求められる職業倫理と法的責務に関する理解、実習における個人のプライバシー保護と守秘義務の理解（精神保健福祉士法および個人情報保護法の理解を含む。）、「実習記録ノート」への記録内容・記録方法に関する理解を個別指導および集団指導（グループワーク）において行い、学ばせる。	東広島キャンパス教室 ソーシャルワーク演習室 【1 号館 4 階】

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
ソーシャルワーク実習指導（精神専門）Ⅱ 〔選択科目／1 単位〕	3 年次 （前期・後期）	「ソーシャルワーク実習（精神専門）」を前に、ソーシャルワーク実習とソーシャルワーク実習指導における個別指導および、集団指導の意義、精神保健医療福祉の現状（利用者理解を含む。）、実際に実習を行う施設・機関・事業者・団体・地域社会等に関する基本的な理解、精神疾患や精神障害のある当事者の語りに触れる体験、現場体験学習、見学実習、実習先で必要とされる精神保健福祉士としてのソーシャルワークに係る専門的知識と技術に関する理解、精神保健福祉士に求められる職業倫理と法的責務に関する理解、実習における個人のプライバシー保護と守秘義務の理解（精神保健福祉士法および個人情報保護法の理解を含む。）、「実習記録ノート」への記録内容・記録方法に関する理解、実習生・実習担当教員・実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成を個別指導および集団指導（グループワーク）において行い、学ばせる。	東広島キャンパス教室 ソーシャルワーク演習室 【1 号館 4 階】
ソーシャルワーク実習指導（精神専門）Ⅲ 〔選択科目／1 単位〕	4 年次 （前期・後期）	「ソーシャルワーク実習（精神専門）」を前に、ソーシャルワーク実習とソーシャルワーク実習指導における個別指導および、集団指導の意義、精神保健医療福祉の現状（利用者理解を含む。）、実際に実習を行う施設・機関・事業者・団体・地域社会等に関する基本的な理解、精神疾患や精神障害のある当事者の語りに触れる体験、現場体験学習、見学実習、実習先で必要とされる精神保健福祉士としてのソーシャルワークに係る専門的知識と技術に関する理解、精神保健福祉士に求められる職業倫理と法的責務に関する理解、実習における個人のプライバシー保護と守秘義務の理解（精神保健福祉士法および個人情報保護法の理解を含む。）、「実習記録ノート」への記録内容・記録方法に関する理解、実習生・実習担当教員・実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成を個別指導および集団指導（グループワーク）において行い、学ばせる。	東広島キャンパス教室 ソーシャルワーク演習室 【1 号館 4 階】

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
ソーシャルワーク実習（精神専門） 〔選択科目／5 単位〕	3 年次 （後期） 4 年次 （前期・後期）	これまで学んだ知識等を踏まえ、精神に障害のある人の暮らしや生活上の困難に対する理解を深め、高度な専門性を有する精神保健福祉士としての知識や技術を修得し、福祉専門職として総合的に対応できる力を修得するため、1.それまでに学修した専門的な理論や援助技術等の知識と実際の活動との結びつきを意識して各自が目標・達成するための具体的な課題を設定し、積極的に実習を行う。2.ソーシャルワーク実習（精神専門）担当教員が、週 1 回、実習先への巡回指導または帰校指導を行う。3.利用者の理解と援助の実際について考察し、実習日誌にまとめることができるよう、精神科医療機関（112 時間：14 日）と地域の障害福祉サービス事業所（120 時間：15 日）における実習を通し、学ばせる。	各実習施設
地域がキャンパスⅠ 〔必修科目／2 単位〕	2 年次 （前期・後期）	福祉専門職や社会人として必要な知識・技術・姿勢を地域で活躍する福祉専門職や住民との交流を通じて具体的に理解させる。地域での活動に参加し、活動の主催者や参加者と交流し、企画・運営なども行わせる。活動に参加し活動の経緯、実態を知ることから地域の人々の生活や地域の課題を実感をもって理解させる。住民や他の学生との交流を通じて関係形成力、コミュニケーション力を身につけさせるとともに、活動において自ら企画・運営を行うことで、計画・企画・実践力に加え、デザイン力やコーディネート力、プレゼンテーション力を身につけさせる。	ソーシャルワーク・ラボ1 【1 号館 5 階】 ソーシャルワーク演習室 【1 号館 4 階】

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
地域がキャンパスⅡ 〔必修科目／2 単位〕	2 年次 （前期・後期）	福祉専門職や社会人として必要な知識・技術・姿勢を地域で活躍する福祉専門職や住民との交流を通じて具体的に理解させる。地域での活動に参加し、活動の主催者や参加者と交流し、企画・運営なども行わせる。活動に参加し活動の経緯、実態を知ることから地域の人々の生活や地域の課題を実感をもって理解させる。住民や他の学生との交流を通じて関係形成力、コミュニケーション力を身につけさせるとともに、活動において自ら企画・運営を行うことで、計画・企画・実践力に加え、デザイン力やコーディネート力、プレゼンテーション力を身につけさせる。「地域がキャンパスⅠ」での経験を踏まえ、発展的に学修させる。	ソーシャルワーク・ラボ1 【1 号館 5 階】 ソーシャルワーク演習室 【1 号館 4 階】
キャンプ研修 〔選択科目／1 単位〕	1 年次 （前期・後期）	「キャンパス指導者入門」において修得したキャンプ実施計画の作成、テントの設営や生活の仕方、野外料理、キャンプクラフト、キャンプファイヤー、自然観察、野外レクリエーション等についての基本的知識・技能を基に実践的な指導法を学修させる。また、キャンプ地において実践的に指導体験しながらプログラムの作成から修正、食糧や装備の計画と準備での反省、組織の編成と役割分担の再構成など発展的にキャンプ実習指導ができる能力を身に付けさせる。	ソーシャルワーク・ラボ 2 【1 号館 5 階】 ソーシャルワーク・ラボ 3 【1 号館 5 階】 キャンプ研修施設【学外】
ケアワーク概論 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	社会福祉領域における介護サービス利用者の生活を支える実践者となるために、介護職がどのような環境や視点で生活支援を行っているのかを俯瞰的かつ総合的に捉える力を養成する。そのためにも、具体的なイメージをもって実感し実践的に取り組めるよう理解させ介護についての学修の意識づけを促す。中でも多様な介護サービスの理解をするために、介護保険サービスと介護保険以外のサービスについて、種類や役割、機能について学修する機会とする。また、講義と合わせて基本的な介護技術を学修し、利用者の尊厳を理解した技術の提供の重要性を理解させる。	東広島キャンパス教室 介護実習室 【1 号館 4 階】 家政・調理実習室 【1 号館 4 階】 入浴実習室 【1 号館 4 階】

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
社会福祉研究Ⅰ 〔必修科目／2 単位〕	3 年次 （前期・後期）	これまでの講義・演習において学んできたこと、また、「地域がキャンパス入門」「地域がキャンパスⅠ」「地域がキャンパスⅡ」におけるフィールドワークでの実践体験を踏まえ、今後、自分の関心事を深めていくために必要な研究方法を学生自身に選択させる。選択肢はフィールドワーク研究系と文献研究系の 2 つの研究方法である。フィールドワーク研究系では、これまでのフィールドワークでの実践を継続する、あるいは別のフィールドワークでの実践を体験するかを選択させる。文献研究系では、フィールドワークでの体験を踏まえ、研究テーマを設定し、文献研究を通して理解を深めさせるために、文献研究の意義や方法についての基礎的な理解を促す。各研究方法に応じて、研究の基盤となる実践的な研究を推進できるように、今後の研究基盤を確立させる。	ソーシャルワーク・ラボ1 【1 号館 5 階】 ソーシャルワーク演習室 【1 号館 4 階】 各研究室
社会福祉研究Ⅱ 〔必修科目／2 単位〕	3 年次 （前期・後期）	この授業では、「社会福祉研究Ⅰ」で選択した研究方法にもとづき研究を推進させる。その際、文献研究系の学生には、さらに、研究成果の発表方法にもとづき、文献研究の報告会での発表あるいは論文としての提出の 2 つの選択肢から、自らの研究スタイル、卒業後の進路をふまえ選択させる。「社会福祉研究Ⅰ」で設定した研究テーマにもとづき、学生には、個人あるいはグループで研究テーマを深めるために必要な知識・スキルを修得させる。	ソーシャルワーク・ラボ1 【1 号館 5 階】 ソーシャルワーク演習室 【1 号館 4 階】 各研究室
卒業研究Ⅰ 〔必修科目／1 単位〕	4 年次 （前期・後期）	社会福祉研究Ⅰ」および「社会福祉研究Ⅱ」で学んだことを踏まえ、学生個人あるいはグループが関心をよせる課題について関連する知識をさらに深め、研究テーマに即して研究を遂行させる。授業では、先行研究レビュー、研究方法にもとづく研究のバリエーションの理解を促す。必要に応じて社会福祉調査を実施し、現状の把握・分析・解決策の模索などを通じた創造的研究を行わせる。また、研究を行う上で求められる行動規範・研究倫理を学ばせる。研究計画書を作成させ、計画に基づく研究成果のまとめのための準備を行わせる。	各研究室
卒業研究Ⅱ 〔必修科目／1 単位〕	4 年次 （前期・後期）	「卒業研究Ⅰ」の学びを踏まえ、研究テーマに即して、個人あるいはグループで、知識・スキルをさらに深めながら、研究を遂行させる。フィールドワーク研究系の学生は、グループで研究成果のまとめを行い、フィールドワーク研究報告会にて発表させる。文献研究系の学生は、研究成果をまとめ文献研究報告会で発表させる、あるいは、研究成果を卒業論文として完成させ、提出させる。これらの一連の学びを通して、課題を発見し分析・考察する力、解決に結びつける力、研究を遂行する力、プレゼンテーションの力を修得させる。	各研究室

○広島国際大学大学・大学院運営会議規定

(趣旨)

第1条　この規定は、広島国際大学学則第7条および組織規定第99条第1項に定める広島国際大学大学・大学院運営会議(以下「大学・大学院運営会議」という)の構成、審議事項、運営等必要な事項を定める。

(構成)

第2条　大学・大学院運営会議は、つぎの者をもって構成する。

イ　学長

ロ　副学長

ハ　学部長

ニ　研究科長

ホ　教育・学生支援機構長

ヘ　事務局長

ト　入試センター長

チ　図書館長

リ　情報センター長

ヌ　教育・学生支援部長

ル　情報メディアラーニングセンター長

ヲ　基盤教育センター長

ワ　専門職連携教育センター長

カ　国際交流センター長

ヨ　研究支援・社会連携センター長

タ　専攻科長

(審議事項)

第3条　大学・大学院運営会議は、つぎの事項を審議する。

イ　学生の入学および卒業にかかる基本方針に関すること

ロ　帰国生徒、外国人留学生および特別履修生の入学にかかる基本方針に関すること

ハ　年間行事予定に関すること

ニ　教育課程の編成にかかる基本方針に関すること

ホ　教育研究上の重要な事項および教育研究の振興に関すること

ヘ　大学院担当教員の資格審査に関すること

ト　学則および重要な教学にかかる規定に関すること

チ　教育組織の新設および改廃に関すること

リ　名誉教授の称号授与等に関すること

ヌ　教員の留学に関すること

ル　理事会に付議する案件(教員の任免を除く)に関すること

ヲ　学長が諮問した事項に関すること

ワ　その他管理運営上の重要な事項に関すること

(報告事項)

第4条　大学・大学院運営会議には、つぎの事項を報告するものとする。

イ　大学にかかる理事会決定事項に関すること

ロ　教授会および各委員会で審議した事項に関すること

(招集および議長)

第5条　学長は、大学・大学院運営会議を招集し、議長となる。

2　学長に事故があるときまたは欠けたときは、学長の指名した副学長が議長となり、議長の職務を行う。

(大学・大学院運営会議の庶務)

第6条　大学・大学院運営会議の庶務は、学長室で取り扱う。

(運営細則)

第7条　この規定の定めるもののほか、大学・大学院運営会議の運営に関し必要な事項は、大学・大学院運営会議の議を経て学長が定める。

(規定の改廃)

第8条　この規定の改廃は、大学・大学院運営会議の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付　則

1　この規定は、1998年4月1日から施行する。

2　この改正規定は、2021年4月1日から施行する。

○広島国際大学健康科学部教授会規定

(趣旨)

第1条　この規定は、広島国際大学学則第8条および組織規定第99条第1項に定める広島国際大学健康科学部教授会(以下「教授会」という)の構成、審議事項、運営等必要な事項を定める。

(構成)

第2条　教授会は、つぎの者をもって構成する。

イ　健康科学部長(以下「学部長」という)

ロ　健康科学部教授(特任教授を含む)

2　学部長は、教授会の議を経て、設置学科から各1名の准教授を教授会に加えることができる。

3　前項に定める准教授の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、重任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条　教授会は、健康科学部の教育研究上のつぎの事項を審議する。

イ　学則および重要な教学にかかる規定に関すること

ロ　学生の入学、卒業および学位の授与に関すること

ハ　単位の認定および学業評価に関すること

ニ　学生の留学に関すること

ホ　学生の転学部・転学科に関すること

ヘ　授業時間割の編成に関すること

ト　授業担当者の決定に関すること

チ　研究生、研修生、科目等履修生、特別履修生、外国人留学生および帰国学生の入学に関すること

リ　大学の年間行事予定および授業計画、その他大学および学部の教育方針に関すること

ヌ　名誉教授の称号授与等に関すること

ル　教員の留学に関すること

ヲ　その他学長または学部長が諮問した事項に関すること

(報告事項)

第4条　学部長は、教授会に組織規定第99条第1項に定める大学・大学院運営会議および各委員会で審議したつぎの事項を報告するものとする。

イ　大学・大学院運営会議で決定した健康科学部に関すること

ロ　教員の人事に関すること

ハ　入学試験の判定基準および要綱に関すること

ニ　学生の表彰および懲戒に関すること

ホ　その他各委員会で審議した健康科学部に関すること

(招集および議長)

第5条　教授会は、定例に学部長が招集し議長となる。

2　学部長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ学部長が指名した教授が議長となり、議長の職務を行う。

3　第2条に定める教授会構成員(以下「構成員」という)の3分の1以上の者から、議題を示して請求があれば、学部長は、その招集を決定しなければならない。

4　第1項および前項のほか、学部長は必要ある場合、臨時に教授会を招集することを妨げない。

(定足数および表決)

第6条　教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2　教授会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議題の事前提出)

第7条　教授会に議題を提出しようとする者は、あらかじめその要領を文書で学部長に提出しなければならない。

2　学部長は、教授会の議に付すべき事項を、主管部署の審議を経たうえで速やかに教授会に提出する。ただし、大学全体の運営に影響を及ぼす事項については、あらかじめ学部長は、学長と協議するものとする。

3　教授会の席上、緊急に提案された議題は、即決することができない。ただし、軽易なものおよび出席者の全員が承認したものについては、この限りでない。

(議事録の作成および呈示)

第8条　議長は、学部事務室責任者に会議の次第および出席者の氏名等を記載した議事録を作成させなければならない。

2　議事録は、学部事務室で保管し、構成員の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(関係職員の出席)

第9条　議長は、必要があると認めたとき、構成員以外の職員を教授会に出席させ、議事に関し、これに説明をさせまたは意見を述べさせることができる。ただし、表決に加えることはできない。

(欠席届および議事録による了知)

第10条　教授会に欠席する者は、欠席届をあらかじめ学部事務室を経て学部長に提出しておかなければならない。

2　教授会に欠席した者は、その経緯を議事録によって了知するものとする。

(代議員会)

第11条　教授会に、当該構成員の一部の者をもって組織する代議員会を置く。

2　代議員会の組織および運営については、広島国際大学健康科学部代議員会規定に定める。

(教授会の庶務)

第12条　教授会の庶務は、学部事務室で取り扱う。

(運営細則)

第13条　この規定に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

(規定の改廃)

第14条　この規定の改廃は、大学・大学院運営会議および教授会の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付　則

1　この規定は、2020年4月1日から施行する。

2　この改正規定は、2021年4月1日から施行する。

3　医療福祉学部、医療経営学部、心理科学部、心理学部および医療栄養学部に関する事項は、本教授会で審議または報告する。

○広島国際大学健康科学部代議員会規定

(趣旨)

第1条　この規定は、広島国際大学健康科学部教授会規定(以下「教授会規定」という)第11条第2項に定める広島国際大学健康科学部代議員会(以下「代議員会」という)の組織および運営等必要な事項を定める。

(目的)

第2条　代議員会は、教授会規定第3条に掲げる教授会の審議事項のうち、つぎの事項について審議する。

イ　単位の認定および学業評価に関すること

ロ　学生の留学に関すること

ハ　学生の転学部・転学科に関すること

ニ　授業時間割の編成に関すること

ホ　授業担当者の決定に関すること

ヘ　研究生、研修生、科目等履修生、特別履修生、外国人留学生および帰国学生の入学に関すること

ト　大学の年間行事予定および授業計画、その他大学および学部の教育方針に関すること

2　代議員会は、教授会規定第4条に掲げる報告事項について、報告を行うことができる。代議員会で報告を行った事項については、教授会での報告を省略することができる。

(構成)

第3条　代議員会は、つぎの者をもって構成する。

イ　健康科学部長(以下「学部長」という)

ロ　健康科学部の各学科長

ハ　教授会構成員のうち学科長が指名した者　各学科1名

ニ　その他学部長が指名した者　若干名

2　前項イ号およびロ号の代議員の任期は、その在任期間中とする。

3　第1項ハ号およびニ号の代議員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、重任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集および議長)

第4条　代議員会は、学部長が招集し議長となる。

2　議長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ議長が指名した代議員が議長となり、議長の職務を行う。

(定足数および表決)

第5条　代議員会は、構成員の3分の2以上かつ各学科1名以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2　代議員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。代議員会で審議した結果、教授会における議決が必要と判断された事項については、教授会においてその審議を行うものとする。

(議題の事前提出)

第6条　代議員会に議題を提出しようとする者は、あらかじめその要領を文書で学部長に提出しなければならない。

(議事録の作成および呈示)

第7条　議長は、学部事務室責任者に会議の次第および出席者の氏名等を記載した議事録を作成させなければならない。

2　議事録は、学部事務室で保管し、構成員の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(関係職員の出席)

第8条　議長は、必要があると認めたとき、構成員以外の職員を代議員会に出席させ、議事に関し、これに説明をさせまたは意見を述べさせることができる。ただし、表決に加えることはできない。

(欠席届および議事録による了知)

第9条　代議員会に欠席する者は、欠席届をあらかじめ学部事務室を経て学部長に提出しておかなければならない。

2　代議員会に欠席した者は、その経緯を議事録によって了知するものとする。

(代議員会の庶務)

第10条　代議員会の庶務は、学部事務室で取り扱う。

(運営細則)

第11条　この規定に定めるもののほか、代議員会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

（規定の改廃）

第12条　この規定の改廃は、大学・大学院運営会議および教授会の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付　則

1　この規定は、2020年4月1日から施行する。

2　この改正規定は、2021年4月1日から施行する。

○広島国際大学学位規定（案）

第1章　総則

(趣旨)

第1条　この規定は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条、広島国際大学大学院(以下「本大学院」という)学則第25条および広島国際大学(以下「本大学」という)学則第31条の規定に基づき、本大学において授与する学位、論文審査の方法、試験および学力の確認方法その他学位に関して必要な事項を定める。

第2章　学位の授与要件

(学位)

第2条　本大学において授与する学位は、博士、修士および学士とし、つぎのとおりとする。

博士(看護学)

博士(医療技術学)

博士(リハビリテーション学)

博士(心理学)

博士(薬学)

修士(看護学)

修士(医療技術学)

修士(リハビリテーション学)

修士(医療福祉学)

修士(医療経営学)

修士(心理学)

学士(診療放射線学)

学士(臨床工学)

学士(臨床検査学)

学士(救急救命学)

学士(理学療法学)

学士(作業療法学)

学士(言語聴覚療法学)

学士(義肢装具学)

学士(看護学)

学士(薬学)

学士(心理学)

学士(医療栄養学)

学士(医療経営学)

学士(地域創生学)

学士(社会福祉学)

学士(健康スポーツ学)

(博士の学位授与要件)

第3条　博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該博士課程を修了した者に授与する。

2　前項に定める者のほか、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査および試験に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という)された者にも授与することができる。

(修士の学位授与要件)

第4条　修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該博士前期課程または修士課程を修了した者に授与する。

(学士の学位授与要件)

第5条　学士の学位は、本大学学則の定めるところにより、本大学を卒業した者に授与する。

第3章　学位論文の審査方法

第1節　課程修了による博士および修士の学位論文審査方法

(博士論文審査の申請)

第6条　本大学院博士課程の学生が博士論文の審査を申請しようとするときは、博士論文審査申請書に博士論文、論文目録、論文要旨および履歴書に第5項に定める論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

2　博士論文は、自著1篇とする。ただし、博士論文の内容に関連のある参考資料を添付することができる。

3　研究科長は、審査のため必要があるときは、博士論文の訳文、模型または標本等を提出させることができる。

4　博士論文の提出部数は、正本1部、副本2部および電子データ1部とする。

5　論文審査手数料は、50,000円とする。

(修士論文審査の申請)

第7条　本大学院博士前期課程または修士課程の学生が修士論文の審査を申請しようとするときは、修士論文審査申請書に修士論文、論文目録、論文要旨および履歴書に第3項に定める論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

2　修士論文の提出部数は、正本1部、副本3部とする。

3　論文審査手数料は、10,000円とする。

(特定の課題についての研究成果の審査の申請)

第7条の2　本大学院博士前期課程または修士課程の学生が特定の課題についての研究成果の審査を申請しようとするときは、研究成果審査申請書に特定の課題についての研究成果および履歴書に第3項に定める研究成果審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

2　研究成果の提出部数は、正本1部、副本3部とする。

3　研究成果審査手数料は、10,000円とする。

(学位論文等審査)

第8条　研究科長は、第6条第1項、第7条第1項または前条第1項の申請書を受理したときは、学位論文または特定の課題についての研究成果(以下「学位論文等」という)を研究科委員会の審査に付さなければならない。

(審査委員)

第9条　研究科委員会は、審査に付する学位論文等ごとにその学位論文等の内容に応じた研究分野および関連分野担当の教員のうちから主査1名、副査2名以上の審査委員を選出する。この場合において、1名は原則として指導教員とする。

2　研究科委員会は、学位論文等審査のため必要があると認めるときは、他の大学院または研究所等の教員等を前項に規定する審査委員とすることができる。

3　審査委員は、学位論文等の内容について審査するとともに最終試験を行うものとする。

(最終試験の方法)

第10条　最終試験は、学位論文等を中心として、その関連する分野について口述または筆記により行うものとする。

(審査結果の報告)

第11条　審査委員は、学位論文等の審査および最終試験が終了したときは、その学位論文等審査の要旨、最終試験の結果の要旨および審査上の意見を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(課程修了の認定)

第12条　研究科委員会は、修得単位、学位論文等の審査および最終試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について審議する。

(審査結果の報告)

第13条　研究科長は、研究科委員会が前条の規定により審議した結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

第2節　論文提出による博士の学位論文審査方法

(論文提出による博士の学位請求の申請)

第14条　本大学院の学生以外の者が、第3条第2項により博士の学位を請求しようとするときは、学位申請書に博士論文、論文目録、論文要旨、履歴書および論文審査手数料100,000円を添え、学長に提出しなければならない。

2　本大学院の博士後期課程に3年以上(薬学研究科にあっては博士課程に4年以上)在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。ただし、退学後3年以内に博士論文を提出する場合の論文審査手数料は50,000円とする。

3　第1項の博士論文を提出する場合の参考資料の添付および提出部数等については、第6条第2項から第4項までの規定を準用する。

(博士論文審査)

第15条　学長は、前条第1項の学位申請書を受理したときは、その審査を研究科委員会に付託しなければならない。

2　研究科委員会は、前項の付託に基づき博士論文の審査を行うものとする。

3　前項の博士論文の審査は、学位申請書を受理した日から1年以内に終了しなければならない。

4　審査委員、試験の方法および審査結果の報告については、第9条から第11条までの規定を準用する。

(学力の確認)

第16条　第3条第2項の学力の確認は、研究科委員会において委嘱された教員が行うものとする。

2　学力の確認の方法は、博士論文に関連する分野の科目および外国語について、口述または筆記により行うものとする。

3　本大学院博士後期課程に3年以上(薬学研究科にあっては博士課程に4年以上)在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ退学した者が、博士論文を提出したときは、研究科委員会で定める年限内に限り、第1項に定める学力の確認を行わないことができる。

(授与資格の認定)

第17条　研究科委員会は、博士論文の審査、試験および学力の確認の結果に基づき、その者の学位授与要件の有無の認定(以下「授与資格の認定」という)について審議する。

2　前項の審議結果の学長への報告については、第13条の規定を準用する。

第4章　学位の授与等

(学位の授与)

第18条　学長は、博士および修士の学位について、第12条または第17条第1項の審議を経て、課程修了または授与資格の認定を行い、当該学位を授与する。

2　学長は、学士の学位について、本大学学則の定めるところにより、当該学位を授与する。

3　学長は、学位を授与することができない者に対しては、その旨を通知する。

4　修士の学位記の授与は、毎年3月および9月とし、博士の学位授与日は、学位授与判定の日とする。

(学位名称の使用)

第19条　学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「広島国際大学」と付記しなければならない。

(学位の取消し)

第20条　学長は、博士、修士または学士の学位を授与された者がつぎの各号のいずれかに該当

するときは、研究科委員会または教授会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

イ　不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき

ロ　学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき

第5章　博士論文の公表

(博士論文要旨等の公表)

第21条　学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3カ月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第22条　博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3　博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4　第1項または第2項の規定により博士論文を公表する場合には、第1項については博士論文に「広島国際大学審査学位論文(博士)」、前項については博士論文の要旨に「広島国際大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

第6章　その他

(学位論文等の返付)

第23条　受理した学位論文等および納付された審査手数料は、理由の如何を問わずこれを返付しない。

(学位記等の様式)

第24条　学位記の様式は、様式第1から第5までのとおりとし、論文審査申請書、研究成果審査

申請書、学位申請書、論文目録および履歴書の様式については、別に定める。

(細則)

第25条　この規定に定めるもののほか、学位論文等の提出時期および審査の期限ならびに試験等学位審査に関し必要な事項は、研究科委員会において別に定める。

(規定の改廃)

第26条　この規定の改廃は、博士および修士の学位に関する条項については大学・大学院運営会議および研究科委員会、学士の学位に関する条項については大学・大学院運営会議および教授会の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付　則

1　この規定は、1998年4月1日から施行する。

2　この改正規定は、2024年4月1日から施行する。

3　2023年度以前の入学者に授与する学位については、なお従前の例による。

○広島国際大学教員選考基準

(趣旨)

第1条　この基準は、任用規定第8条に定める広島国際大学(以下「本学」という)の教育職員の職階の任用に関して必要な選考基準を定める。

(教授の資格)

第2条　教授に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

イ　博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見および研究上の指導能力をもち、かつ、研究上の業績が著しいと認められる者

ロ　教育研究上の業績が前号の者に準じると認められる者

ハ　大学において、10年以上准教授(助教授を含む)としての経歴があり、教育研究上の業績が著しいと認められる者

ニ　大学設置・学校法人審議会において、大学教授の資格があると認められた者

ホ　体育・芸術等については、特殊な技能に秀で、教育の経歴のある者

ヘ　専攻分野について、特に優れた知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(准教授の資格)

第3条　准教授に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

イ　前条に規定する教授となることのできる者

ロ　博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有し、研究上の業績があると認められる者

ハ　大学において、5年以上専任講師としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

ニ　研究所・試験所・医療機関等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者

ホ　大学設置・学校法人審議会において、大学准教授(助教授を含む)の資格があると認められた者

ヘ　体育・芸術等については、特殊な技能をもち、教育の経歴のある者

ト　専攻分野について、優れた知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(講師の資格)

第4条　講師に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

イ　前条に規定する准教授となることのできる者

ロ　博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者

ハ　大学において、3年以上助教としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

ニ　大学設置・学校法人審議会において、大学講師の資格があると認められた者

ホ　体育・芸術等については、特殊な技能をもち、教育上の能力があると認められる者

ヘ　専攻分野について、知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(助教の資格)

第4条の2　助教に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

イ　前条に規定する講師となることのできる者

ロ　修士の学位または専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者

ハ　大学の6年制の学部を卒業し、教育上の能力があると認められる者

ニ　大学において、助教としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

ホ　大学設置・学校法人審議会において、大学助教の資格があると認められた者

ヘ　専攻分野について、知識および経験を有し、教育上の能力があると認められた者

(助手の資格)

第5条　助手に任用することのできる者は、修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者でなければならない。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する者を特別に選考のうえ任用することができる。

イ　大学助手の経歴を有する者

ロ　短期大学または高等専門学校で准教授(助教授を含む)、専任講師もしくは助手の経歴を有する者

ハ　学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)を有する者

ニ　前3号に準じる学識または技能をもち、教育の能力があると認められる者

(基準の改廃)

第6条　この基準の改廃は、大学・大学院運営会議の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付　則

1　この基準は、1998年4月1日から施行する。

2　この改正基準は、2021年4月1日から施行する。

3　この基準は、学部および学科が完成年度を終了するまでの間は、適用しない。

関連する授業科目のシラバス

科目名	年次	期間	単位（時間）	区分
専門職連携基礎演習Ⅰ	1	前期	1（30）	必修
	担当者	各学科担当教員		

〔授業の目的・ねらい〕

健康・医療・福祉に関わる様々な専門職は皆、サービス利用者の利益を第一に考えていることを理解する。自分が目指す職種や他職種は、サービスの利用者を中心としたチームのメンバーであり、その連携の重要性を理解する。様々な職種の業務内容を広く知ることができる課題を設け、各専門職の関わり等をグループで学習し、また専門職が有効に連携するために必要なコミュニケーション能力を修得することを目的とする。

〔到達目標〕

1．健康・医療・福祉において、サービス利用者の利益が第一に考えられていることを説明できる。

2．サービス利用者を中心に様々な専門職が連携するチームの重要性を説明できる。

3．様々な考え方を持つ集団の中で、自分の言葉で論理的に説明し、他者の話を理解し判断することができる。

〔授業の流れ〕

回数	授業の構成	内容・要点	準備学習
第1回 第2回	専門職連携教育(IPE)導入にあたっての説明	・「広国 IPE について」プレゼン資料視聴 専門職連携教育の説明 ・専門職連携基礎演習の進め方 ・課題作成	予習：「キャリアブック」を読み、各専門職の業務内容と特色について調べ、それぞれの職種が利用者に果たす役割について理解しておく（各 30 分）。
第3回	コミュニケーション演習（1）	・第1回目前半プレゼン資料視聴 ・課題作成	コミュニケーション演習にかかる資料を確認しておく。
第4回	コミュニケーション演習（1）	・第1回目後半プレゼン資料視聴 ・課題作成	コミュニケーション演習にかかる資料を確認しておく。
第5回	コミュニケーション演習（2）	・第2回目前半プレゼン資料視聴 ・課題作成	コミュニケーション演習にかかる資料を確認しておく。
第6回	コミュニケーション演習（2）	・第2回目後半プレゼン資料視聴 ・課題作成	コミュニケーション演習にかかる資料を確認しておく。
第7回	コミュニケーション演習（3）	・第3回目前半プレゼン資料視聴 ・課題作成	コミュニケーション演習にかかる資料を確認しておく。
第8回	コミュニケーション演習（3）	・第3回目後半プレゼン資料視聴 ・課題作成	コミュニケーション演習にかかる資料を確認しておく。
第9回 第10回	健康・医療・福祉に関する専門職の種類と役割（1）	・専門職の整理 ・課題作成	健康・医療・福祉に関する専門職の種類を調べておく。
第11回 第12回 第13回	健康・医療・福祉に関する専門職の種類と役割（2）	・専門職への理解を深めるための作業 ・確認小テスト ・課題作成	健康・医療・福祉に関する専門職の役割について調べておく。
第14回 第15回	具体的事例を基にした多職種連携に関する基礎の整理	・事例「父の入院」＋4 シナリオ ・最終レポート作成	事例を熟読し、関連する専門職について調べておく。

〔評価基準〕

レポート（100%）

〔教科書・参考図書〕

◎『IPE の手引き』

◎『キャリアブック』

〔履修要件〕

特になし。

科目名	年次	期間	単位（時間）	区分
専門職連携基礎演習Ⅱ	1	後期	1（30）	必修
	担当者	各学科担当教員		

〔授業の目的・ねらい〕

将来における専門職間の密な連携をスムーズに実践するための基盤として、本演習では問題点の抽出・整理からその解決策を模索する基本プロセスをグループワークを通じて体験することに主眼を置く。

具体的には、問題点の抽出・整理はＫＪ法（川喜田 二郎 法）を活用して進め、問題点の解決策の模索は二次元展開法を用いて解決すべき問題の優先順位を議論し、解決の糸口を引き出すと共にその解決法を提案することを目指す。これらの成果は模造紙にまとめ、ポスター形式で発表する。

〔到達目標〕

1．自身の立場を他者に解り易く説明するとともに、他者と積極的に交流することができる。
2．大学生活を進める中から、生じた問題点や不安材料を抽出・整理することができる。
3．列挙された問題点や不安材料をメンバー間で共有し、その解決を図るための方策を議論から導くことができる。
4．メンバー間で効率的かつ効果的に議論が進むように、個々の役割を責任を持って果たすことができる。
5．メンバー間で議論した内容を明確に伝えるために、その成果を解り易くプロダクトとしてまとめることができる。
6．他者の意見にも耳を傾け、解釈し、より良い成果へと結びつけることができる。
7．演習全体を総合的に振り返る（総括する）とともに、チームとしての機能性（連携性）を自己評価することができる。

〔授業の流れ〕

回数	授業の構成	具体的内容・要点	準備学習
第1回	専門職連携基礎演習 II の概要説明と準備	・本演習の目標を含め、基礎演習全体の概要を説明する。 ・評価基準の明示する。 ・概要説明後、各チームに分かれて顔合わせ等を行う。 ・次回の演習に向けて、「私の未来予想図」（ワークシート）を作成する（各学科の履修マップなども参考資料にする）。	CoursePower にて自身のチームおよび班、演会場など案内を確認する。
第2回	初年次キャリアデザイン 「私の未来予想図」	・準備学習でまとめたワークシートを基に、チームメンバーを前に各自発表する。 ＊これまでの自身を振り返り、将来の夢の実現に向けた決意を、自分の強みや価値観なども交えて語り合う。 ＊将来、自身が描く自分像を発表の最後に付け加える。 ・発表内容に関して自由に質疑応答を行う。 ・次回の演習に向けた準備を確認する。	作成したワークシートを再確認し、発表の準備を行っておく。
第3回	問題点の抽出・整理 テーマ：「半年間の学生生活が過ぎて」	・ＫＪ法の説明 ・班ごとに問題点または不安要素の列挙する（ラベルの書き出し）。 ・類似したラベルのグループ化を行う（ラベルの整理）。 ・各グループにタイトル（表札）を付ける。 ・次回に向けて、抽出・整理されたグループ間の関連性を考える。 ・一旦、作業を中断し、今回の成果を記録する（次回、作業再開のために）。 ・次回の演習に向けた準備を確認する。	自身の半年間の学生生活で生じた（感じた）問題点や不安要素を予め列挙しておく。
第4回	整理内容の図解化	・準備学習で各々が想定した図解案（アイデア）を発表して協議する。 ・班としての図解案を決定する。 ・図解案に前回協議したグループ間の関連性を反映させる。 ・決定した内容をプロダクトとして模造紙にまとめる。 ・次回の演習に向けた準備を確認する。	各自が考案した図解を再確認し、発表する準備をしておく。
第5回	優先課題の抽出および解決法の模索	・前回まとめたプロダクトの修正の提案があれば、班内で再検討する。 ・二次元展開法について説明する。 ・班内で協議し、二次元展開法を利用して優先すべ課題を抽出する。 ・掲げた優先課題について、効果的な解決方法を考案する。	プロダクトの修正箇所があれば列挙し、班メンバーに呈示できるように準備をしておく。
第6回	抽出された課題に対する解決策の策定 プロダクト全体の検証 最終成果発表会に向けた準備	・優先課題の抽出、およびその解決法の策定に関するプロダクトを模造紙で作成 ・前回までに作成したプロダクトとともにプロダクト全体を検証する。 ・最終発表に向けて、班としての見解を整理する。	最終的なプロダクトを作成するにあたり、不足する事項などが無いか各自検証しておく。
第7回	最終成果発表会	・ポスターセッション形式（巡回形式）で発表会を実施 ・討論時間を設け、発表側と聴講側に分かれて討論する。 ＊聴講側は、必ず指定した数の他の班との間で討論する。 ＊反省（振り返り）材料とするため、討論内容はメモを残す。	最終発表会に向け、各班で作成したポスターの内容およびこれまでの作業内容を整理しておく。
第8回	省察と総括	・演習全体を通じての省察と総括を実施する。 ・班メンバーの相互評価（ピア・レビュー）を行う。	振り返りシートを作成し、チーム内で議論できるように内容を再確認しておく。

〔評価基準〕

演習への参加態度（チーム貢献度を含む）（55%）
プロダクト（課題等も含む）評価（30%）
プレゼンテーション評価（15%）

〔教科書・参考図書〕

◎『IPE の手引き』
◎『キャリアブック』

〔履修要件〕

全学科共通スタンダード科目であり、キャンパス毎に学科混成で実施する。

科目名	年次	期間	単位（時間）	区分
専門職連携総合演習Ⅰ	2、3、4	期間外	1（30）	必修
	担当者	各学科担当教員		

〔授業の目的・ねらい〕

本学のすべての学科・専攻を訪ね、その職務内容、学習内容について一通り把握する自分の学科・専攻では、説明に回る。他学科の学生と、専門的な用語を用いてコミュニケーションを実践する各学科で養成する職種についての説明や実習器具などの体験を通じて、自分の志望する職種との連携のあり方について考える機会とする。

〔到達目標〕

１．本学の学科・専攻での専門職とその職務内容，学習内容について一通り把握する
２．専門職がどのように連携しているのか，その方法と内容を学ぶ
３．自身が所属する学科・専攻の専門性について，十全に説明できるように改めて把握しなおす

〔授業の流れ〕

回数	授業の構成	具体的内容・要点	準備学習
第１回	オリエンテーション	本学の学科の構成、見学スケジュールを説明する。	「IPE の手引き」と「仕事と資格 23」を読み、各専門職の業務内容と特色について調べ、それぞれの職種が利用者に果たす役割について理解しておく。
第２回	本学のすべての学科・専攻を訪ねて見学する。	チーム医療の観点から、各学科の説明を聞き、その専門職と職務内容の概要を把握する。	自分の学科・専攻について、十分に説明ができるようにあらかじめ資料を作成しておく。
第５回		各専攻に関係する専門職の職場や業務内容、専門性について説明する。	自分が所属する専攻の資格の業務内容や役割について、新聞記事や文献等で理解を深めておく。
第６回	ディスカッション、まとめと発表	各学科・専攻から混成チームを作り，どのような専門職間の連携がなされているのか，また今後どのような連携が可能であるか，ケースを念頭においてレポートとプレゼンテーションにまとめる。プレゼンテーションについてはコンテスト投票を実施する。	纏めた内容を確認しておく。
第７回			
第８回			
第９回			

〔評価基準〕

プレゼンテーション（60%）
授業への参加態度（40%）

〔教科書・参考図書〕

特になし

〔履修要件〕

特になし

科目名	年次	期間	単位（時間）	区分
専門職連携総合演習Ⅱ	2、3、4	期間外	1（30）	必修
	担当者	各学科担当教員		

〔授業の目的・ねらい〕

多学科の学生混合の少人数チームを編成し、ＰＢＬ形式を用いて互いに効果的なコミュニケーションを図る。
健康・医療・福祉分野の事例におけるサービス利用者やその家族の生活におけるニーズや問題点を情報共有する。
最適なケアプランを提案するまでのチーム内のプロセスを修学し､その過程や検討したケアプランの内容について聴衆にわかりやすく伝える。

〔到達目標〕

1．チーム内の発言を良く聞き、意見の対立や葛藤を解決しながら、互いの考えを尊重しチームの合意を得ようとするチーム運営スキルを理解し、その実践に尽力できる。
2．多様な価値観、信念、ニーズに沿いながら事例の背景や状況を深く理解し、他の専門職を尊重しながら各自の立場で意見を述べることができる。
3．ニーズ把握からケアプランの作成に至るプロセスをメンバー全員の視野の広い建設的なディスカッションにより進めることができる
4．本授業の成果、ケアプランを考えたプロセス、検討したケアプランの内容について効果的にわかりやすくプレゼンすることができる。
5．取り組んだ事例における多職種連携の意義が自分の言葉で説明できる。

〔授業の流れ〕

回数	授業の構成	具体的内容・要点	準備学習
第 1 回	オリエンテーション	本授業の目的、方法等について理解し、提示された事例の概要を理解するとともに、学生毎に担当する事例を決定する。	1）これまで本学の専門職連携教育（ＩＰＥ）で学修した多職種連携の目的や各専門職の役割、チーム内に求められるコミュニケーション能力等について復習しておくこと。 2）シラバスを読んでおくこと。
第 2 回～第 5 回	演習第 1 日目	1）自己紹介、アイスブレイキング 2）チーム運営スキルについての演習 3）ケアプランの作成に至るプロセスについての演習 4）事例の内容のサービス利用者やその家族の状況、専門職との関わりについて理解を深めその内容を共有する。	各自の専門職のユニホーム、名札の準備をすること。 以下の予習をしておくこと。 1）担当する事例の内容をよく理解し、不明な専門用語や内容について下調べを済ませておくこと。 2）各自が関わる専門職と事例の内容との関わりについて説明ができるようにしておくこと。(目指す専門職との関わりが少ない事例では、サービス利用者やその家族などの当事者の視点で内容の説明ができるようにしておくこと)
第 6 回～第 9 回	演習第 2 日目	1）サービス利用者やその家族のニーズ（意向）の把握 2）課題（問題点）の抽出、整理・分析 3）課題解決のための方向性の検討とケアプランの目標設定 4）具体的なサービス内容を含んだケアプランの作成	チームの進捗状況に合わせて、自己の役割が果せるように準備を行なうこと。
第 10 回～第 13 回	演習第 3 日目	1）パワーポイントファイルを用いたプレゼンテーションの準備を行う 2）4 日間の学修の振り返り	チームの進捗状況に合わせて、自己の役割が果せるように準備を行なうこと。 必要に応じてノートパソコンを準備すること。
第 14 回～第 15 回	演習第 4 日目	1）本授業により得られたケアプランやそのケアプランに至ったプロセス、本演習の学修成果について、聴衆にとって理解しやすいプレゼンテーションを行う。 2）他チームのプレゼンを聴講する。	チームの進捗状況に合わせて、自己の役割が果せるように準備を行なうこと。

〔評価基準〕

基礎点（60%)、個別的評価（8%)、チームの到達度（16%)、プレゼンテーション内容（16%）

〔教科書・参考図書〕

特になし。

〔履修要件〕

特になし。